

平成14年 (2002年)

久米島町議会会議録

第7回臨時会 (10月28日)	1日間
第8回臨時会 (11月29日)	1日間
第9回定例会 (12月16日～18日)	3日間

久米島町議会

目 次

平成14年第7回久米島町議会臨時会会議録

(1日目)

第1号(10月28日)

平成14年第4回久米島町議会臨時会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第1号	4
開会	5
日程第1 会議録署名議員の指名(会規則120)	5
日程第2 会期の決定(会規則5)	5
日程第3 議案第42号 一般廃棄物最終処分場建設工事(土木工事)請負契約 について	5
日程第4 議案第43号 リサイクルセンター建設工事請負契約について	9
日程第5 議案第44号 一般廃棄物最終処分場建設工事(浸出水処理施設) 請負契約について	12
日程第6 議案第45号 久米島伝統工芸体験施設建設工事請負契約について	14
閉会	19

平成14年第8回久米島町議会臨時会会議録

(1日目)

第1号(11月29日)

平成14年第4回久米島町議会臨時会会期日程	21
出席議員	22
議事日程第1号	24
開会	25
日程第1 会議録署名議員の指名(会規則120)	25
日程第2 会期の決定(会規則5)	25
日程第3 議案第46号 大岳小学校水泳プール建設工事(建築)請負契約について	25
日程第4 議案第47号 久米島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正する条例	32
日程第5 議案第48号 久米島町特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	34
日程第6 議案第49号 久米島町教育委員会教育長の給与等に関する 条例の一部	36

を改正する条例

日程第7	議案第50号	久米島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	37
日程第8	議案第51号	久米島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	44
日程第9	議案第52号	久米島町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	45
閉会			46

平成14年第9回久米島町議会定例会会議録

(1日目)

第1号(12月16日)

平成14年第9回久米島町議会定例会会期日程	49	
出席議員	50	
議事日程第1号	52	
一般質問通告一覧表	53	
開会	55	
日程第1	会議録署名議員の指名(会規則120)	55
日程第2	会期の決定(会規則5)	55
日程第3	議長諸般の報告	55
日程第4	一般質問	55
	山城節さん	55
	田里市郎さん	56
	上里総功さん	57
	山里昌伸さん	60
	山川正員さん	62
	仲村昌慧さん	65
	仲地宗市さん	67
	山城宗太郎さん	69
	上江洲盛元さん	69
	山城和満さん	76
	平田勉さん	83
	翁長英夫さん	88
	仲原健さん	90
	國吉弘志さん	93
	島袋完英さん	96
散会		101

平成14年第9回久米島町議会定例会会議録

(2日目)

第2号(12月17日)

出席議員	103
議事日程第2号	105
開会	106
日程第1 会議録署名議員の指名(会規則120)	106
日程第2 一般質問	106
平田清勇さん	106
日程第3 議案第53号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更 及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更について	107
日程第4 議案第54号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更について	109
日程第5 議案第55号 辺地に係る公共的総合整備計画の策定について	111
日程第6 議案第56号 平成14年度久米島町一般会計補正予算(第2号)	119
日程第7 議案第57号 平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算(第2号)	130
日程第8 議案第58号 久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正す る条例	131
日程第9 議案第59号 久米島町水道事業給水事業の一部を改正する条例	133
日程第10 議案第60号 久米島町有バス条例の一部を改正する条例	135
日程第11 議案第61号 久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例	138
散会	141

平成14年第9回久米島町議会定例会会議録

(3日目)

第3号(12月18日)

出席議員	143
議事日程第3号	145
開会	146
日程第1 会議録署名議員の指名(会規則120)	146
日程第2 認定第1号 平成13年度仲里村一般会計歳入歳出決算認定について	146
日程第3 認定第2号 平成13年度仲里村国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定について	146
日程第4 認定第3号 平成13年度仲里村老人保健特別会計歳入歳出決算認定 について	146
日程第5 認定第4号 平成13年度仲里村介護保険特別会計歳入歳出決算認定	146

		について	
日程第6	認定第5号	平成13年度仲里村下水道特別会計歳入歳出決算認定に ついて	・・・ 146
日程第7	認定第6号	平成13年度仲里村水道事業会計決算認定について	・・・・・・ 146
日程第8	認定第7号	平成13年度具志川村一般会計歳入歳出決算認定について	・・・ 146
日程第9	認定第8号	平成13年度具志川村国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について	・・・ 146
日程第10	認定第9号	平成13年度具志川村老人保健特別会計歳入歳出決算認 定について	・・・ 146
日程第11	認定第10号	平成13年度具志川村農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算認定について	・・・ 146
日程第12	認定第11号	平成13年度具志川村下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について	・・・ 146
日程第13	認定第12号	平成13年度具志川村介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について	・・・ 146
日程第14	認定第13号	平成13年度具志川村水道事業会計歳入歳出決算認定につ いて	・・・ 146
日程第15	認定第14号	平成13年度久米島消防組合一般会計歳入歳出決算認定 について	・・・ 146
日程第16	認定第15号	平成13年度久米島総合施設組合一般会計歳入歳出決算 認定について	・・・ 146
日程第17	議案第62号	久米島町の議会の定数を定める条例	・・・・・・ 161
日程第18	発議第12号	久米島町議会会議規則の一部を改正する規則について	・・・ 162
閉会			・・・・・・ 163

平成14年(2002年)

第7回久米島町議会臨時会

1日目

10月28日

平成14年 第7回久米島町議会臨時会 会期日程

開 会 平成14年10月28日（月）
 閉 会 平成14年10月28日（月） 会期 1 日間

月 日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要
10月28日	月	本会議	午後2時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 議案の上程（即決案件） <ul style="list-style-type: none"> 議案第42号 議案第43号 議案第44号 議案第45号 ○ 閉会

平成14年 第7回久米島町議会臨時会
会議録 第1号

招集年月日	平成14年10月28日 (月曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	10月28日 午後2時10分	議長	高良ノブ
	閉会	10月28日 午後3時21分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席26名 欠席6名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長英夫	18番	
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番		23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	
	10番	山川 正員	26番	
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永 安扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番		30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番		32番	高良ノブ
(不応招) 欠席議員	7番	國吉 修	18番	大田 哲也
	14番	宮田 勇	25番	山里 昌伸
	16番	平田 勉	26番	知念 弘
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	27番	平田 清勇	28番	吉永 安扶
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	内間 久栄	係長	
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育長	
助役	長井聰	教育総務課長	
収入役		生涯学習課長	
出納室長		住民課長	
総務課長	大田治雄	税務課長	
建設課長		福祉課長	
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	神里勇
町づくり推進課長	平田光一	水道課長	
商工観光課長		空港課長	
農林水産課長		消防長	
農業委員会事務局長		保健衛生課主幹	田端智

平成14年 第7回久米島町議会臨時会

議事日程 [第1号]

第1		会議録署名議員の指名	
第2		会期の決定	
第3	議案第42号	一般廃棄物最終処分場建設工事（土木工事）請負契約について	即 決
第4	議案第43号	リサイクルセンター建設工事請負契約について	即 決
第5	議案第44号	一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）請負契約について	即 決
第6	議案第45号	久米島伝統工芸体験施設建設工事請負契約について	即 決

(午後 2時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

こんにちは。ただいまから平成14年第7回久米島町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって27番平田清勇さん及び28番吉永安扶さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日10月28日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議案第42号、一般廃棄物最終処分場建設工事（土木工事）請負契約についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第42号

久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（土木工事）請負契約について

久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（土木工事）について、次のように工事請負契約についてを締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1. 契約の目的 | 久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（土木工事） |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 399,000,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 那覇市港町2丁目2番1号 |

（株）吉永組、（株）丸吉組、（株）高大建設 特定建設工事共同企業体
請負代表者 （株）吉永組 代表取締役 江洲順吉

平成14年10月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（土木工事）の請負の契約については、久米島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成14年久米島町条例第42号）第2条の規定により、議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のうえ、議決いただけますようお願いいたします。

工事概要等につきましては、担当課長から説明させます。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

議案第42号について説明申し上げます。この工事は、造成工事と埋立処分場本体の建設工事となっております。

場所につきましては、儀間西上原地内で、用地総面積が15,500㎡、約4,700坪となっております。その中で、最終処分場の埋立面積が5,000㎡、約1,500坪でございます。この施設は20年埋立の計画で、サンドイッチ方式をとっております。

それから、工期につきましては、平成14年度から15年度の継続事業で、本日、承認を得られましたら11月1日から400日間を予定をしております。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 21番 上里総功さん

最終処分場の件に関しては、儀間地域と、嘉手苅地域で説明会を開いたかと思うんですが、そのときの住民がどのように納得しているのか、そのところも説明をお願いしたいと思います。

それと、そのときの説明では、あくまでも国の基準以下にいろいろ設定して工事は建設するということであったんですが、これは確実に守れるのかどうか、そのところまでお聞きしたいと思います。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

処分場については、儀間の皆さんに何回か説明をしてお願いをしてきました。嘉手苅部落のほうでは説明を申し上げて理解をしてもらいました。その後、儀間部落では9月25日の部落常会の中で要望を備えて、理解を示していただいたということになっておりまして、協定書を検討してやっていきたいと考えております。

○ 21番 上里総功さん

環境基準は守れるかについてどうですか。

○ 保健衛生課主幹 田端智さん

国の基準を守れるかどうかというご質問であります。今回のこの最終処分場の建設事業につきましては、一番問題となるのが、そこから出てくる浸出水、水の問題が一番大切だと思います。国の基準について、一つ例を取ってみますと、BODという指針がありますが、それについては国が20以下と定められていますが、今回の計画はそれを10以下という事で予定していますので、国の基準をはるかにクリアできるような設備を予定しております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 24番 山城宗太郎さん

浸出水の処理について、上のほうに処理場はありますけれども、これはポンプアップでそこまでもっていく予定ですか。

○ 保健衛生課主幹 田端智さん

勾配が下のほうになっていますが、そこで一時、長期間ではないですけれども、溜めて、そこから処理場のほうにポンプアップで送る予定をしております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 8番 真栄平勝政さん

このJVの出資比率はどうなっていますかね。JV方式ですよ、これは。特定、この出資比率を教えてください。

○ 保健衛生課主幹 田端智さん

JV方式の出資比率につきましては、三者の場合20%以上、最低が。2者の場合30%以上という基準がありますが、今回の場合は土木に関しては50、30、20と3つのAグループ、Bグループ、Cグループがありますけれども、Aグループが50、Bが30、Cが20となっています。リサイクルセンターと水処理施設につきましては、60対40の比率で行っております。

○ 30番 喜久里猛さん

町になって、本来、5千万円を越える工事請負につきましては、議会の議決を得るということについて。この契約書を見ると、一遍、見た感じでは、もう本契約になっています。下のほうで仮契約が平成14年10月25日で、本日、可決されますと、当然この日ということになるわけですが、これはあくまでも今日可決するまでにつきましては、仮契約という性質なんです。そうなりますと、この収入印紙、これは必要なんです。あたかももう本契約というかたちで捉えているんですけども。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 14時20分 休憩)

再開します。

(午後 14時24分 再開)

○ 助役 長井聰さん

今回、議会に提案しました契約書のその形態、形を整えて、収入印紙を貼付し、契約を交わしたということです。これが今回必要か、でないかというのは別でございまして、契約書の形を整えたということです。仮にこれが、議決がいただけなかった場合については、これは無効になるわけですから、そのときに無駄になるということではございますが、そういった形で、手続き上議決がいただけるという前提のもとでそういった形を整えての契約内容であります。

○ 30番 喜久里猛さん

助役の説明でほぼわかったんですが、仮に否決されます。当然この収入印紙というのは業者が購入して貼っています。しかも、もう割り印済んでいる。行政の責任でもって否決されたわけですから、当然業者には何の責任もありません。逆に8万円の収入印紙の代金は誰が持つかということなんです。当然、可決されるものとして皆さんは議会に上げるというんですが、これは必ずしも100%ではない。あくまでも契約というのは、議会で議決を得た時点で成立するわけですから、業者に対してこういう無駄な支出を強いるということとはちょっとおかしいのではないのでしょうか。

○ 助役 長井聰さん

もし否決ということになりますと、この負担をどうするかということでございますが、この契約書に「取り決めのないものについては甲乙協議して定める」ということがございますので、もし仮にそのような事態になった場合については、協議をしてみたいと思います。

○ 30番 喜久里猛さん

協議をするといいますが、これは各々対等の立場で契約するというにはなっています。しかし、協議した時点において、果たして業者のほうから、これは町の責任だから町が払いなさいと言えますか。もう泣き寝入りですね。業者は。協議の段階では、もう常識でそうやって来るんです。ですから私はこの収入印紙の取り扱いはちょっと今おかしいのではないかと疑問です。もう一度お答え願います。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 14時27分 休憩)

再開します。

(午後 14時33分 再開)

○ 助役 長井聰さん

先ほど申し上げましたとおり、議決がいただけなかった場合については、甲乙協議して定めるということで取り扱い等をやりたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいでしょうか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 27番 平田清勇さん

本件に賛成します。ただし、この件については、一応両部落からいろいろな要望もあって、安全対策などを完全にやってくれるという話もあったと思いますので、よく現場を見て、この工事期間中に何の事故もなく工事を完成させるように要望して、本案に賛成します。

○ 議長 高良ノブ

これで討論を終わります。

これから議案第42号、一般廃棄物最終処分場建設工事（土木工事）請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第42号、一般廃棄物最終処分場建設工事（土木工事）請負契約については、可決されました。

先ほどご報告するのを忘れましたので、今日の本会議に5名の方から欠席届けが出ております。宮田議員と大田哲也議員、そして平田勉議員、知念弘議員、國吉修議員の5名から欠席届けが出ておりますのでご報告します。

又、収入役が公務で出張中で欠席届けが出ておりますのでご報告します。

以上ご報告いたします。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、議案第43号、リサイクルセンター建設工事請負契約についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第43号

久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（リサイクルセンター）請負契約について

久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（リサイクルセンター）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（リサイクルセンター）
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 567,000,000円
4. 契約の相手方 東京都品川区大崎1丁目11番2号
富士電機(株)、久米建設(株) 特定建設工事共同企業体
請負代表者 富士電機(株) 環境システム本部長 矢内銀次郎

平成14年10月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（リサイクルセンター）の請負契約の締結については、久米島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成14年久米島町条例第42号）第2条の規定により、議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提案する理由であります。

工事の概要につきましては、担当課長がご説明申し上げます。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

議案第43号については、議案第42号の場所で、工期については同じでございます。この工事は、リサイクルセンターは機械類を含めたリサイクルセンター棟の建築工事となっております。

建築面積は1,000㎡、約300坪でございます。建物としては、鉄骨造りの2階建てとなっております。

主な機能としては、不燃ゴミの破碎機能と、缶、瓶等の資源ゴミを分別減量化してストックできる設備となっております。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

議案第43号の工事請負契約について、今回、先ほどの42号もそうです、これも一緒ですが、特定建設工事共同企業体、この特定の企業体を作るよにということは、行政の方からの指導がなされたのかどうか。

それと、今回、この事業を導入するに当たって、この工事に入札に何社が参加したのか、どういう形でこの公報がなされて、今回のこの富士電機さんというところが落札されたか。入札業者が何社だったのか、お聞きします。

○ 保健衛生課主幹 田端智さん

今回のこのJV方式ですが、町の条例によりまして、3億円以上は5社以上のJV方式にするということですので、今回、こういうかたちになりました。

業者につきましては、今回、このリサイクルセンターにつきましては、特殊な工事であ

りますので、本土のメーカーを中心に行っており、そこで5社を選定しております。その選定の方法ですが、これは国内でのそういったリサイクルの実績、過去5年間の実績の上位のほうからということで、沖縄県内に営業所又は事務所があるところということで選定しております。そして、地元の建築業者についても、上のほうのランクからということで5社指名しております。

○ 13番 山城和満さん

ただいまの説明ですと、特殊な工事といいますか、大本になる工事についても、全国的に実績のある会社ということで5社を指名して、この皆さんの入札の中で、今回、富士電機さんが決まったというふうに理解してよろしいかと思いますが、あと、先ほどちょっとお聞きしました、特定共同企業体JV、じゃあ富士電機さんと一緒にやる会社というのも行政のほうから久米島島内の建設業者の上位の皆さんの中から何社かで入札してやってくださいというのは、行政がJVの相手をどこどこ組みなさいというのを指導されたのかどうか。

○ 保健衛生課主幹 田端智さん

このJVの組み方につきましては、業者からの指示はありませんが、Aグループは本土のメーカーです。そしてBグループは島内のランクの業者を5社ずつ指名しまして、Aグループ、Bグループから各々その業者同士で相手を選んでください、いつまでに協定書を出してくださいということでのやり方でやっております。行政としては、どこどこ組みなさいという、そういった指導はしてございません。

○ 13番 山城和満さん

僕は前にも久米島町が発注した大型の工事のときに、予定価格とそんなに差がなくて落ちるとか、これ、全国的にもそうですけれども、入札の予定価格が業者のほうに公然といいますか、わかるようなやり方がされてないのかどうか。今いう、この予定価格を秘密にしていたのか、また、オープンにして、その中で入札させたのか。そして、今回の入札が本当に指名競争、競争する中で行政の側としてはこの物を、工事を発注するに当たって予算といいますか、予定価格を公表をされたのかどうか、されてなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○ 保健衛生課主幹 田端智さん

今回の予定価格につきましては、一切公表はしておりません。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、リサイクルセンター建設工事請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第43号、リサイクルセンター建設工事請負契約については可決されました。

<日程第5>

○ 議長 高良ノブ

日程第5、議案第44号、久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）請負契約についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第44号

久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）請負契約について

久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設） |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 472,500,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 那覇市久茂地1丁目7番1号（琉球リース総合ビル）
（株）西原環境衛生研究所、（有）桃原土建 特定建設工事共同企業体
請負代表者 （株）西原環境衛生研究所沖縄支店長 柿田邦隆 |

平成14年10月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）の請負契約の締結については、久米島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成14年久米島町条例第42号）第2条の規定により、議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提案する理由でございます。

工事の概要につきましては、担当課長にご説明させます。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

議案第44号について、この浸出水処理施設についても、リサイクルセンター、土木工事

と同じ場所、工期については、同じでございます。

この工事については、埋立処分場から浸出水を浄化する施設で、建築面積は280㎡、85坪となっております。鉄筋コンクリート造りで、処理方式は回転円盤方式を採用しております。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

先ほどの42号、43号とこれも関連する施設かと思えますけれども、先ほどの議案については、工期が設定されておりました。今回ののは、工期が設定されていないということなのはお伺いします。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

説明の中で、土木工事、リサイクルセンターと工期は同じということで説明申し上げましたが、場所は儀間の西上原地内、工期については、議会の承認を得られれば11月1日から400日の期間でございます。

○ 13番 山城和満さん

どうしてこれに明記しないんですかと聞いているんです。報告したんじゃないくて、先ほどの議案では、これに明記されているわけですが、この44号については、どうして明記しないんですかと聞いているわけです。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 14時53分 休憩)

再開します。 (午後 14時55分 再開)

他に質疑ございませんか。

○ 31番 崎村稔さん

これは大事なことで、この議会で確認しておきたいと思えます。この浸出水というのは、ダイオキシンなどいろいろな公害を含んだ水ですけれども、例えば20年間の予定で埋立して、そこを覆土して、また木を植えて完了をした後もたぶん浸出水、公害は出てくると思いますが、完了した後も何年間この浸出水施設は稼働しているか、これは大事なところですので、答弁をお願いします。

○ 保健衛生課主幹 田端智さん

今、予定としては、20年間という埋立の計画なんですけど、これは実際に20年になるのか、30年になるのか、これは最後のほうでしかわからないんです。埋立完了した後、そこを今の計画としては、覆土して、山林に戻すという計画でありますけど、そうなった場合、水処理施設はずっと動き続けますけど、これはそこから出た水が悪い水じゃないと、ちゃんと国の基準をクリアするような水であるような状態になれば、この施設はとめるということで、

別に5年とか10年とかそういった期限を切るという事ではなくて、その出た水がどうなるかということで、その機械が動く年数は違ってくるので、今、何年動くかとか、そういったことはお答えできないと思います。水がきれいになるまでは動き続けるということです。

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号、久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。したがって、議案第44号、久米島町一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）請負契約については可決されました。

<日程第6>

○ 議長 高良ノブ

日程第6、議案第45号、久米島伝統工芸体験施設建設工事請負契約についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第45号

久米島伝統工芸体験施設建設工事の請負契約について

久米島伝統工芸体験施設建設工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 久米島伝統工芸体験施設建設工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 127,050,000円
4. 契約の相手方 久米島町字比嘉223-1
(有) 桃原土建 代表者 桃原毅

平成14年10月28日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

久米島伝統工芸体験施設建設工事の請負の契約の締結については、久米島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成14年久米島町条例第42号）第2条の規定により、議会の議決を得る必要がある。

概要につきましては、町づくり推進課長にご説明させます。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

工事概要について、工期につきましては、議会終了後の日から平成15年3月末頃までの148日間を工期として予定しております。延べ面積が396.9㎡であります。場所といたしまして、真謝地内にあります現在のユイマール館の敷地内、既設の作業場の中庭で、今、芝を植えてあるところになります。施設の内容としまして、鉄筋コンクリート2階建てになります。2階は織り子さんとか、そして現在やっている作業場から移動の部分も含めまして、そこで作業をして体験する人たちに見学、そしてビデオルーム等を使っての講習をする施設となっております。そして、下のほうの1階は、左側から染色コーナー、糸紬コーナー、織コーナーということで3つの体験ができる施設ということになっております。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 30番 喜久里猛さん

先ほどの議案で質問しましたが、この議案を見てわかりますか。やっぱりおかしいと思うんです。再度説明してください。

それと、先ほどの訂正の中で、223の1で、番地はいりませんとなっていました、番地のない会社はありません。登記も必ず番地が入っているんです。これは223番地の1じゃないでしょうか。その二つ回答願います。

○ 助役 長井聰さん

まず1点目の印紙の件でございますが、これは工事請負契約の場合、議案として提出する場合には、収入印紙を貼付するという、議案45号につきましては、収入印紙を貼ってございますが、今後、このようなことがないように、貼付をして、議案として提案したいと思えます。

次に2点目の番地でございますが、これは契約の場合には、その番地ということでもなく、そのまま可能ではないと思えますが、先の44号の浸出水工事の場合の桃原土建の住所には比嘉223番地の1ということで番地まで入っております。今回の場合、233の1ということになっております。次回からこういったことがないように正確な番地でやりたいと思えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○ 30番 喜久里猛さん

再度確認します。仮契約であれ、収入印紙を貼るということですね。貼らないではなく

て、貼るわけですね。

○ 助役 長井聰さん

仮契約でも収入印紙は貼付するということでございます。

○ 3番 田里市郎さん

議案第45号、久米島伝統工芸体験施設建設工事の請負について、2の契約の方法、指名競争入札、契約の金額が1億2千705万円という数字になっておりますが、何名の業者で入札し、落札されたのかお伺いします。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

7業者であります。工事の金額としまして、Aランク該当ということで、その上下の特AからBまでの7業者ということで指名をいたしました。

○ 3番 田里市郎さん

何回目で落札なされたかお伺いします。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

1回目で落札いたしました。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 13番 山城和満さん

議案第45号の工事請負契約について、請負業者桃原土建、先ほどの議案44号でJVの相手方として桃原土建4億7千250万円の工事を請け負っています。この業者が今回1億2千700万円、行政に談合を進めろとはいいませんが、一業者が4億も5億も工事を取るようなやり方、できたら町内にはそうでなくても業者が多い中で、このAランクということで7業者が入札した中で桃原さんが落札したからこれでよしとするのか、また、4億7千万円の工事を請け負っているから、今回のこれが工期内に、同じ時期に工事発注するわけですが、工事をきちんと納められるためには、行政として指導できないものですか、今回、この工事については辞退すべきだというふうな考え方というか、そういう考え方は町長は持てないものかどうか。町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

桃原土建につきましては、4億7千万円、JVでありますので、その内のたしか3割か4割だと思います。だから十分この工期内に私は完成されるものだと思っています。現に他の業者は2つも3つも持っている業者もいるわけですから、これは町が、あんたは今取ったから待ちなさいとか、これができるんだったら大変いいことですが、そういうことができないので、あくまでも自由競争の原理に基づいてなされているものですから、私は公平にやられたものだと思って、町がこれに対していちいち指示するということはできないと思っております。

○ 13番 山城和満さん

実は、旧具志川村の時にこういう事例があったんです。工期内に納められないんじゃないですかということで指摘したら、業者の努力によってちゃんとやりますといった結果が、案の定、工期は大幅に遅れて、大変大きな迷惑を掛けたという事例もあるんです。町長ご存じないわけではないと思います。だから、できたら、工事を発注するに当たって、今、町長のお話のように、きちんとできる、工事を請け負う人は誰もそう言います。ちゃんとやりますと。結果としては、地元雇用の確保につながらない、下請けの形で業者の請負というふうなやり方が多々見られるんです、この島では。そういうやり方をやってもらいたくないんですが。地元の人たちが働く場所にこれが寄与、働く場を与えることが公共工事のひとつの使命だと思っているんです。そういう面から考え合わせて、これも業者がこういうふうな工事の取り方をするという事は、本当に島のためにはなっていないんじゃないかというふうな考え方なんです。町長のお話のように、そういうのは行政が指導できないといいますが、じゃあできるだけ地元の人たちに仕事を与えるようにという指導は、契約の段階でも僕はできると思うんです。本島の業者に仮枠なり、建築を任せるようなやり方はするなというふうな指導は、重ねてお聞きします。

○ 町長 高里久三さん

仮に桃原土建が丸々4億円あまり受けるんだったら、私たちは外したと思います。ですけど、今、あくまでもジョイントですから、JVですから、その中の3割ないし4割の請負ですから、十分に対応できると。また過去にそういう例があったということは知っています。今、前の議案第43号、これについても、沖縄本島では全部ヤマトの会社に一括丸受けさせています。私たちはできるだけ地元の業者にあたるようにということでJVを組んだわけです。今の44号にしても、これも本来ですと久米島の業者が過去にないので、これを入れてジョイントさせたと。特Aだけで受けさせてもいいんですよ。ですけども、できるだけ地元の業者にも仕事の機会を与えるということでこういうJV方式を取っているわけです。ですから、先ほど話されたように、仮にその人の能力以上に取った場合には、これは当然、今、話し合いをして、次に回すか、そういう方法はあると思いますけれども、現状のこの段階では、あくまでもその人の事業の能力の範囲内だと、私は思っています。

○ 13番 山城和満さん

もう1点の地元の人夫の雇用、それについては行政のほうから要望なり、今いう一つの本契約の際に行政としてこういうふうにしてほしいという申し渡しができるかどうか、またやる考えはあるかどうかお聞きします。

○ 町長 高里久三さん

これは、指摘のとおりでありまして、できるだけ地元から雇用する、地元でできないものは島外に頼るということは、あくまでも基本になります。さらに分離分割も基本方針でありますから、指摘のとおりやっていきたいと思っています。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 5番 仲村昌慧さん

工期について、議案書、議案提出の場合では、その項目の中に工期は入れる必要はないと思いますが、しかし契約書の中には工期は明記すべきものかどうか。先ほど、42号から44号までは工期の明記はされて、契約書の中には明記されていますが、この45号につきましては明記されておりませんが、すべきであるのか、すべきでないのかどうか、その点と、工期は毎日なのか、2点についてお伺いします。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

入札案内、現説につきましては、工期は148日間ということであってやっております。

日にちにつきましては、この議会で議決後、また、ちゃんと本契約の日を取って、その日から148日間ということで設定をしていきます。

○ 5番 仲村昌慧さん

先ほど、42号から44号までは400日という工期の明記はされていますが、この45号がされてないということで、これはされるべきではないかどうかということをお伺いしていますが。

休憩します。 (午後 15時17分 休憩)

再開します。 (午後 15時19分 再開)

○ 助役 長井聰さん

ただいまのご質疑でございますが、さっきの42号から43号までは、工期の後に400日間ということで明記されておりますが、ただいまの議案につきましてはそれがございません。これは内部で統一すべき事項ではございますが、現在、まだこの部分で統一されておられません。内部で調整しまして、どの方法を取るか、今後調整して改めてまいりたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、久米島伝統工芸体験施設建設工事請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第45号、久米島伝統工芸体験施設建設工事請負契約については可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成14年第7回久米島町議会臨時会を閉会します。

(午後 3時21分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号27番） 平田清勇

署名議員（議席番号28番） 吉永安扶

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 8 回 久米島町議会臨時会

1 日 目

1 1 月 2 9 日

平成14年 第8回久米島町議会臨時会 会期日程

開 会 平成14年11月29日（金）
 閉 会 平成14年11月29日（金） 会期 1 日間

月 日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要
11月29日	金	本会議	午後3時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 議案の上程（即決案件） <ul style="list-style-type: none"> 議案第46号 議案第47号 議案第48号 議案第49号 議案第50号 議案第51号 議案第52号 ○ 閉会

平成14年 第8回久米島町議会臨時会
会議録 第1号

招集年月日	平成14年11月29日 (金曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	11月29日 午後3時00分	議長	高良ノブ
	閉会	11月29日 午後4時45分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席31名 欠席1名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲良徳	17番	新垣盛助
	2番	翁長英夫	18番	大田哲也
	3番	田里市郎	19番	與那嶺孝成
	4番	島袋完英	20番	仲地宗市
	5番	仲村昌慧	21番	上里総功
	6番	國吉武	22番	仲原健
	7番	國吉修	23番	山城篤三
	8番	真栄平勝政	24番	山城宗太郎
	9番	上江洲盛元	25番	山里昌伸
	10番		26番	知念弘
	11番	我謝政市	27番	平田清勇
	12番	糸数誠三	28番	吉永安扶
	13番	山城和満	29番	國吉弘志
	14番	宮田勇	30番	喜久里猛
	15番	山城節	31番	崎村稔
	16番	平田勉	32番	高良ノブ
(不応招) 欠席議員	10番	山川正員	番	
	番		番	
	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	29番	國吉弘志	30番	喜久里猛
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	内間久栄	係長	
			書記	上原あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育長	喜久里幸雄
助役	長井聰	教育総務課長	太田喜功
収入役	松元徹	生涯学習課長	山城英明
出納室長	伊良皆真秀	住民課長	大城行男
総務課長	大田治雄	税務課長	比嘉・
建設課長	仲村昌保	福祉課長	山里昌輝
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	神里勇
町づくり推進課長	平田光一	水道課長	吉元幸信
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一	消防次長	仲村渠一男

平成14年 第8回久米島町議会臨時会

議事日程 [第1号]

第1		会議録署名議員の指名	
第2		会期の決定	
第3	議案第46号	大岳小学校水泳プール建設工事（建築）請負契約について	即 決
第4	議案第47号	久米島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	即 決
第5	議案第48号	久米島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	即 決
第6	議案第49号	久米島町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	即 決
第7	議案第50号	久米島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	即 決
第8	議案第51号	久米島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	即 決
第9	議案第52号	久米島町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	即 決

(午後 3時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

こんにちは。ご報告します。10番の山川正員議員から欠席届が出ております。

ただいまから平成14年第8回久米島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって29番國吉弘志さん及び30番喜久里猛さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日11月29日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日11月29日の1日間に決定しました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議案第46号、大岳小学校水泳プール建設工事（建築）請負契約についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第46号

大岳小学校水泳プール建設工事（建築）請負契約について

大岳小学校水泳プール建設工事（建築）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--------------------|
| 1. 契約の目的 | 大岳小学校水泳プール建設工事（建築） |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約の金額 | 93,450,000円 |

4. 契約の相手方 住所 島尻郡久米島町字大田565番地
商号 久米建設株式会社
氏名 仲間良典

平成14年11月29日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

大岳小学校水泳プール建設工事（建築）の請負契約の締結につきましては、久米島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成14年久米島町条例第42号）第2条の規定により、議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 21番 上里総功さん

議案はプールとなっているんですが、最初の「体育館建設工事」ということが入っているんですが、これは文書の中に、どういう理由でこの工事を建設をするのか、その理由をお聞かせ願えますか。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

大変申し訳ありません。上のほうでは「小学校水泳プール」と書いて、下のほうに手違いで、「体育館建設工事」とあります。そこは大変申し訳ないんですが、「水泳プール」に訂正をお願い申し上げます。

子供たちの永力が非常に弱く、沖縄県は下のほうにありまして、久米島は特にそういう施設がなくて、子供の水泳の永力を高めるために、今回、旧行政区の教育委員会で計画をやっておりました。県、国からも、プール建設は以前から要望がありまして、私たちもまた子供たちの永力を上げるためには、ぜひ、学校で水泳プールを建設しなければいけないということが、今までの経緯の流れがあります。

○ 21番 上里総功さん

子供たちの水泳の強化をするためにということではありますが、老朽化に伴う工事なのか、あくまでも、今現在ありますよね、プールは。これは老朽化して使えないのか、そのところもお願いしたいと思います。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

現在ある旧プールは、ずっと以前に造ったプールでありまして、浄化装置とか子供たちの衛生面とかそういうちゃんとした装置がなくて今まで使っておりましたので、そのへんも考慮し、県とも国とも協議した結果、現在の文部科学省の基準のプール建設にいたっております。

○ 14番 宮田勇さん

関連しますけれども、旧具志川村の順番でというふうな話を聞いていますが、旧仲里村においても確か14年に仲小か美崎かに建設計画が入っていたと思います。大岳小は既設のプールはあるのに新設を優先するべきか、そうした理由はどのへんにあるんですか。旧仲里村としても、仲小、美崎と14年度からプール建設がありましたが、どうしてそのへんが後回しになったか。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

3月までは旧具志川、仲里の整備計画に基づいておりました。今回4月1日付で新しい久米島町が誕生して、その調整をしている中で、具志川の大岳小学校が県の計画でも年度が前のほうになっていた関係上、県が国のほうに、今まで予定していたものを年次的に行うという形で大岳小のほうに、先になっております。仲里は、諸般の事情で下げたということではありません。

○ 14番 宮田勇さん

今度の計画は、どういう順で学校はプールの設置をされているのか、その計画がありましたらお願いします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 3時20分 休憩)

再開します。 (午後 3時23分 再開)

○ 15番 山城節さん

公共事業の入札の際に、施工実績、あるいは、技術者の掛け持ちなどが発覚して大変問題になっております。そしてその業者はどうかということをするかということ、施工能力以上の工事のために入札を落札後、受注後、下請け業者に丸投げするケースが多すぎて、これでは悪い業者ばかり生き残っているという問題点がありますので、入札の際にきちんと業者の皆さん方の虚偽の申告はないのか、あるいは虚偽の記載がないか、このへんの資格者の入札者の書類審査をやったかどうか、お願いします。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

今回の業者指名については、久米島町建設工事等入札参加資格及び指名基準に基づきまして、久米島町の建設工事等競争入札参加資格審査委員会に推薦し、審査委員会で審査した業者をもって入札を行っております。

○ 3番 田里市郎さん

ただいまの件について、いろいろと数字が書かれておりますが、この工期のところは数字がないんですが、何日間設定しておりますか。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

資料には、指摘のとおり工期が書いてありませんが、今日の臨時会で承認されますと、平成15年3月31日までを予定して竣工に頑張っていきたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

契約書の6番目に、解体工事に要する費用の説明があります。今回のこの工事費に9千345万円の金額の中に解体工事も含まれているのかどうか。

あと、6番目の説明では、解体工事等に要する費用等は別紙のとおりという形になっていますので、解体工事の費用として別紙があるのかどうか。そのへんを含めてご説明をお願いします。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

工事解体費用等については、解体の云々が示されておりますが、今、旧体育館のクラブハウスがありまして、一部をジョイント解体してから、新しくそこを増築ということになります。その分については設計の段階で入って、それを包含しての契約になっております。

○ 16番 平田勉さん

この6番目の説明の部分で、再資源化とか、このへんが文章の中にあるんですが、今、産業廃棄物としての鉄骨とかいろいろな物は全て処分場まで持っていかないといけない。これは当然、発注者の負担というかたちになると思うんですが、久米島での処分がたぶん無理だと思うので、那覇まで搬送しないとイケない。このへんの搬送料等はどうなるのか。その関連もこの6番の説明では見えませんので、もうちょっと具体的に説明してもらえませんか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 3時25分 休憩)

再開します。

(午後 3時27分 再開)

○ 教育総務課長 太田喜功さん

再利用できる分は再利用するというので、アルミ、いろいろな分類があるということのを伺っております。そのへんはコンサルの方とちゃんと積算してやるようにということで協議をして、細かい設計書の資料は持ってないんですが、今まで不法投棄等が問題になっておりましたので、それも勘案して対処するようにということで、係長と関係者とは協議をやった経緯があります。

○ 16番 平田勉さん

設計士と担当で協議という話なんですけれども、本来的に言えば、この間、不法投棄がかなり深刻な問題として議論されてきた経緯があります。当然、発注をする側が自らの財産を解体をした後の処分については、当然発注者である町側が責任をもって対応すべき問題だというふうに思います。そこを、今の答弁を聞いていますと、設計者と担当で協議をしてくださいという感じの部分では、私は、町の責任を明確にする上からでは対応が弱すぎるのではないかなという気がするんですけれども、そこらへんどうなんですか。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

先ほど説明しましたが、平田議員の取り違いがあったと思いますが、設計段階からそういうのをちゃんと那覇に運搬するかどうか検討して、設計図書に盛り込むようにという

ことで、私の考えは、先ほど、そういった考えで答弁をやったつもりですが、そのへん、こういったかたちでちゃんとやっているということで積算には出ているかと思えます。今日は、この設計図書は持っていませんが、このようにご理解いただきたいと思っています。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 13番 山城和満さん

議案46号の大岳小学校水泳プール建設工事請負契約について、今回、9千845万円という請負金額が提示されております。その下の項目に契約保証金934万5千円、約1割だと思えますが、先ほど話がありました3月31日の工期が守れない場合は、この保証金から何らかのかたちでペナルティーが科せられるのか。この保証金というものの意味合いについてお伺いしたいと思えます。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 3時50分 休憩)

再開します。

(午後 3時52分 再開)

○ 助役 長井聰さん

ただいまの契約補償金についてお答えいたします。これは工期が履行できなかった場合に、この補償金から減額するののかというご質疑だと思いますが、これからは減額はされません。この分につきましては、工事がちゃんと履行できたかどうか、完成したかどうかの補償金であります。いわゆる、以前の完成保証人に類するものでございます。

仮にそういったかたちで契約、工期ができなかった場合については、これは相手方の不履行でそういったことが生じた場合は、別に規定がございまして、ペナルティーがございします。

○ 13番 山城和満さん

今回の工事請負契約について、私が今、工期を守れなかった場合ということの問題提起しているんですが、先だっけの工事請負入札で、最終処分場、大変高額の工事もこの業者が入っているわけですね。前にも町長にお伺いしましたが、一業者が何億円というような工事をやることによって、それで万が一にも工期が遅れたということになったり、先ほど指摘されたように丸投げというかたちで地元の事業者ではなくて、本島の業者に下請けに出すとか、そういうことがあると島の活性化に大変にマイナスになると思えます。今、この工期が守れなかった場合のペナルティー、これを取り上げるのは、この業者が最終処分場の件でも、高額の工事を請け負っているわけです。JVというかたちにしろ、そういう面からしても大変懸念されるところであります。先ほどの説明で、この契約保証金は、工期遅れのペナルティーには科せられないということですが、それでは、万一工期が遅れた場合には、どういうふうなかたちでペナルティーがされるのか、お伺いします。

○ 助役 長井聰さん

工事請負業者の指名基準の中にそういった工期の遅れ等についてのペナルティーが記載されていますが、ただいま手元に持っていませんので詳しいことはお答えできませんが、うちの条例の例規集に上がっている規定に基づきましてペナルティーを科します。

○ 町長 高里久三さん

補足します。最終処分場のジョイント、これもできるだけ地元の皆さんに仕事を分けて与えるということでJVを組んでいるわけです。本来だったら、地元の業者が仕事があればJVを組まなくても単独で請け負いさせたほうが管理上もいいかと思うんですが、ただ、地元の業者の皆さんに分けてあげるという趣旨のものと、それから、工事をやるからにはそれなりの自信を持ってやりますので、万一、工期に遅れるとかそういう場合には、今、助役が言ったように、町の条例による罰則規定がありますから、これに基づいて罰則は科されると。この契約保証金というのはこれまで工事完成保証人というのがありましたけれども、今はこれがなくなって、この契約保証金制度だということでもありますので、それとは別問題ですので、理解してもらいたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

よろしいですか、山城議員。

○ 30番 喜久里猛さん

6番の解体工事なんですが、この水泳プールの建設工事そのものが平成12年施行の第104号9条に該当するかどうかの一つです。

それと、旧具志川村におきましては、ランクの小さい方々にも公平に工事が行き渡るよというということで、解体工事は大体ランクの下の方々に発注されているんです。これからみますとその痕跡がないということは、この久米建設さんがこれもやるのかということ。

それともう一つは、それに対する「再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする」となっておりますので、ひょっとしたらこの9千345万円の中には含まれてないのではないかなという疑問がありますので、この3点を回答願いたいと思います。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

これは法律によって産業廃棄物等の基準があるかと思いますが、それも明記して、ちゃんと先ほどお答えしたように設計費の予算の中に入っておりますので、それは、今、仮契約しての契約ということで、別途発注ではありません。

○ 30番 喜久里猛さん

水泳プールのこの建設工事は、この法律の平成12年施行の法律の回答はないということですね。これを質問しているんです。その回答は出ていません。この工事そのものが、この法律に該当する工事なのかということなんです。対象になる工事なのかということです。工事によっては、法律に該当しない工事もあるはずなんです。これはプールですから、ほとんどコンクリートなんです。建物自体も、本体も、壊すのは。ほとんどコンクリートです。鉄筋と。このために聞いているんです。実は今、先ほど平田議員からもあ

りました、再資源化する場所がないと、那覇に持っていきますということなので、なければそうするんですかということなんですよ。

それはいいとして、この水泳プールの工事が、この法律に該当する工事なのか、対象となる工事なのかということ。

3つの質問にほとんど答えてないんですが、工事を公平に行き渡らすために、小さい方々にも生活がありますので、仕事をあげたいということで解体工事については、ランクの小さい方々に請け負いさせるのか。この理由も、今は説明していない。していません。

最後の、この解体工事に関する費用は、この工事請負書の中に入っていますという、これはいいですね、大丈夫ですね、間違いないですね。

じゃあ、あと二つだけ。

○ 町長 高里久三さん

まず1点目、解体の場合に小さい業者になぜさせないかということですがけれども、工事もケースバイケースでやったほうがいいのか、これの判断になると思います。必ずしも、今、議員がおっしゃるように小さい業者にさせなさいという法律はないんですから、理想ならば分けてやるのも一つの小さい業者を救う一つの方法であると。工事の内容から見て、これも一括してやったほうが工期の問題とかいろいろな問題でいいのではないかということでおそらく判断したと思うんですよ。

それと、この930万円の補償金があること、これは、この工事を完成するための補償金で。

それから、法律第104号というのは、今、解体する、ここに掲げた条項ですね、これは、さっき平田議員からも指摘があったので、これは不法投棄のないように十分に厳重に管理して、この処分はさせたいと思いますので、今のところ最終処分場というのはないから、これをコンクリートの場合砕いて、そこで石粉に再利用できるか、そういう方面で取れると思いますので、今、指摘があるように、不法投棄のないようにこれは監督を十分にやっていくと。また、そうしなければ今の現状では、最終処分場がありませんので、やります。

○ 30番 喜久里猛さん

工事の経緯はわかりました。本来であれば、大岳小学校水泳プール解体及び建設工事になるはずですよ、工事名は。しかし、これに入っていますよね、入っているという回答ですよ。解体工事も。解体工事費も、この予算の中に入っていますか。

○ 議長 高良ノブ

答弁いいですね。

進行していいですか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 15番 山城節さん

ただいま議題となっているところの議案第46号についてであります。契約相手方の久米建設株式会社は、施工能力、実績とも問題ないと考えます。学校内の建設工事であるところからして、児童生徒への安全面には十分期していただいて、工期内で納め、立派なプールが完成するよう希望し、議案第46号に賛成するものであります。

○ 議長 高良ノブ

これで討論を終わります。

これから議案第46号、大岳小学校水泳プール建設工事（建築）請負工事契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。したがって、議案第46号、大岳小学校水泳プール建設工事（建築）請負工事契約については、可決されました。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、議案第47号、久米島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第47号

久米島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出します。

平成14年11月29日提出 久米島町長 高里久三

久米島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、これは第5条第2項でございますが、期末手当の額を0.05月分引き下げるということでございます。そして、区分に応じた表が掲載されています。条例上は、この条例の表を取り除きまして、掲げてありますとおり、1、2、3、4の各「号」を加える、各号に直すということでございます。

次に、第5条2項中でございますが、6月に支給する期末手当は「100分の190」でございます。そして12月に支給する分が「100分の160」でございますが、この分を今回ならしませて、調整しまして、6月支給分を「100分の190」を「100分の170」に改めまして、12

月支給分の「100分の160」を「100分の180」に改めるわけでございます。これは比率が12月に重きを置くことになっています。

附則でございますが、この条例中第1条の規定は、平成14年12月1日から第2条の規定は、平成15年4月1日から施行するということでございます。

提案理由でございますが、人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに他市町村の給与改定状況等を考慮して、町議会議員に支給する期末手当の率を改める必要があるということで、この条例案を提出いたします。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

議案第47号、議会議員の報酬、費用弁償、期末手当に関する条例の一部を改正する条例、今、提案理由の中で人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに他市町村の給与改定状況を考慮して、今回の引き下げということですが、ご承知のように、人事院の勧告では、公務員の給与、4月に遡って引き下げなさいというのが人事院の勧告だと思います。私たち議員、特別職の公務員についても、報酬の引き下げが0.05%、当然あるべきといいますが、人事院ではそういうふうな指摘がされたかと思いますが、今回、議員の報酬の引き下げが議案として出されなくて、単に期末手当について0.05カ月分を引き下げるというふうな議案になったのはどういう理由なのか。他市町村の動向ということもありますが、他市町村を見ましてもさまざまです。引き下げを人事院の勧告どおりやるというところもあれば、そうでないところもあるようですが、久米島町が今回、この議員の報酬の引き下げをやらなかったのはどういう理由なのか、お伺いします。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの山城議員の質問にお答えします。

今回、特別職、議会議員の報酬の引き下げがない理由なんです、報酬については、12月に毎年南部地域の報酬審議会等がありまして、そこで決定されます。今回については、これからであります。来年以降の報酬の見直しがあるかどうかについては、この審議委員会の結果によることになります。よって、今回は、期末手当の率の引き下げのみの改定となります。

○ 13番 山城和満さん

これまで議員の報酬は、この提案理由にありますように、人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告を参考にしてというかたちでこれまで議員報酬の引き上げ、また、手当についても引き上げられてきたんです。自分の考えでは、引き下げということにつきましても、公務員と一般の社会情勢、賃金と比較しても公務員があまりに優遇されているのではないかとされるような一般住民の皆さんからの反発を抑えるために今回は引き下げのように

ということだと思えますけれども、われわれ議員自らが、今言う、この不況の中で、行政の側がこれは提案して出してくる議案ですから、議員の皆さん、意見としてわかっているのも、議員の皆さんから聞くのもいい方法ではないかとは思いますが、どんなものでしょうか、町長の考え方を伺います。

○ 町長 高里久三さん

今先ほど総務課長が言ったように、今回は期末手当だけと。それから、沖縄県の特別職の報酬に関する報酬審議会があって、そこから追って特別職の報酬については出ると思います。今の状況からするとおそらく下げるでしょう。ですから、その手続きは、後日その勧告に従って対処していきますので、今回は、あくまでも期末手当ということで考えていただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。
進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号、久米島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、久米島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

<日程第5>

○ 議長 高良ノブ

日程第5、議案第48号、久米島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第48号

久米島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成14年11月29日提出 久米島町長 高里久三

久米島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第4条の第2項中、「100分の165」を「100分の160」に、これは、先ほどの議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例と同様、期末手当の0.05月分引き下げるということとございます。そして、同様に条例の中に区分表がございますが、区分表を削りまして、1、2、3、4と「号」を加えるということとございます。

次に、第4条第2項中「100分の190」を「100分の170」に、「100分の160」を「100分の180」に改める。これは6月の期末手当と12月の期末手当の率を変えるということとございます。

附則でございますが、この条例中、第1条の規定は、平成14年12月1日から、第2条の規定は平成15年4月1日から施行する。

提案理由でございますが、人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに他市町村の給与改定状況等を考慮して、町長、助役及び収入役に支給する期末手当の率を改める必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 15番 山城節さん

この際、提案したいと思いますが、48号から52号議案まで、同じような付議事件でありますので、一括説明受けてから審議されてはいかがなものかと思い、提案いたします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 4時29分 休憩)

再開します。 (午後 4時30分 再開)

ただいま、山城議員より議案第48号から52号まで一括提案説明したらどうかとの動議が提出されました。

賛成者はおりますか。

賛成者がいませんので、この動議は否決されました。

それでは、質疑を続けます。

質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、久米島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第48号、久米島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

<日程第6>

○ 議長 高良ノブ

日程第6、議案第49号、久米島町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第49号

久米島町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成14年11月29日提出 久米島町長 高里久三

久米島町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
第4条第2項中の「100分の165」、12月期末手当支給率でございますが、これを「100分の160」、0.05月分引き下げるということでございます。そして、区分に応じた表が掲げられておりますが、これを1号、2号、3号、4号として、「号」を新たに加えるということでの改正でございます。

次に、第4条でございますが、これも12月期末手当と6月期末手当をそれぞれ配分を変更するということでございます。

附則、この条例中第1条の規定は、平成14年12月1日から、第2条の規定平成15年4月1日から施行する。

提案理由でございますが、人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに他市町村の給与改定状況等を考慮して、教育委員会教育長に支給する期末手当の率を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第49号、久米島町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第49号、久米島町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

<日程第7>

○ 議長 高良ノブ

日程第7、議案第50号、久米島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聡さん

議案第50号

久米島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成14年11月29日提出 久米島町長 高里久三

久米島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

久米島町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

これは、第3条第1項でございますが、第1項中にあります「及び特例一時金」という文言がございますが、これを削るということでございます。

そして、13条第3項中「1万6千円」これは配偶者の扶養手当でございますが、これを2千円減額いたしまして「1万4千円」にするということでの改正でございます。

その他の扶養親族ですが、「3千円」を「5千円」に、2千円増額するというところでございます。ということの一部改正でございます。

第26条第2項中の改正でございますが、3月支給分「100分の55」を「100分の20」に改めまして、12月支給分「100分の140」を「100分の70」に改めるということでございます。

そして、同条第3項中でございますが、これは再任用職員も同様な率の改正をするということで掲げてございます。

附則、第16項から第19項までを削るということでございますが、この附則の場合は、特例一時金を支給する文言でございます。条例第3条第1項で特例一時金という文言を削るということでございますから、それと連動して、附則の16、17、18項も削るということでございます。

次のページに給与改定給与表が掲げてございます。給与表も改定するということでございます。これは行政職、医療職の給料表を改正するということでございます。

次、第26条第1項中に「、3月1日」という文言がございますが、3月支給分の基準日のことでございますが、これを削るということでございます。そして3月において支給する場合においては、「100分の20」を削り、「100分の60」を「100分の155」に、そして「3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）」を「6月以内」に改めるということでございます。さらに先ほどの給与等の改正でもございましたが、区分に応じて条例様式の中に表がございます。この表を削りまして、1号、2号、3号、4号と、「号」で率を表していくということで、一部の改正でございます。

施行期日ですが、附則、施行期日、この条例は、平成14年12月1日から施行する、ただし、第2条の規定並びに附則第5項、第7項及び第8項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

第2項でございますが、職務の級における最高の号級を超える給料月額の切り替えです。これは最高号級があった場合に、その切り替えの方法等を規定しております。

第3項ですが、施行期日前の異動者の号級の調整、第4項職員が受けていた号級等の基礎。

そして、第5項平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置。

そして、第6項委任でございます。

7項、久米島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正等。

第8項も育児休業関係の改正でございます。

提案理由でございますが、人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに他市町村の給与改定状況等を考慮して、本町の一般職員の給与を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 16番 平田勉さん

3点ほど質問をします。まず1点は、担当係に足を運んで調査をしたんですけども、今回のこの改定によって義務的経費として計上されている予算が約1千100万円財源が浮い

てくることとなります。この財源を、今年度どう活用しようとしているのか、その活用計画があれば教えていただきたいと思います。これが1点です。

2点目に、今、本町から離島医療組合、あるいは公立久米島病院を含めて4カ所か5カ所くらいに職員の派遣出向等があります。これらの職員の給与の関連が今回の改定でどういう位置付けになるのか。そこを説明をしていただきたいと思います。

あと1点、これは要望になるかもしれませんが、今、いろいろ調査をしたら、給与担当は確か一人で計算をしているというふうな話を聞きます。200名を越す職員の今回の改定で、給与システムも変更が、特に手当の支払いは12月の10日ですから、賃金の確定を計算して出す部分が出てくると思うんですけども、このへんがはたして10日で間に合うのかどうか。おそらく給与システムの変更が間に合わなければ手計算でやらざるを得ないと思います。それに並行して12月の賃金がありますね。12月の給与支払、その時には年末調整で全部入ってくると思います。そのへんも含めてやったときに、それが終わると今後は1月1日で定期昇給でさらに給与の改定があると思うんですけども、1月20日に向けてその給与システムの変更が可能だと思うんですけども、このへんの事務の煩雑さ、その煩雑さに伴う計算ミス、こういうものが出ないように、どういう対策を講じるのかなど、一人の生身の人間がこれだけの業務の過重負担みたいなものが出てくるのかなというのがちょっと気になっていますので、そこは考慮していただきたいというのが3点です。ご答弁をお願いします。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの質疑にお答えしたいと思います。まずは、改定による予算の浮いた財源をどう使うかということなんですが、これに関しては、最終補正で減額措置をいたします。財政のほうとおそらく協議されて、今から要求のあるものについての財源に当てるかと思えます。これについては、後ほどの最終3月補正あたりで町の財源確保に回るかと思えます。

2点目の離島医療組合の職員の給与等の位置付けはどうなるかということですが、実はこれも、今、離島医療組合の職員のほうからの調整が、今日、実は日程調整の中でやろうということでしたが、今現在、どうするという決定はしておりません。これに関しても、三役とは後日協議しましょうということで確認しております。不利益にならないようなかたちで、ただ任命権者が違いますもので、双方の協議がこれから必要になってくるかと思えます。確認のために不利益を与えないようなかたちで、いい方向で解決できればと思います。

そして、3点目の給与担当の職員の過重労働になっているのではないかということですが、ご指摘のとおり、旧具志川村、仲里村それぞれ合併しまして、職員が250名近く、臨時職員、委託職員等が75名ほどおります。この計算が、今現在、うちの係長と主事の二人で処理しておりますが、今回のシステムの一部の作業が発生します。そして年末調整においても、各旧消防は消防、施設組合は施設組合の総務係のほうに、その作業は分担

してやろうということで確認しております、旧具志川村においても、うちの電算の係長がおりますので、彼らと分担して、支障のないようにということでやっております。そして担当の増員については、次の4月の人事等で配置できるんでしたらあと一人の確保は、三役調整の上で検討はする必要はあるかと思えます。

○ 16番 平田勉さん

順序は逆になりますけれども、3点目の部分では、大変前向きな答弁を得ておりますので、ここはぜひ、やっぱり生身の人間として働く、一人の人間の問題というのもぜひ気配りをしていただきたいと、ぜひそういったかたちで進めてもらいたいと思えます。

1点目の、ただいまの答弁で、最終補正での減額という話がありましたけれども、この1千100万円近い予算は、最終補正で減額をするのではなくて、有効活用ができないのかどうか。当然これは、今回の改定がなければ市場に出ていく金であります。内部の拡大、購買力がどう高まっていくのか、これだけの減額があったときに、購買力が低下をしていく、町内の経済に与える影響もあるというふうに理解をします。そうであれば、早めに補正で、例えば、失業対策費みたいなかたちで活用して、今の島の経済の停滞している部分を緊急雇用対策的な位置付けで活用をする。そういうことができないのかどうか。私は、ぜひそれをしてほしいなと思っております。

例えば、仕事はたくさん作れると思えます。県道の阿嘉から比屋定に行くあたりの県道沿いに枯れた松とかたくさんあります。ああいうものを伐採したり、あるいは観光地の休憩所あたりとの清掃とか、いろいろなかたちで作業を作って、そこに、特に建設業あたり、今、仕事がなく失業している皆さんとかを日当で雇ってこの仕事をさせて、その分で金を払っていく。ぜひこういう財源に活用をしてもらいたいというのが1点目です。

2点目は、離島医療組合だけではなくて、介護保険の広域連合、あるいは空港管理会社、そういうところと派遣のかたちのものもあれば、出向のかたちのものもいると思えます。であれば、行った先の給与を準じる場合と、派遣元の給与条例に準ずるというかたちで、各々形態は違っていると思えます。そのへんは全てチェックをして、不利益のないように対策を講ずるべきだと思えます。

ただ、一つだけ、これは旧具志川村時代に派遣をされていますから、資料がなくて私も大変気掛かりな部分が、空港管理会社への出向職員の扱いが気になっています。確か派遣法が去った4月1日から施行されて、この派遣法に基づいた扱いが出てくると思えます。その法律に抵触をしないような条例の整備、これが必要だと思うんですけども、このへんの条例も、今後、検討をしていただけないかなと思っております。確か退職出向か何かになっているんじゃないですか。空港管理会社、そうすると退職金が継続するのもしないのか、その間、役場にいるときの共済年金とか共催掛金の問題、この部分も厚生年金か、あるいは国民年金か、このへんに移らざるを得ないと思えます。そのへんも含めてのこの整備、今回、いい機会ですから、そこらへんの条例を再度チェックをして、ここは戻るとき

にこの経過措置で救済をするのかどうか、方法はいろいろあると思うんですけれども、ここらへんは、派遣法に抵触しないように検討をしていただきたいなという気がします。これは取り越し苦労であればいいんですけれども、そこを懸念しているところです。以上、答弁をお願いします。

○ 助役 長井聰さん

先ほどの1千200万円期末手当の改正による剰余金と申しますか、現在、いろいろな財政需要がございます。そして一般財源をそうとう充当しております、そのようなことから、先ほど総務課長からありましたとおり、次年度に向けて、その部分について活用できないか、そのへんも含めていきたいと思えます。

現在でも予算、12月編成を、ただいま各課と調整をしておりますが、財源不足で、どう調整していくか、そうとう悩んでいるところであります。その中にもそういった雇用に対する、いわゆる公共投資の部分も入っておりますので、そのへんにも充当可能なのかどうか、財政当局とも調整してまいりたいと思えます。

次、派遣法の件でございますが、うちの条例では、久米島町公益法人等への職員の派遣に関する条例ということで、これは、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づきまして条例制定はされておりますので、そのへん、不利益にならないようにこの条例に基づきまして行ってまいりたいと思えます。

○ 16番 平田勉さん

今、大変な状況です。本町の経済状況というのは大変厳しいものがあります。町の行政運営の中では、いろいろな財源不足があるというのはわかっております。しかしこれは、今回、この人事院勧告がなければ当然給与として支払われて、既に予算化されている財源であります。その事が、地域経済の活性化につながっていく、そこでの購買力の問題とかいろいろな課題を考えたときに、この財源不足と同じようなかたちでの発想ではなくて、地域に還元してもいいのではないかなという発想があるわけです。ぜひ、そこらへんは考えてほしいなと思っております。今、国保の徴収率、あるいは町税の徴収率と、ここ2、3年全徴収率が大変低下をしてきております。そういう状況も踏まえたときに、この1千200万円ほどの財源というのはカンフル剤として活用してほしいなというふうに思っております。

そこはぜひ、要望になるかわかりませんが、考慮していただきたい。これは強く要望したいなと思えます。

あと1点、特に空港管理会社、あれはたぶん株式会社です。たぶん退職出向の扱いになっているはずですから、退職金継続できない時のこの間の退職金の扱いをどうするのかと、いろいろ出てくると思います。ここはぜひ派遣法のチェック、対比をしながら、後で大ごとに、問題にならないように、検討をして対策を講ずる必要があると思えます。そこはぜひお願いしたいと思えます。

○ 13番 山城和満さん

ただいまの議案について、ちょっとお伺いしたいんですが、今、諸々の12月の手当に対する人事院勧告のマイナス勧告で、久米島町が1千200万円くらいの経費が減るというかたちのお話ですが、本来、人事院の勧告、公務員の給与については、4月に遡及していたというふうな勧告だと思います。これまで人事院報酬の引き上げのときは、これまでの計画でしたら、4月に遡及するというのが何件かありました。今回、久米島町においては、4月に遡及はしないという方針のようですが、人事院の勧告どおり、4月に遡及したとしたり、久米島町職員一人あたりどれくらいのマイナスになってしまうのか。今言う、町の財政的にはこの4月に遡及したとしたり人事院の勧告のとおりだとしたり、久米島町はどれくらいの予算が浮いてきたのか、試算されているものがあればお聞きしたいと思います。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまの山城議員の質疑にお答えいたします。今回、久米島町においては、4月からの遡及は、実施しないという方向で今進めておりますが、これは、一人平均給料で遡及やった場合に5万9千614円、そして扶養手当が5千142円、管理職手当等が1万627円、期末勤勉手当の引き下げ等に影響するもので、4万5千42円、そして共済等の負担金等がありますので、それを含めると一人あたり平均12万4千41円の減額になります。これが今回、遡及させないで12月の給与改定分から試算を出しますと、一人平均給料で1万7千991円、扶養手当が1千745円、これは3人目以降の増分も含みまして計算を考慮した中であります。そして管理職手当が1万21円、期末勤勉手当の差額分で1万5千453円、そしてこの合計と、先ほどいいましたような負担金関係を合わせますと、一人あたり3万9千372円、今回の4月に遡及させない場合の計算となります。

○ 13番 山城和満さん

町長にお伺いします。今回、久米島町は、人事院の勧告としては4月に遡及するという方向を出してもらいたいので、久米島町は遡及しないという方針を出した理由をお伺いしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

まず、今回の遡及をしないという大きな理由は、合併に伴って職員が非常に苦勞したと、ですから他町村に比べて条件が違うのではないかなということで、担当課、それから三役話し合いをして、遡及しないことにやりました。ある村の首長から聞かれたときに、私もそう言いました。皆さんのところと私たちは今回は条件が違うと、これまで合併のために非常に苦勞したから、その分は、ご苦勞さんという意味で今回は遡及はしませんということで、4月に遡っての遡及はしないと、だから12月改定分から適用するということで決定いたしました。

○ 13番 山城和満さん

久米島町の合併は、経費の節約、財政基盤の在り方、これが目標の一つに入っていたと

思います。そういうことと、今の話のこととは矛盾といったらおかしいんですけども、相反するようなことはないですか、これを一つお聞かせください。

○ 町長 高里久三さん

それはその人の考え方の問題であって、私は、それは矛盾はしないと思います。当然それだけ苦労したんだから、もし仮に、この合併がなければ、私は人事院勧告どおり遡及して適用していたかもしれませんが、今回は、特別だという意味でやりますので、それは各々の個人の考え方が違いますので、私は、私の考え方でもって決定をやりました。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

○ 15番 山城節さん

ただいまの問題ですけれども、県内の52市町村中28の市町村はやると、残りの24市町村は準拠しないということであります。これは新聞報道ですけれども、自治労県本部の4万人の職員がおります。4月に遡って遡及をした場合に、一人あたりに15万円の減額で、総額で60億円という金が遡及によってそうなると。そうすると県全体の消費を抑制し、経済情勢をさらに悪化させると、4月にのぼって減額するのは不利益、遡及の原則にも反するとして反対しています。そして、本部町は過去の給与でなく、12月支給の期末手当で調整するのは不利益で、遡及には当たらない。もう1点、大宜味村は、実質的には遡及と同じで、職員に不利益を被ると判断して、反対しております。

県は消費の悪化をいろいろ考慮しまして、3月に向かっていろいろ考えているようですが、どうぞこの件は慎重に、今、町長の答弁にもありますとおり、合併して2回目の期末手当ですけれども、慎重に審議をしていただいて、慎重なる道を選んでほしいと思います。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 4時31分 休憩)

再開します。 (午後 4時36分 再開)

他に質疑ございませんか。

進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、久米島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第50号、久米島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

休憩します。(午後 4時40分 休憩)

再開します。(午後 4時41分 再開)

<日程第8>

○ 議長 高良ノブ

日程第8、議案第51号、久米島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第51号

久米島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成14年11月29日提出 久米島町長 高里久三

久米島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
第1条 久米島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年久米島町条例第113号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、3月1日」を削る。

附則、この条例は、平成15年4月1日から施行する。

提案理由、人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに他市町村の給与改定状況等を考慮して、本町の水道事業職員の給与を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしく審議のほど議決賜りますようお願いいたします。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから議案第51号、久米島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第51号、久米島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

<日程第9>

○ 議長 高良ノブ

日程第9、議案第52号、久米島町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第52号

久米島町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成14年11月29日提出 久米島町長 高里久三

久米島町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中でございますが、「及び特例一時金」という文言を削ります。

第2条、久米島町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中、これは3月31日基準日になりますが、「、3月1日」の文言を削ると
いうことでの改正でございます。

附則、この条例中第1条の規定は、平成14年12月1日から、第2条の規定は平成15年4
1日から施行施行する。

提案理由、人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに他市町村の給与改定状況等を
考慮して、本町の現業職員の給与を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する
理由でございます。

ご審議のうえ議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 15番 山城節さん

ただいまの52号議案につきましても、提案理由のとおりであります。この際、私は、質疑を省略し、討論をうち切り、速やかなる採決に入ることを希望いたします。

○ 議長 高良ノブ

ただいま、山城節議員から議案第52号につきましては、質疑、討論を省略して進行したらどうかとの動議が提出されました。

賛成者、いますか。

(「異議なし」の声あり)

賛成者がいますので、ただいまの動議は成立しました。

ただいまの動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。よって、議案第52号、久米島町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論を省略することが可決されました。

これか議案第52号、久米島町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第52号、久米島町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

平成14年第8回久米島町議会臨時会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

(午後 4時45分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号29番） 国吉弘志

署名議員（議席番号30番） 喜久里 猛

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 9 回 久米島町議会定例会

1 日 目

1 2 月 1 6 日

平成14年 第9回久米島町議会定例会 会期日程

開 会 平成14年12月16日（月）
 閉 会 平成14年12月18日（水） 会期 3 日間

月 日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要
12月16日	月	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 議長諸般の報告 ○ 一般質問
12月17日	火	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議録署名議員の指名 ○ 一般質問
12月18日	水	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議録署名議員の指名 ○ 議案の上程（即決案件） <ul style="list-style-type: none"> 議案第53号 議案第54号 議案第55号 議案第56号 議案第57号 議案第58号 議案第59号 議案第60号 議案第61号 議案第62号 ○ 決算認定の上程 <ul style="list-style-type: none"> 認定第1号 認定第2号 認定第3号 認定第4号 認定第5号 認定第6号 認定第7号 認定第8号 認定第9号 認定第10号 認定第11号 認定第12号 認定第13号 認定第14号 認定第15号 発議第12号 ○ 閉会

平成14年 第9回久米島町議会定例会

会議録 第1号

招集年月日	平成14年12月16日 (月曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	12月16日 午前10時00分	議長 高良ノブ	
	散会	12月16日 午後4時30分	議長 高良ノブ	
応招議員 出席議員 出席31名 欠席1名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招) 欠席議員	31番	崎村 稔	番	
	番		番	
会議途中退席議員	27番	平田 清勇	番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	1番	江洲 良徳	2番	翁長 英夫
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	内間 久栄	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育長	喜久里幸雄
助役	長井聰	教育総務課長	太田喜功
収入役	松元徹	生涯学習課長	山城英明
出納室長	伊良皆真秀	住民課長	大城行男
総務課長	大田治雄	税務課長	比嘉・
建設課長	仲村昌保	福祉課長	山里昌輝
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	神里勇
町づくり推進課長	平田光一	水道課長	吉元幸信
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一	消防次長	仲村渠一男

平成14年 第9回久米島町議会定例会

議事日程 [第1号]

平成14年12月16日 (月)

午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		会期の決定	
第3		議長諸般の報告	
第4		一般質問	

平成14年第9回具志川町議会定例会一般質問通告一覧表

質問者	質問事項	頁
山城 節	1. サンリーリゾートホテルについて	55 P
田里市郎	1. 公立病院通りの樹木について	56 P
上里総功	1. 赤土等流出対策協議会について	57 P
	2. 儀間漁港厚生施設について	
	3. 久米島中学校運動場整備について	
山里昌伸	1. 町体育協会とスポーツ振興について	60 P
山川正員	1. 特別養護老人ホームの整備を	62 P
仲村昌慧	1. カンジン地区畑かんの負担金について	65 P
仲地宗市	1. 不法投棄防止柵の整備について	67 P
山城宗太郎	1. 廃棄物処分場について	69 P
上江洲盛元	1. 久米島老人クラブ連合会の「全国なかさと会」への参加について	69 P
	2. ホタル館の増築について	
	3. 畳石の階段式防波堤の撤去について	
	4. 県の新離島振興計画について	
山城和満	1. 町の活性化について	76 P
	2. 深層水の利活用について	
	3. 公立久米島病院について	
平田 勉	1. 保健福祉活動の拠点整備について	83 P
	2. 地域活性化対策について	
	3. 校舎改築について	

翁長英夫	1. 宇江城城跡復元の進捗状況について	88 P
	2. 比屋定地先船留場の整備について	
仲原 健	1. 山中橋をサバチバシ（捌き橋）に	90 P
	2. 五枝の松について	
國吉弘志	1. 保安林の整備について	93 P
平田清勇	1. 土地改良区の育成補助金について	106 P
島袋完英	1. 観光地の整備と島の学校の運営方法について	96 P
	2. 工事と車エビの関係について	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

ただいまから平成14年第9回久米島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

崎村稔議員から欠席届が出ております。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって1番江洲良徳さん、2番翁長英夫さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より12月18日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。したがって会期は、本日より12月18日までの3日間に決定しました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、諸般の報告を行います。

平成14年10月2日以降、私が出席しました会議等の概要を配布してありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、これから一般質問を行います。

本日の一般質問については、各議員の発言は、会議規則第56条第1項によって30分以内とします。

一括質問、一括答弁後、項目毎に3回まで行います。

順次発言を許します。15番山城節さん。

○ 15番 山城節さん

私は、旧具志川村地内にあるサンリーリゾートの再建についてお尋ねをしてみたいと思います。

空から見る同ホテルは、もの寂しげで救いを求める声が聞こえてくる。そんな気がいたします。島の玄関地域に位置するだけに、注目が集まる箇所であり、経済効果、効率からしても早期の再建が望まれるところであります。

行政の立場からして、所有者または関係者と接触や情報、意見交換をしたことがないかどうか。また、同ホテルの今後の再建に向けた要望、指導など、どのように働きかけていくか、この1点を伺いたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

15番山城議員のご質問にお答えします。サンリーリゾートホテルについて。本物件は、現在、「りゅうぎん総合管理会社」が所有しており、その物件の取り扱いに関しては行政が口出しできるものではないと考えます。しかしながら、同ホテルの開業中と閉館後において中央、新興通り商店街やタクシー業界の売り上げがだいぶ落ち込んでいる状態が続いていると聞いています。そうした現実を踏まえ、同地域の活性化を促進するうえ、また、久米島の観光の振興、久米島の経済の振興からも、一日も早いオープンが望まれております。そのために12月5日に管理会社の社長仲原さん、それから管理監査役の仲原監査役と話をしてまいりました。現在、過去において物件の借入をして営業を始めたいと言うことで、それ相当まで進んでいたそうですが、契約の段階になってその契約者が辞退をしたということがありました。

それから、この間あった話の中では、買ったたかかっていると、あまりにも評価する価格が低いと、そういうことで、現在は琉銀としても早く売却をして、久米島の地域の発展に貢献したいということを行っていますけれども、今のところ買い手の目途がつかないということでもあります。町としても早めにこれがオープンできるように頑張っていきたいと思っております。

○ 15番 山城節さん

今後もこの問題の件に関しては、行政の立場から積極的な要請、指導を継続して働きかけていくよう望み、質問を終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで15番山城節議員の質問を終わります。

次、3番田里市郎さん。

○ 3番 田里市郎さん

おはようございます。1点だけお伺いします。

公立病院通りの樹木について。公立久米島病院通りの樹木は3年前に植えられたと思うが、度重なる台風で痛めつけられ、今は大変見苦しい感じがしますが、町としまして関係機関に要請して植え換えてさせたらと思いますが、どのように考えておられるかお伺いし

ます。

○ 町長 高里久三さん

3番田里議員のご質問にお答えします。公立病院通りの樹木について。公立久米島病院通りの樹木は平成11年度に道路改良工事に伴い植樹されましたが、度重なる台風等により枯れ株が多く見苦しい状況でありますので、現地を調査して対応していきたいと考えております。

○ 3番 田里市郎さん

それと、この通りの樹木をよく見てみますと、全体で80本植えられております。50cmくらいのところで葉っぱがあるのが34本で、1m50cmくらいで葉っぱがあるのが25本で、全く葉っぱがないのが21本あります。ですから、これから見ますと、久米島から台風がなくなる限りの木は育たないと思いますが、松かフクギに変えることはできないかどうかお伺いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの再質問にお答えいたします。病院通りにつきましては、南風の台風がまともに当たる地域でございまして、当初から樹種の選定につきましてはいろいろ検討して植えた経緯がありますが、実際に現場に植え付けしてみますと、台風被害でだいぶ痛めつけられている状況であります。質問のとおり松かフクギとありますが、これもまた予算に関する問題でございまして、今すぐにとすることは即答できませんが、今後、予算とのからみで、台風に強い樹木を選定して検討していきたいと思っています。

○ 3番 田里市郎さん

去った9月20日に嘉手苺老人会の清掃作業がありましたが、そこで10名はこの病院通りの清掃に行きました。そこで参加された方の中からも、道路は素晴らしいものができるのに、この管理はもう少しやってほしいなという声がありましたので、今の枯れた枝を落としたり、管理はもうちょっとやってほしいなどの要望もありましたので、管理よろしくをお願いします。

以上、終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで3番田里市郎さんの質問を終わります。

次、21番上里総功さん。

○ 21番 上里総功さん

21番上里です。私の方から3点ほど質問したいと思います。

まず1点目、赤土等流出対策協議会について。観光立県を掲げ「美（ちゅ）ら海」をアピールする沖縄県にとって、赤土等流出対策はなお緊急な課題であり、久米島町においても同じことが言える。赤土等流出対策協議会については、9月定例議会でも質問をし、その時の答弁では「協議会委員の人選中であり、決まり次第、協議会を開催する考えである」

と述べられています。人選にこんなに時間がかかるのか、それともやる気がないのか伺いたい。

2点目、儀間漁港厚生施設について。儀間漁港整備計画の中に、漁民と地域住民の交流の場所として厚生施設計画がありますが、町として今後検討していく考えはないか伺いたい。

3点目、久米島中学校運動場整備について。久米島中学校運動場整備については、平成13年12月定例議会でも質問をし、「平成15年度から整備を進めて行く」という答弁を受けた。また、平成14年度予算に久米島多目的公園基本設計委託料として300万円が計上されていますが、その進捗状況を伺いたい。

○ 町長 高里久三さん

21番上里議員のご質問にお答えいたします。赤土等流出対策協議会について。赤土流出については重要な問題としてとらえておりますが、上里議員のご指摘のとおり久米島町赤土等流出防止協議会が設置できなかったことを深くお詫び申し上げます。既に要綱と人選を内定しており、日程については調整中でございます。

2点目の儀間漁港厚生施設について。儀間漁港には当初厚生施設用地がありましたが、土地利用計画変更において平成12年3月に漁港環境施設用地に変更しています。儀間漁港の今後の事業予定は平成15年度より漁港海岸事業として護岸215m、離岸堤120m、養浜210m、突堤100m、防潮林215mの事業を今後5カ年計画で完了させ、その後、沖防波堤、浮き桟橋、航路灯等の地元要望が大きいためそれらを優先的に整備し、漁港環境施設整備としましてはゲートボール場500㎡の4面、休憩施設として東屋150㎡を計画しております。

3点目、久米島中学校運動場整備について。久米島中学校運動場については、平成15年度事業実施に向けて、県と調整しているところです。その中学校運動場の配置計画も合わせた公園整備計画作成のため、学校や地域、関係者等との調整に対する整備計画素案作成を進めております。

○ 21番 上里総功さん

1点目の赤土等流出対策協議会設置については、日程調整ということで非常に前向きな姿勢が見受けられます。それで、この赤土については、今非常に沖縄県では問題になっておりまして、11月7日の新聞に「赤土汚染防止は農地対策が鍵を握る」ということで、農地からの流出が非常に問題だということをいわれております。それで、今回、赤土対策協議会が設置されるわけですが、いろいろな階層から人選しましてやることでありますが、今後、県、国とどのような調整をしていくのか、そこを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

お答えいたします。町の協議会を設置いたしまして、赤土等について調査をしていきながら国や県と調整していきたいと思っております。

メンバーには、建設関係とか農業関係、県の普及委員の方々を予定しております。

最近、県の環境保全課から、地域会議の設置も議論したらどうかという話もありました。

○ 21番 上里総功さん

11月7日の新聞にも、「県は来年度から全面的な赤土防止対策をスタートする方針だ」ということで、非常に重要だということをおっしゃっております。それで、現在の海の現状を見れば赤土対策の充実は一瞬の猶予もできないと。それと赤土の堆積するイノーはさまざまな生物の宝庫であり、貴重な海をこれ以上汚さないためにも行政には財政措置を含め思い切った対策が必要であるということも述べられております。今後いかに赤土対策協議会が重要かということでもありますので、この充実をぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。それと、儀間漁港厚生施設についてなんですが、確かに町長がおっしゃいましたように、儀間の場合には漁港が整備されまして、護岸とか波除堤、来年度は浜辺も作る計画ということは聞いております。

それで、その厚生施設といいますのは、漁民と地域との交流の場を最初の計画ではやられておまして、12年3月に変更したということですが、おととい、儀間の老人クラブの皆さん方が、すぐ漁港に入って右側に雑草が生えていたんですが、そこを整備されまして、ゲートボール場を作っているわけなんです。現在はそのゲートボール場も芝のゲートボール場がみんなほしいということをおっしゃっているわけなんです。それで、いろいろな計画はありますが、今後、芝のゲートボール場に変更する考えはないのか、そこをお伺いしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

本件については、10月頃だったと思いますが、老人クラブの皆さんが、今のところ人の屋敷を借りて非常に迷惑をかけているということで、幸いにして漁港の中に空き地があるので、当分は町がいろいろな計画はあると思うんですが、差し支えない範囲内で当分の間は貸してくれということの申出がありまして、場所さえ貸せばコートは自分たちの自費で、自力で作りますからという要望があって、それならば地域の老人クラブの親睦、健康増進の上からも大変いいことですから、どうぞ使ってくださいということで貸した経緯があります。

確かにご指摘のとおり、今、ゲートボールは既に全島大会等においてはすべて芝のコートであるということで、旧仲里村においてもBGの後ろに6コート芝のコートを作りましたけれども、これからは随時各部落のゲートボールも芝のコートにもっていかないと、実力はあっても大会に出て芝のコートで初めてやると感覚がわからないということで、実力が出せないということでもありますので、今後随時各地区のゲートボールは芝に補助をして変えていきたいと思っておりますが、儀間の漁港にはたして永久的に芝を植えて、次の計画をしているのが入ってくる時に支障をきたさないかどうか、そのへんを検討して、そういうふうに支障がなければ関係課とも話をして検討していきたいと思っております。

○ 21番 上里総功さん

今、町長の答弁では、仮にということではありますが、ぜひ将来的には地域住民と漁民との交流の場ということで、それはぜひ実現してもらいたいと思います。

次にいきます。久米島中学校運動場整備についてであります。来年度に向けて県と調整中ということではありますが、明日出る議題の中に、辺地総合整備計画書の中にも9千万円の予算があるんですが、どれくらいの規模の整備をやるのか。それを伺いたいと思います。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

中学校の運動場整備については、今、教育庁予算でやることで進めております。その全体的なものについては、町づくり推進課担当の方から答えていきたいと思います。

中学校運動場ですので、200mトラックが取れるような面積になると思います。

○ 21番 上里総功さん

今、200mということではありますが、最低限それくらいのあればぜひ必要かと思えます。

今、非常に久米島中学校の子供たちが不自由しているのは運動場であります。野球場を行政の配慮でなんとか整備されまして、地域住民、PTA、学校当局が整備して、素晴らしい野球場が今できております。そういうことで、今後の課題としては、運動場でありますので、ぜひ平成15年度中に完成することを希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長 高良ノブ

これで21番上里総功さんの質問を終わります。

次、25番山里昌伸さん。

○ 25番 山里昌伸さん

質問を行います。

町体育協会とスポーツ振興について。町体育協会は年間を通して各種大会及び行事を行っているが、中でも島尻郡夏季大会、年代別ソフトボール大会、町民運動会、島尻郡秋季大会、久米島一周マラソンと体協として参加協力している。そこで、大会に参加するには予算が伴うもので、町から補助してもらっているが、今の補助額では体育協会の運営が厳しいと聞いているが、補助額を見直すことはできないかお伺いします。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

25番山里昌伸議員の町体育協会とスポーツ振興について。とりわけ補助金を見直すことについてお答え申し上げます。現在、久米島町体育協会への補助金は、旧具志川村体育協会が270万円、旧仲里村体育協会が243万円であります。合併に伴い平成14年度予算は両村合算額の513万円となっております。

町体育協会に関しましては、主催事業及び島尻大会の夏季大会・秋季大会への派遣、そして各種スポーツイベント等の共催と多大な功績を残されておりますことは申すまでもあ

りません。教育委員会におきましても補助金等についていろいろ模索している状況ではございますが、町の財政事情が厳しいため、現在の補助金の範囲内で運営をお願いしたい所存でございます。

○ 25番 山里昌伸さん

ただいま教育長から説明がありましたけれども、町長は選挙公約にも、「現在の平和友好の最も有意義な手段であるスポーツ交流事業を推進し、我が町においても、プロ・アマスポーツを誘致し、国際競技が開催できる種目を模索していきたいと考えている」と選挙公約にあり、スポーツ交流やイベントの推進、プロ・アマスポーツの誘致と国際競技の誘致促進とうたっているのを見ました。

それで今回のこの施政方針の中では、「運動公園施設の整備を早急に実現させると共に、また、各種スポーツ大会を展開し、子供から大人まで参加できる競技づくりと合わせて、体育指導員の育成も図っていきたい」ということを書かれているのを見て、これは素晴らしいものだというのであります。

そこで、この513万円という金額でスポーツ振興が図れるかというのが疑問で、今回、この予算をどうにかできないかということをお聞きです。町長は、これまでの秋季大会を見てご存じのとおり、体育協会への予算は500何万円では、旧具志川・仲里村の体育協会の時の運営が苦しいというのは自分も聞いていましたけど。去った陸上競技大会でも、女子の種目が少ないと感じたと思うんですけれども、そこで予算がなくて派遣できなかったということをお聞きです。やっぱりスポーツを伸ばしていくには、女子も男子も同じように平等にスポーツ選手を派遣して、大きな大会で実力を発揮させればもっと伸びるのではないかなと思います。その夏の大会、秋の大会ほとんど自費を払って競技にノミネートしているような事も聞いています。

これまで自費で参加しているのがこの久米島町のスポーツであります。それは何の種目かという、児童オリンピックとかマスターズの久米島支部、年代別の陸上競技なんかも、ほとんど自費で出ているということをお聞き、体協からは何もないということでもあります。そこでぜひ今回、この補正予算の教育費の中で久米島体育協会にはいくらか補正されていますけれども、スポーツが自由にできるような金額を見直してもらえないかということで上げてあります。予算も厳しいとは思いますが、そのへんをもう少し改善できないか、改めてお伺いします。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

体協主催、もしくは協力事業におきましては、多くの事業等を助成しているところであります。ただいま山里議員が言われました女子の参加が少ないのではないかと聞いておりますが、去った第37回の島尻郡夏季大会におきましても、ソフトボールにおきまして男女29名、バレーボールにおきまして男女24名、軟式野球男子19名、バスケットボールにおきまして男女19名、バトミントンにおきまして男女12名、サッカーにおきまして男子16

名、角力におきまして10名が参加をしております。これまで予算の範囲内ではありますが、旅費約1万5千円、そして一泊の宿泊5千円と、だいたい2万円割り振りの補助で参加をいただいております。

それから児童オリンピック並びにマスターズ陸上におきましては、現在、体育協会におきましてスポーツ助成金を積み立てしております。これは体育協会が主催する事業におきまして参加団体から各一チーム3千円ずつ参加料を徴収して、スポーツ助成金に充てております。県大会の参加におきましては、体育協会会長宛補助金の要請をしていただければ、個人2万円、団体におきましては6万円の補助があります。ですから、そこらへんのスポーツ助成金等の利用も大いに今後活用していただければ、よりよい参加がのぞまれるのではないかというふうに思っております。

○ 25番 山里昌伸さん

今、課長から説明を聞きましたけれども、町長の施政方針の中の体育指導員の育成というのはどういうふうに考えているのか。というのは、平成22年2010年に全国高校総体が沖縄開催になる予定と聞いていますけれども、今から小中高生を育成しないと、それにどうしても久米島から国体選手が出ればいいなと思えますけれども、それにはやっぱり体育指導員を強化して、今から作り上げていかないと、そういう競技者も出ないと思うんですけれども、そのへんはどういうふうに考えているのか。また、スポーツすることにおいて、子供から大人まで健康づくりをしていると医療費が軽減されて、このへんも町としても良くなるのではないかなと思えますので、指導者のほうはどう考えているか、お願いします。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

私からお答え申し上げます。体育指導員は、現在10名ですが、2010年高校総体が沖縄開催となります。前回平成13年度、一度、高校総体を沖縄県で実施しますという表明をして後、諸般の事情により開催できないことがありました。今回は不転の決意で取り組まれるものと考えております。8年後の大会でございますので、小学校4年生が高等学校3年になったときの大会になろうかと考えております。

本町では、町のスポーツ振興の意味、それから町活性化の意味も込めまして、沖縄県高等学校体育連盟に高体連の一種目を早期に久米島に誘致していきたいという要請をしまして、現在、本部の方からは、「どうしても時間がかかりますので、平成16年あたりを目途にして実施の方向で取り組んでいきます」との返事を得ております。高校総体の県予選の誘致は、町のスポーツ振興や活性化に大いに役立つものと考えております。ご指摘のとおり、生涯スポーツの重要性も踏まえ、指導者の養成を積極的に進めてまいります。

○ 議長 高良ノブ

これで25番山里昌伸さんの質問を終わります。

次、10番山川正員さん。

○ 10番 山川正員さん

皆さんおはようございます。1点質問いたします。

特別養護老人ホームについて。厚生省の人口問題研究所は、平成9年1月に将来推定人口の測定結果を公表した。日本の人口は2007年、平成19年に1億280万人をピークに減少に転じ、2050年には現在の1億2,560万人（平成8年調査）より約2,500人少なくなる。1億50万人になると公表した。その中で65歳以上の高齢人口が14歳以下の高齢人口を上回って、2050年には老人人口の割合は32.3%となり、3人に1人は老人という超小児化高齢社会が来ます。人口全体に占める比率は増え続け、平均寿命も高まり、世界最高の長寿国となります。沖縄県においても全国一の長寿県であり、私たち久米島町においても同じ事であり、2050年には3人に1人が老人という超小児化高齢社会が来ます。現在、久米島町の特別老人ホームは満杯状態で、待機者が34名余りもあり、今の30床ではますます待機者が増え続けて、老人をもつ町民は大変な重みになり、農作業にも支障が生じ、安心して仕事ができなくなるのではないかと心配です。現在の特別老人ホームを整備する考えはないか伺います。

○ 町長 高里久三さん

10番山川議員のご質問にお答えします。特別養護老人ホームの整備について。特別養護老人ホームの増床については、運営者である久仙会の判断で自ら計画決定するものであり、行政の介入は極めて慎重でなくてはなりません。町としてはこれらの実態をふまえ、今後の福祉施策について検討しているところです。当面、特別養護老人ホームの増床以外でこれらの環境整備に努めて参ります。

○ 10番 山川正員さん

ただいま、町長が答弁しましたとおり、とりわけ町は直接関係ないということですね。今、町長がおっしゃったとおり、無理だとは思いますが、久米島地区の老人が本当に3人に1人ということやってきますよ。それからしても、入所者の要介護上昇も前年度より上がっています。例えば施設の平均需要度が前年度3.35%から3.49%とどんどん上がっていています。その理由としては、脳血管症患者らが多いということ、そして精神障害が出て来ますよね。そのためにももっと何か他の面で、どうにか施設を作ることはできないのか。例え整備が直接できないというならば、何か総合的な福祉センターとか、いろいろ考えを持っていると思います。そういうところを計画してないか伺います。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

ただいまの件につきましてお答えいたします。ご指摘のとおり、老人、特に障害者を抱える家庭におかれましては、この施設整備につきましては緊急かつ重要な課題だということは町長の答弁にもございましたように認識しております。そういうことで、今、質問がございました総合福祉センター整備計画ということもございますが、現在、特別養護老人ホームを抱えております久仙会、この法人によりまして早い時期に痴呆老人のグループホーム、これは原則一法人一ユニットとなっておりますが、これはあくまでも原則でして、

各種団体等を網羅して要請していけば展望が開けるのではないかなというふうに考えておりますが、とりあえずは一ユニット痴呆老人のユニットを確保したいというふうに申し出てきておりますので、その方向で早めに結論にこの問題が至ればというふうに行政としても側面支援をしていきたいと思っております。

それからさらにこれは町の全体計画の中で計画しているわけですが、今現在はデイサービス施設の併設を義務付けといいますか、やるように国の指示が出ておりますのが、生活支援ハウス、これにつきましては介護保険の対象外ということになっております。これは原則論です。しかし、久米島の実情を勘案した場合に、ケースバイケースで行ってもいいのではないかとということでございますので、総合福祉センター整備計画の中で概ね今現在計画しているのが14名ほどの定員として生活支援ハウスというものを計画しております。

こういった諸々の問題を解決するにも、周辺の環境整備をした上で努めて在宅でと、これは大変厳しいことになるんですが、そういう環境づくりをした上で最終的に県、国のほうに久米島の実情を訴え続けていきたいというふうに考えております。

○ 10番 山川正員さん

ただいま、課長の答弁の生活支援ハウスを考えているということで、老人問題は老人だけの問題ではないと思います。老人を持つ家庭の問題であります。彼ら自身の事も考えて、提案をして行かないといけないと思います。そういうことで、ただいまデイケアとかやっていますよね。課長の答弁の中でも出ておりましたが、そこをもっと強化して、今、各部落の公民館を整備しているのはわかっております。もっともっと予算を突っ込んで、予防ですよ。そのへんに向けていったらどうかと思います。そんなことをもっと考えてもらって、30床が無理というならばそういうところに力を注ぎ込んで下さい。今の老人ホームの日本全国の対象者といったら70%以上が墓場に行っていますよね。その予防のデイケアで十分可能だと思います。そういうことで、今のデイケアの定義、もっと予算を使って、もっと楽しくさせるように、ホームといえだいたいこういう数字は出てこないと思います。

我が日本というのは、先進国の中でも高齢化になった年数が24年早いですよね。先進国のフランスだったら100年余りです。これはNHKの調査でわかりましたけれども、そういうこともありまして、ますます久米島はそれ以上高齢化がやってくると思います。そういうことで、ぜひ、今課長が答弁しているこれを実現させて、努力して、老人たちの生活を考えていき、また、老人を持つ町民皆さんのことも考えて、特に今から製糖期も入ってきます。そういうふうな、どこに預けるか、デイケアしかないでしょうね。そういうことで預けれるようにもっと力を入れてやってもらったらいかがなものかと思います。これに對してもう一度答弁をお願いします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

再答弁ですが、頑張っていきますと言うしかございません。ただ、クリアしなければい

けない諸々の問題がございます。特別養護老人ホームの増床に至りましては、国の参酌標準がたぶん3.2%、沖縄はさらにそれを越えて4.1%あったらと思います。しかし久米島の実態は1.7%と、いわゆる県よりはずっとはるかに低いと。いわゆる整備率が遅れていると。ただ、国、県の方針は、在宅と申し上げておりますが、必ずしもそれは国、県の方針でして、久米島の実態を見た場合にはそうはいかない部分がございますので、行政としても万難を排して、これらに代わる環境整備、特に特別養護老人ホームの現在の既存施設を活用するというならば、ショートステイ等の増床、これらも旧センターの方では検討しているみたいですので、行政からの支援ということ、合わせて行政独自の計画、これを早めに推進していきたいということをお願いして、答弁に変えたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで10番山川正員さんの質問を終わります。

トイレ休憩にします。

(午前 10時55分 休憩)

再開します。

(午前 11時15分 再開)

今日は、町婦人会から山里晴美さん、山城京子さん、渡慶次春子さんの3名が傍聴に見えていますので、よろしく願いいたします。

それでは、5番仲村昌慧さん。

○ 5番 仲村昌慧さん

5番仲村です。1点質問させていただきます。

カンジン地区の畑かんの負担金について。カンジン地区の末端施設導入の同意率が当初21%と低く厳しい状況でありました。同意率の向上を図るために旧具志川村では、対策案として電気基本料金を村が負担することによって、農家の負担が軽減されるということで同意取得に当たってきました。その結果、現在約73%の農家が同意しており、いよいよ来年4月より本格的に末端施設の工事が始まります。しかし、合併後の動向が不透明であるために、27%の農家が末端施設導入について保留か未回答であります。また、同意した農家にも不安を感じている人が多くいます。

そこで町長にお伺いします。カンジン地区の畑かん負担金の電気基本料金を町が負担する考えがあるかお伺いいたします。

○ 町長 高里久三さん

5番仲村議員のご質問にお答えいたします。カンジン地区畑かんの負担金について。カンジン地区末端畑かん施設については地域説明会を行い、その後施工同意取得を行いました。同意率が20%で目標の70%には遠く厳しい状況にありました。そのため県においては事業の休止または中止も含めて検討する話があり、旧村においては改めて事業推進委員会を開き新たな軽減策について委員の皆様と協議し、協力をお願いしました。その解決策として電気基本料金600万円、運営費900万円を村負担とすることで合意し、農家の理解を得て目標の70%の同意率を上回る73%の同意を得ました。旧具志川村では電気基本料金と運

営費は村の負担という農家との協定がありますので、新町へ引き継いで事業を推進していきたいと思います。

引き続き、旧具志川村と地域農家の皆さんと契約が交わされていますので、引き続きその方向で進めていくつもりであります。

○ 5番 仲村昌慧さん

旧具志川村においては、合併後も新町においても協定書の締結は尊重されるものと回答がありました。しかし、旧具志川村において農家に説明をし、そして対策案をもって同意を取得してきて、その協定書が締結されておられません。そういう締結されてない状況の中で農家は非常に不安を持っています。そういう結果が27%の保留未回答となっている状況であります。まずその協定書を締結してない理由は何なのか。そして今後町によりまして、早めに協定書を締結すべきなのか、その協定書の締結については、町長、いかがお考えか。この2点についてお伺いいたします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

カンジン地区について説明いたします。協定書が締結されていない理由といたしましては、カンジン地区がまだ団体が組織されてなく、われわれの考えとしては、西部、北部を合併してカンジン地区を包含するというような計画でもっていますが、まだその合併がいたっておりません。そこで、今、町の方で面倒をみてやっているような状況でございます。新たな組織を作らないことには協定の相手側がまだはっきり決まっていますので、そのへんの充当も含めて協定書の締結は行われているような状況ですが、土地改良両組合では、合併するという組合組織でもって協議されて可決されているようでございますので、早めに合併させて、カンジン地区の地域を、所在をはっきりさせてから町として合併協定を結んで、早めに事業推進に努めていきたいと思っています。

○ 5番 仲村昌慧さん

実は協定書が平成13年5月17日に、この案としては協定書作成はしておりますが、これが今、課長の答弁のとおり、その事務取扱の所在がはっきりされていないということで、この協定書は交わされていないものと思われまます。早めに西部土地改良区、それから北部土地改良区の合併統合をし、その土地改良区との締結を早めにしてもらいたい。そうしなければ農家の不安というのがなかなか取り除けない状況であります。11月5日に地域説明会がありまして、この末端施設の導入についての説明会がありました。スプリンクラーの設置、それから給水栓の設置について、農家にとってはまだバラバラであります。そういった集団化整備がされない限り工事も来年からいよいよ始まりますが、工事も非常にしくなると。また、農家にとっても、一方がスプリンクラーで、一方が給水栓ということで、スプリンクラーとの話し合いが、農家のトラブルも予想されます。そういった状況の中で、早めに締結書を含んで、そして27%の農家にとっても、もう一度同意の取得をしてもらって、この集団化を図っていただきたいなということでもあります。

先ほどの町長の答弁の中で600万円を電気基本料金、そして900万円を運営管理という答弁でありましたが、逆ではないかどうか。もう一度そこをちゃんと調べて答弁していただきたいなど。電気基本料金が900万円ではなかったかなと思いますが、そのところ再確認をしていただきたいなと思います。その900万円の答弁で間違いはないですか。

では、基本料金600万円を負担することによって農家の電気料金が50%以上軽減された。当初、300坪当たりの基本料金が9千円でありましたが、その対策案によって最大利用しても4千200円であるということに、農家の方では説明を受けております。そして水を利用しない農家からは徴集しないということも条件となっておりますので、その条件が今後とも、改めて質問しますが、それにおいても確約できるということを答弁をいただければ、農家の不安も取り除けるものと思いますが、その件について確約できるかどうかお聞きして質問を終わりたいと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまのカンジン地区について説明いたします。水を利用しない農家からは料金は徴収しないということで、そのために町が基本料金を負担しているものですから、あえて使わない農家からは出す必要はないと思っています。

それと、600万円というのは、あくまでも基本料金であって、末端の水利用が少ない場合はポンプの契約台数を減らして、さらに経費の節減を図っていきながら末端の給水栓の状況を見ながら年次的にポンプの締結をやっていくと思いますので、これはあくまでも最高の概算でありまして、経費の節減はできるかと思っています。

○ 議長 高良ノブ

これで5番仲村昌慧議員の質問を終わります。

次、20番仲地宗市さん。

○ 20番 仲地宗市さん

不法投棄についての再質問をこれからやっていきたいと思っています。

不法投棄防止柵の整備について。字大原のベースガマへの不法投棄が今なお続いており、周辺の畑にビニールや空き缶が飛び散り、地主は大変迷惑を被っており、早急に防止柵を取り付けてほしい旨、周辺地主からも強い要望があります。この件について町長はどうお考えか伺います。

○ 町長 高里久三さん

20番仲地議員のご質問にお答えします。不法投棄防止柵の整備について。これまで不法投棄禁止の立て看板を設置し啓発に努めて参りましたが、未だに十分な改善が図られていないようでありますので、ネットフェンスを設置したいと思っています。

当初、フェンスを設置しようということで話し合いましたけれども、まず立て看板を立てて、状況を見てやりますということでありました。今のところ改善がないようですので、フェンスを設置することにいたします。

○ 20番 仲地宗市さん

実は、去った9月の議会にも私は取り上げまして、町長の1回目のご答弁では、その対策を講じていきたいと答弁されましたが、その後、立看を二つ建てたばかりで、何の手だてもされていない。1週間前でしたでしょうか、大原の方と会いまして、「大原は踏んだり蹴ったりだ。前の産廃場もそのままの状態にして、なおかつベースガマにありとあらゆる物を捨てているけれども、皆さんはどんな考えをしているのか」ということを私も聞かされまして、再度この質問をすることにいたしました。

できることは、私は「はい、すぐできます」と、「思う」ではなくて「すぐできます」ということをご回答得られれば、住民に対して、行政の方からそういう答弁をいただきましたということと言えるんですけども、あやふやなものですから、住民が聞いてきてもなかなか1回で答えられないという難点もあります。

そしてなおかつ、これは保健衛生課長の答弁ですけども、「網を張って、不法投棄ができないようにしたいと思っております」といっているんですけども、未だかつて網も張られていない状態ですがどうなったのか。

その問題も町と清水区域の懇談会の時にも話が出たかと思えます。でも未だかつて大原は相当の迷惑を被っております。今の状態ではどうしようもなく、私は再質問することにしました。網を張るのもいいんですけども、私はこう考えます。

網を張る場合、重複して上、下に張らないといけないと思います。そして、不法投棄の防止監視員を置いてやるのも、てきめんではないかなという気がします。今の状態では、この前も魚がだいたい捨てられていたが、これは保健衛生課の皆さんが処理をしたという話は聞きました。ところが今なおかつ、ずっと続けて、あの立看も、考えてみたら、わざとそこに捨ててくださいよと、どこからも見やすいような格好にあり、昼は誰もいない。監視員も置いてないから、自由に捨てていいんだなという格好です。

住民には大変迷惑が掛かっているわけですから、町になってからは本当に、例えば観光客でも、久米島に来て良かったというような気持ちで、あっちこちにチリが捨てられているとどうも何か久米島の人はそのようなのかという格好で、次からもう久米島には行きたくないというような格好にもなります。今、フェンスを張ると、監視員を置いてやる方法が適当ではないかと私は考えますけれども再度のご答弁をよろしくお願いします。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

お答えいたします。質問の不法投棄場所については、立て看をして理解を求められるかと考えておりましたが、なかなか理解をしてもらえないということで、次の策としてはフェンスを設置します。今、材料の確認をしております。フェンスをしてなおこれが改善できなければどうするかということになれば、仲地議員の質問のとおり、その区間を監視員を配置して、摘発に乗り出さなければいけないだろうと考えております。

○ 20番 仲地宗市さん

このフェンスがどんなに調達しにくいのか、私もまだわかりませんが、あれからもう3カ月も過ぎました。実際には人夫を雇って、皆さんにさせるんでしょうけれども、古い材料をもらってきて、受けてきてというような格好になりますと、いつになってもこれは整備できないと私はそう考えます。今の課長の答弁では、材料を調達して早めにやりたいというんですけれども、いつになるのか。このへんの目途がわかればですよ、ぜひ。

もう皆さん、町長も行ってご覧になったと思いますが、その後何の手だてもなくて今月まで来て、周辺住民はもう怒っているわけですよ。ですからいつ設置できるのか、そのへんがわかれば、ぜひ、ご説明をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○ **保健衛生課長 神里勇さん**

今年いっぱいでもやりたいと思っています。

○ **議長 高良ノブ**

これで20番仲地宗市議員の質問を終わります。

次、24番山城宗太郎さん。

○ **24番 山城宗太郎さん**

24番山城です。1点だけお伺いします。

廃棄物処分場について。スキナ原の町有地2184-2に産業廃棄物、一般廃棄物等が置かれています。廃棄物処分場として指定したのか、または不法投棄なのか。もし不法投棄であれば、投棄した業者、個人に回収させるべきだと思っていますが、町当局の考えをお伺いします。

○ **町長 高里久三さん**

24番山城議員のご質問にお答えします。廃棄物処分場について、同地域につきましては、町廃棄物処分場として指定しておりません。従って関係者に原状回復の改善指導を行い、現在、撤去してあります。

○ **24番 山城宗太郎さん**

回収させたという答弁をいただき、ありがとうございます。今回、その1箇所だけ一般質問に取り上げましたけど、他の場所もだいぶありますので、今後ぜひそういうところは撤去してもらうことを要望して、終わります。

○ **議長 高良ノブ**

これで24番山城宗太郎議員の質問を終わります。

休憩します。

(午前 10時55分 休憩)

再開します。

(午前 11時15分 再開)

次、9番上江洲盛元さん。

○ **9番 上江洲盛元さん**

9番日本共産党の上江洲盛元です。質問通告のとおり4点ほど質問いたしますが、2点目と3点目の質問は4点目の県の離島振興10年計画のところでも関係づけて質問いたしま

すし、同僚議員からもいろいろな質問が出ておりますので、それとも関連させたいと思います。

まず1点目ですが、久米島老人クラブ連合会の「全国なかさと会」への参加についてであります。全国には4つの「なかさと」の名のつく村や町があり、全国なかさと会が結成され、旧仲里村では交流を盛んにしてきました。両村が合併してもその交流は町として継続することになっています。今年は11月6日、7日の両日に交流が行われたようです。地域のリーダー会議、産業の担い手会議、各首長、議長会議等であります。

また、冬には久米島から児童生徒が北の国へスキーの体験や学習、生活の意見交換会がなされてきました。夏には北のなかさとから海の体験学習や意見交換などがなされてきました。ここで町当局へ提起したいのは、老人会の交流も組織してほしいのであります。当局のご所見をお伺いいたします。

次に、久米島ホテル館の増築についてであります。今年から新学習指導要領の中に、体験学習を取り入れた総合学習の項目があり、校外での学習活動が多くなっています。そのこともあって、地元久米島の小・中生徒がホテル館をよく訪ねてくるといわれています。それに多数の観光客も後を絶たないそうです。多数の観光客が来たときにせつかくのホテル館が十分に活かされていないと館長は嘆いています。来年、平成15年4月には36回全国ホテル研究大会が久米島大会も当地で開催されます。その事前準備といいましょうか、12月7日、久米島でホテルシンポジウムがあったようで、私は都合で参加できませんでしたけれども、後ほどテープを取りよせ聞きましたので議論したいと思います。

予算の面からも来年4月に間に合わないと思いますが、久米島町の過疎地域自主促進計画書の平成14年度、平成16年度ということの中には盛られておりますが、項目として。とにかく現在の3倍のホテル館が必要であります。現在、生き物たちが濃密で住んでいます。観察場所の広さとしては大変不相当だなど私は思います。増築計画を立案してほしいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

3点目であります。豊石の階段式防波堤の撤去についてであります。豊石を前にしてバーデハウスが計画され、すぐ建築が始まろうとしています。その西側には町おこしプロジェクト委員会の島の学校部会で、モクマオウの中に20テントのキャンプ場が計画されています。自然の中で楽しく遊ぶ、そして学習する意味からも、このセメント海岸がいかに景観を悪くしているかが、観光客や島の人々も口々に残念がっています。このセメント防波堤を撤去し、本来の白浜渚の姿に戻してはどうでしょうか。所見をお伺いしたいと思います。

4点目に、県のこれは2002年11月27日の新聞にありましたが、県の新離島振興計画についてであります。県は10年計画の新たな離島振興計画を決定しています。それについて町長の見解をお伺いいたします。そして答弁の中で再び議論をしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

9番上江洲議員のご質問にお答えします。久米島老人クラブ連合会の「全国なかさと会」への参加について。新潟中里村との子供たちの交流は平成3年度から始まっております。また、全国「なかさと」同名の付く町村で結成している「全国なかさと会」が本年度で8回目を迎えました。これまでの地域リーダーや産業の担い手の他、商工会婦人部、芸能交流などを行ってまいりましたが、上江洲議員からご質問があります老人会の交流については、本土の寒い時期に暖かい久米島で過ごしていただくように取組ができないものか常々考えているところでありますが、去る11月6日から8日に行われた「全国なかさと会」の全体会議の場で、老人会の交流事業の可能性をみるために青森県中里町、群馬県中里村、新潟県中里村、それぞれの老人会の三役を久米島にご招待することを表明したところであり、ぜひとも実現させたいと考えています。

2点目は、教育長に答弁をお願いします。

3点目、畳石の階段式防波堤の撤去について。奥武島の畳石は貴重な観光資源であり、周辺の整備事業との調和を考えたときに、この護岸は撤去し再整備した方が良いと考えますが、浸食から国土を保全するという事で護岸を設置してありますので、国、県の公共事業に対する動向を見極めながら対処したいと考えております。

4点目の県の新離島振興計画について。新沖縄県離島振興計画では、産業の振興に観光振興地域であるイーブ地区に制度を活用した観光関連施設の集積や海洋深層水を活用した新たな特産品の開発促進が盛り込まれています。総合的な交通基盤の整備に、定期船の大型化、高速化に対応した岸壁等係留施設の整備、旅客待合所の整備や高齢者等に配慮した施設のバリアフリー化などが折り込まれています。保健医療・福祉関連基盤の整備に、公立久米島病院の充実など、また、生活環境基盤の整備に、儀間川総合開発事業の推進等が盛り込まれておりますので、新町建設計画とも整合性が取れており評価しているところであります。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

9番上江洲盛元議員のホテル館の増設についてお答えいたします。久米島ホテル館は建設からまだ2年しか経っておらず、今後のホテルの調査研究を踏まえ検討していきたいと考えております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 11時47分 休憩)

再開します。 (午後 1時30分 再開)

○ 9番 上江洲盛元さん

時間の制限がありますから、前後して質問したいと思います。

まず、久米島ホテル館の増設についてであります。これはホテルだけではなくてその他の動物観察用にもなっています。子どもたちにとって本当に身近に観察できる、ですから名前はホテル館ですが、動物などをいっぱい飼育しています。観光客が100名来ます。

そうすると外で説明をしている、中へどうぞ、こんな説明の仕方では、私もお客さんを連れて行きますが、5、6名ですとじっくりと、ホテルだけではなく、その他の動物の説明もできるのです。たぶん小学、中学生の皆さんもそうだと行っていましたが、多勢で行くと説明どころではないということからして、ホテルをテーマにして動物観察館的な役目を果たしていますので、そういう意味からも増築していただきたいと思います。

12月7日にホテルのシンポジウムが行われていますが、参加しなくて、テープを取り寄せて調べたんですが、大学の先生方が4名いらして、大学教授、金沢全国サミットの事務局とか、第一発見者の野村先生で、テープを聞いたんですけれども、すごい内容で、遺伝子的な面からも、源氏ホテル、それから平家ホテルとの違いとか、それから染色体との関係から久米島ホテルは本当に久米島にしかいないという固有種であります。700万年前に分かれてきたものということもテープから読みとれました。それで、役場の仲村さんから、事務局からもありましたが、愛知県ではホテルで町づくりをしているという報告もありました。

長くなりますから端折りますが、一番印象に残ったのが、佐々木先生といって、この人は琉大の資料館の方ですけれども、幾つか上げられて、久米島の素晴らしさ、久米島の動植物の多様化、これについて得々と説明しておりましたけれども、幾つか言いますと、開発、開発で川が汚れて、先ほど赤土の問題もありましたが、現在主にホテルの多い二つの場所が壊されると久米島ホテルがなくなってしまうと。世界的な久米島ホテルがなくなると。ですから自然環境を久米島の人々がいかに大事にするかということです。

それからこれだけのことが久米島に宝としてあるんだから、これを単なる観光客用、エコツーリズム的なことだけではなくて、まず島の宝を島の子どもたちに教えて、観光客は2番だというお話もなされていました。

それから、天然記念物の話もされておりましたが、それで最後に島おこしの話をなされております。これだけ今、全国的に観光客の質が見直されております。自然を見に行くという観光客の方がだんだん多くなってきていて、私はこのホテル館を一大島の宝としてやっていただきたいなど。質問の中で商店街の川の中からも久米島ホテルが捕れるようにはできないのかなという質問もありました。これは傍聴者からです。やっぱり難しいんだけど研究を進めることによってできないはずはないんだということもありました。そのようにして、来年の4月を迎えてミニシンポジウムをやっているわけですけれども、これは非常に大事なことから、私はホテルというものを中心にして、なお久米島にある動物を、子どもたちに対して、久米島がいかに大事な島であるかということを知らせていただきたいと、こういうふうに思います。

大陸と陸続きの時代、これはよく出るキクザトサワヘビのことが話題になるんですが、やっぱり揚子江との関係と久米島がありますけれども、大陸と陸続きの関係ともちょっと触れられていることもありました。

このようにして久米島というのは、県から全体的に自然公園として指定されている以上、特に久米島の人が久米島を知っていただいて、久米島の自然を大事にしようということをみんなにピーアールする、特に行政の三役以下、あるいは議員のわれわれ、こういうものの認識が必要ではないだろうかということを思います。コメントがありましたら教育長かどなたかお願いします。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

ただいま上江洲議員の質問にお答えします。現在、ホテル館におきましては、動物が濃密であるということでありますが、ホテル館の役割としまして、久米島ホテル及び他のホテル、天然記念物及び希少種等の環境保全、保護啓発並びに調査研究に関する事。そして久米島及び琉球列島の自然環境保全調査研究及びその活用に関する企画立案に関する事。そして次に島の昆虫園、これは仮称であります、整備構想に関する事、その他教育長が必要と認める事。ということでありまして、現在、多種多様な希少種の動物がそこに成育しております。

これらの動物等も、今後、その浦地川一帯の用地を買い上げまして、水辺環境に適した生育ということを目指しております。これもすぐできる事業ではなく、関係課と調整を図りながら、その事業がないかどうか模索しているところであります。

それから、プレシンポジウムの件であります、今回、来年の4月18日並びに20日に関しまして第36回全国ホテル研究大会久米島大会が開催されます。その大会を前にしまして、来年の全国ホテル研究大会の関心を高めるということで、今回はたぶん久米島が初めてではないかというふうに思っております。これも産業まつりの一環として、専門の方々をお招きしましてシンポジウムを行っております。

その内容としましては、基調報告を久米島ホテルの会の宇江城洋一会長が約10分くらい基調報告をしまして、パネリストには、先ほど議員からありましたように、木村《まさあき》さん、これは久米島ホテルの発見命名者であります。そして佐々木健志さん、琉球大学の資料館に勤務しております久米島ホテルの調査員であります。そして後藤好正さん、この方は神奈川県立大師高等学校の教員で、全国ホテル研究会の事務局の方であります。そして鈴木浩文さん、東京都立大学理学部自然史講師、この方も全国ホテル研究会の事務局の方でありまして、もう一人は久米島町役場の仲村幸雄係長であります。このプレシンポジウムにおきましても65名ほどの参加があったという報告を受けております。

○ 9番 上江洲盛元さん

大変いいシンポジウムだったと評価しております。それで、今ありましたように昆虫園とか、あるいは田圃とかそういうものを作って水をきれいにする、要するに特に久米島ホテル、平家、源氏ホテルの幼虫はカワニナを餌にしているわけですから、カワニナの住むきれいな清水を作るためには、やっぱり上流の方からずっときれいでなければいけないと思います。そこいらもご配慮なさってひとつご検討いただきたいと思います。

次に移りたいと思います。時間の都合で4点目に入ります。県の新離島振興計画についてということでもあります。現在、これは過疎地域自立促進計画と14年度から16年度ということで久米島町のものなのですが、あるいは町長の施政方針には10年間の久米島町の町づくりの指針として第一次総合計画基本構想、基本計画、実施計画を策定することが今一番大事なことであります。先ほど町長の答弁には整合性の問題がありました。ちょうど10年ということで県と整合性があっていいと思います。

現在、進めているのが、いわゆる町おこしプロジェクト委員会が発足して、あれは6月でしたか、それぞれ島の学校部会、島おこし推進部会、商工観光部会ということで町おこしのための会が5、6回過去に持たれております。それなりに成果は上げていると思いますが、先ほどの町長のご答弁の中にはいろいろ、県としての具体的な名前が上がってきましたけれども、今、地域の時代と言われているわけですから、それと町と一緒に絡めて考えていただきたい。

そしてそこで申し上げたいんですが、6月議会で私は今、会議録を持ってきましたが、新生久米島町だから調整政策審議会みたいなものを設置したらどうかという質問をいたしました。これを読ませてもらいますと、「調整審議会の設置について」、これは町長のご答弁です。設置についてご質問がありましたら「調整政策審議会の設置について、ご提言のとおりぜひ設置したいと考えております。ご質問のあります調整政策審議会の設置については、新町建設計画を推進するにあたり大変重要なものと認識しております。この審議会は久米島町振興計画審議会立ち上げの準備をしておりますので、より多くの町民の意見や学識経験者からの提言が反映されるように、また、幅広い分野からの人材投与について考えていきたいと思っております。」ということでご答弁がありましたので、実はここにお上げしたのは、われわれ町ではプロジェクトチーム、庁内の皆さんで一生懸命やっているんですけども、なおその上に、といたら失礼ですけども、そういうのが必要だということでやっていますが、そこいら町長、久米島振興計画審議会は立ち上げているのかどうか。現在どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

お答えします。久米島町振興計画審議会ですけれども、ただいま上江洲議員からもありましたように、町おこしプロジェクト委員会の中で委員の皆さんからいろいろと意見を聞きながらこの久米島の総合計画作成について、今、進めております。その進捗状況を見ながらということで、この立ち上げを準備をしているところですが、この計画作成に関わる業者の決定をできたら12月いっぱいやりたくと。その業者を選定しまして、これまで各委員からいろいろ意見交換して、地域の声とかをまとめて、それを審議会に審議してもらうというふうなかたちで準備を進めて、人選についてこれから早い時期にやって、6月議会で答弁したようなかたちで作っていききたいというふうに考えて進めているところです。

○ 9番 上江洲盛元さん

これは新町久米島ということで発足して、10年計画ということもあるわけですから、今、プロジェクトチームで一生懸命やっていますけれども、さらにもっと専門的な立場、私は提言しました大学の先生とか県のOBとか、県庁の専門家とか、あるいは企業の皆さんとか、いろいろなところから振興計画審議会というものを選定していただいて、10年計画をみっちり立てていただきたいと思います。

次に進みたいと思いますが、最初の老人クラブの問題から。これは実は前の仲里村議会でも一度取り上げたことがあるんですけども、やっぱり久米島にいろいろな方々が、老人と言ったら叱られるかな、そういう方々がみえます。本年も日本エルダーホテル協会というのがあるんですが、全国的な組織で、11名の方がおみえで、お年寄り80代の方も含めて、60代、これは大阪、東京、山形、神奈川県からも来ましたが、こういう方々をいかに久米島に、久米島の素晴らしい自然を見てもらうかということで、先ほどのホテル館とも関係しますが、それから全国年金者組合というのがありまして、福島県から23名の方がみえました。やっぱり長期滞在したいなという気持ちも起こっております。私はここであえて申し上げたいのは、老人の皆さんがせっかくなかさ村というのがあるわけですから、ゆっくりと1週間でも滞在できればと思います。先ほど町長から大変素晴らしいご答弁をいただきました。それぞれの村から三役がみえるということでしたが、これを契機にしてだんだんと膨れ上がるとよいですね。あるいはこちらからもあと3つのなかさと村へ行って、ゆっくりと向こうの夏を楽しむとか、あるいは向こうにはたくさんの祭もありますから、祭も見ながらとかいろいろあると思いますので、これをぜひ実行に移していただきたいなと思います。9名でスタートとして、将来の展望を町長、再度答弁をよろしくお願いします。

○ 町長 高里久三さん

先ほども答弁したように、冬場の観光の入域を図るという意味からも、今、交流を深めている3町村のお年寄りの皆さんと冬場に久米島にご案内できないかなということで、その呼び水として各町の老人クラブの三役をお願いしますということですけども、今、群馬県の中里村と万場町が4月1日に合併を決定されております。それから青森県の中里町も合併に向けて協議会を設置すると。それから新潟の中里村も取り組んでいるという中で、去ったサミットの中では群馬の中里村の合併後も引き続きこれまで長い実績があるので交流をそのまま続けましょうという全体会議の中で決定されましたけれども、青森、新潟が合併すると、それもそのまま引き続けるかどうか非常に今懸念されますけれども、ただ、現在において、今ある4町村を何とかしてそれまでの、まず今ある4町村の皆さんにできるだけ来てもらって実績を作って、そして他の新潟、それから青森の中里村の合併後もそれが続けられるように、その下準備としてこの2、3年のうちにたくさんの老人の皆さんが来れるような方策をとっていききたいと、そういうことで今回はまずテストとして各老人クラブのご3名方々をご案内しようということです。これに引き続いて、他の皆さんが来

島されたら非常にいいかなと思っております。

○ 9番 上江洲盛元さん

あとは豊石周辺の海岸整備についてですが、先ほどご答弁いただきました。これは国や県との関わりがありますので難しい問題ではありますけれども、イーフには「渚百選」ということもありますし、それと続けて、そこも撤去する、実は護岸をしたために西側のモクマオウが全部根こそぎされてモクマオウがなくなっております。それからもう一点は、アガリノオーの皆さんと懇談したことがあるんですが、4年ほど前に、昔向こうで臨海学校をやりましたが、臨海学校をしたところは琉球石灰岩のノッチの下でやったんです。その下は全部砂浜で、もう現在砂は何もありません。どうしたんですかと聞きましたら、実はあれは護岸や橋のせいでよと、アガリノオーの3所帯7名の方々がおっしゃっておられました。ですからこの護岸については、農業の皆さんからもいろいろ苦情があります。私は護岸を壊すのもひとつの公共工事だと思いますので、そこで国や県とねばり強く交渉して、まずは素晴らしい砂浜にさせていただくようお願い申し上げて、質問を終わります。

○ 町長 高里久三さん

ご指摘のとおり、私も護岸はぜひ改築しようと思っております。これは最近新しい護岸とかそういう施設の再見直しをしようということで法律もできているそうです。全然できないのではなくて、取り組めばできるんですけれども、じゃあどういうメニューを入れてやるか、その護岸を撤去するための理由付けをしないとできないわけです。ただ壊すではいけないので、そのへん関係課と話し合いをしながらこれに向けて取り組んでいくと。そしてそれを今、台風が来ても基礎は残るように、今、3mか4mくらいありますから、1m50cmから2mくらいの高さにして、平生は上は砂で埋まるというようなかたちの方がいいのではないかなと思って、それに15年にできるか16年にできるかわかりませんが、バーデハウス久米島のオープンに向けて取り組んでいく覚悟で、今、やる場所があります。

○ 議長 高良ノブ

これで9番上江洲盛元議員の質問を終わります。

次、13番山城和満さん。

○ 13番 山城和満さん

日本共産党山城和満です。今回の12月定例会に3件の問題について、町、行政当局の考え方を伺いたいと思ひまして、質問いたします。

町の活性化については、行政の皆さんもわれわれ議員も一番気にしているところだと思いますが、特に久米島の抱える問題の解決は、われわれ議会も行政もこれを急務であると考えべきだと思っております。とりわけ久米島・那覇間の航空運賃の割高感、住民はじめ飛行機の利用客からも大変な不評が聞こえております。久米島路線の割高感以前から指摘してきました。昨年9月定例会でもこの問題を取り上げまして、行政の対応を質

しましたが、久米島路線の割高感は鳥島射爆場との関連があるのではないかということを考えられるということをご指摘してまいりまして、行政の方もこれについては何らかの調査をし、対応したいという答弁をいただきました。米軍の訓練施設があるがために住民及び乗客に負担を強いることはどうも納得できるものではありません。町長は、この問題についてどのように考えているのか。この是正策があるのか、考え方をお聞きしたいと思います。

あと、深層水の利活用についてです。深層水が供用と申しますか、供給される時期が決まった時点から行政としては、企業誘致には何らかの取組がされてきたかと思いますが、未だに企業化、企業が一家も入っていない状態。久米島の皆さんはこの海洋深層水ができたらと大きな期待をしておりました。結果としては、他の地域も深層水がどんどんできてきて、久米島の海洋深層水の魅力が何もなくなるのではないかと、また、深層水による島おこし、これまでもいろいろ町のほうは述べてきておりますが、実際に対応の遅れ、一般の皆さんから見ますと対応が遅れているというふうな指摘がありますが、どう考えているのかお伺いします。

次に公立病院についてですが、公立病院の充実ということは、先ほどの質問の中にもありました県の離島振興計画、新離島振興計画の中でも指摘されているようですが、院長からの話の中でもありましたが、公立病院に老人保健センター、これは保健センターとありますが老健施設です。老人保健センターが公立病院の建設の時にこの老人保健センターも併設するというふうな考え方で進めてきたはずですが、できなかったのはどういう理由があるのか。そして、公立病院の毎年のように出てきます赤字についても、こういう老人保健施設がないために、これが関係があるのではないかと考えておりますが、お伺いします。

○ 町長 高里久三さん

13番山城議員のご質問にお答えします。町活性化について、航空運賃の基本的な考え方としては、航空法の改正により需給調整規制の撤廃に伴い事業者の裁量内で決定しているものであります。

2点目の深層水の利活用について。企業誘致の造成を終えた平成12年度から分譲希望がある場合は対処できるようにしておりますが、具体的には今年度沖縄県車海老漁業協同組合が約1.4haの事業を進めております。今後とも企業進出の条件を整備しながら県とも連携し誘致を働きかけていきたいと思っております。

それから3点目の公立病院、これからの健康づくりは健康相談、母子相談、調理実習、住民検診等の保健指導ができる健康づくり拠点としての保健センターの建設は必要であります。平成15年度策定予定の「健康久米島21（仮称）」の中で前向きに検討してまいりたいと存じます。

老人保健施設運営は、確保するベッド数により膨大な財政圧迫の要因を招くことがあり、現在のところ整備計画はありません。

○ 13番 山城和満さん

1点目の航空運賃についてですが、町長の考え方がいささか変わりますからご指摘しておきますが、J T Aの説明では、久米島・那覇間160kmの運賃設定をされているようです。これはJ T Aが独自に運賃を設定する根拠となるものが、先ほど指摘したように鳥島射爆場を避けるために航空距離を長くしなければしょうがないという前提条件があるのではないかと指摘しているわけです。運賃が設定されるにあたっては、当然、飛行距離といいますが、飛行機が飛ぶ距離の問題が関わってくると思います。合併前の昨年9月の議会で具志川村議会の懇談会の中では、奄美と那覇間の距離と久米島・那覇間が同じなんていうのは、とうてい納得できないというふうな話になりました。町長はそれでも、今話している射爆場とは関係がないというふうなお考えなのかどうかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

私は射爆場との関係はないとは言っていません。ただ、積算基準がどういう方法で積算されるかは、内容はよくわかりませんが、ただ単に距離だけで計算できる問題ではないと思います。飛行機は離着陸が一番燃料を食うし、危険が伴うと。ならば東京・久米島間の距離計算すると、東京が片道4万5千円くらいですからもっと上がるべきだと思います。逆にまた那覇・慶良間間は久米島より高いと言われているし、それぞれの利用条件によって違いますので、確かに射爆場があるために遠回りするからそれだけ遠回りするのは燃料を食う、それで必ずしもこれが決定的な値段の増に伴っているのか。仮に150名が100%全便を運航すると、これは安くなるかもしれないし、あくまでも企業は企業としての利益の追求がありますので、公共性だからといって赤字を無視してやるわけにはいきませんので、これは向こうの積算による基準が正しいから国も県も認定しているものだと思います。ただ高いということはわれわれも認識しているので、今後国、県に対して、またはJ T Aに対しても高いから安くしてくれということで要請しております。それでそのことが4月1日からは片道300円と250円の割引が実施されます。だから必ずしもこの射爆場があるからということにはならないし、またそれによってあるかもしれないし、それならばいくらその分が上がるか、それと射爆場は現実にある限り、国の関わる問題であるので、私たちが射爆場を撤去するよう要求しても、はい、そうですとあっさり撤去されるわけでもないし、現状を踏まえて、どうすれば安くつくか。また、われわれとしても、ただやすくするだけでは、要求するだけではなくて、いかに久米島に観光客を入れて、そして飛行機の搭乗率を上げて、航空会社も健全な経営ができ、島民の皆さんも安い運賃で乗って安心して行けるような方法を今検討して、それに向けて取り組んでいるところであります。

○ 13番 山城和満さん

昨年9月の一般質問で、これは久米島の抱える問題ですから、村が2つあるということでいろいろ両村で話しあってこの射爆場によるものが原因があるのかどうかというのを調

査して対応したいというふうな答弁もありました。具体的にどのような調査をして、どういう結果になったのか。そして町長がおっしゃるように、国の政策で決めたことだから、今すぐにこれがどうこうできるものではないというお話しでしたが、大変単純な話ですけれども、国の政策のために久米島住民に負担を強いて、それをよしとして我慢しなさいという、これまで何十年にもわたってそういうふうに来てきたわけですね。漁業者の皆さんは射爆場があるために向こうで漁業ができないために補償金というのを受けているわけです。どうして航空機がこの射爆場を迂回するために、今いう余計な距離を飛ばなければならないということが出てくるのであれば、行政は、そういうことを考えられないのかどうか。どうして射爆場を迂回しなければならないために住民に負担を強いて、これがあたりまえだというふうな考え方、去年の9月からこれまでに行政部局の中でこの問題について話し合われたことがあるのか、また、どういう結論になったのかお伺いします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。この件に関しましては、確かに去年、一般質問にもありました。われわれとしてもいろいろ調査したんですけれども、基本的には、先ほど町長がおっしゃったように航空会社その原因はどこにあるかと、はたしてその訓練区域に境界するから云々の話は出てこないんですよ。その原因がわからないことには、その関係機関、例えば県の基地対策課、そして防衛庁、もしかすると防衛本庁まで行かなくてはいけないという部分がありますけれども、それ以前にその原因、まさに航空会社そのものがこの航空運賃が高いのか安いのかということに関しては、それは一般的に高いといわれているんですけれども、ただ、宮古、石垣と比べたときにはそうでもないという部分があるわけであって。その中で、これは原因がわからない中であえて防衛庁にいきなり行ったり、そのへんも含めてちょっとおかしいよと言えるかどうかなんです。

今後、航空会社が、全てではないんですけれども、「これに原因あるよ」ということを出してきたらそれなりの対応をしたいという考えはあるし、平成11年から航空法改正になりました。平成12年の2月くらいからそれが実施されておりますけれども、完全に航空運賃の自由化になっているわけです。自由化ということは、基本的に会社が運営する中で、その程度じゃないと会社は運営できませんよという、いろんな中身が含まれていると思うんですけれども、それによって運賃は設定されて、国が認めてそれでオッケーということでやっているわけなんです。ですからその運賃決定に関しては、基本的には会社との問題になるのではないかなということになります。

○ 町長 高里久三さん

補足しますけど、国、県は何もしないのではなくて、今、赤字路線に補填をしています。これは何百億円という、3億円くらいかかりますけれども、それは国も県もして、そして地元も負担してやっています。それはそういう条件があるのでおそらくそういうのも国も今補助をやっているのではないかなと、これもひとつ関連したものだと思っております。

○ 13番 山城和満さん

次に、深層水についてお伺いします。先ほどの答弁もこの前もそうですが、来年からですか、車海老の事業が入ることが議会でも報告されておりますが、企業誘致という観点から見て、行政、この海洋深層水が利用できるという時期が2000年には利用できるという時期は、当然こういう

(テープ2のB面へ)

具体的に今、海洋深層水の企業誘致の予定地に希望者が手を挙げて、来年からでも来月からでも何らかの施設を作りたいといったらどうなんですか。対応可能なんですか、どうですか。お願いします。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

平成12年に造成が終えてから、その時点から状況にもよりますけれども、その希望がありましたら対応していくようにはやっております。今現在でも道路とか、そういうものの整備中ではありますが、現在でも希望がありましたら対応可能ということです。

○ 13番 山城和満さん

道路が、ちょっと関連しますけれども、久米島町の海洋深層水の資料館ですか、道路がないような所に物を造るなんていうふうなやり方もありますよね。今いう企業誘致をするのであれば、道路がなくても、じゃあこっちに建物を造って、こういう海洋深層水を利用した施設を造っていいですよという話、僕が不思議なのは、海洋深層水のためにこの場所に決まった時点で深層水を利用できるという時期が、完成の目途ができた時点で、それに併行してこの企業に誘致してもらって、これを利用してもらえるような体制、両方一緒に進んでいけなかったのはどういうことなのかということです。聞いた話ですと、希望すると手を挙げて後2カ年かかるという話もあるんですけども、ちゃんとした道路なりこれが整備できるまでに、どうなんですか。今すぐにでもできるという話は、町の施設みたいに道もない所に施設を造ることはすぐできるという意味なんですかね。

○ 町長 高里久三さん

モノは許認可もいるわけですよ。埋め立てして区画整備して、登記するまでにはそれ相当の日数がかかっているわけです。12年からは一応終わっているんで、今でもできます。希望があれば。造りながら道は造れますから、道を造らない所に企業を造りなさいではないんですよ。現実には車海老養殖組合でも始まって、来年の3月に終わりますから、全然企業が来ないではなくて、来るわけです。ただ企業は儲かるのを計算して、利益があれば来るのであって、造ったから、はい、来なさいでは来ないんですよ。そのへんの市場調査もして、本当に久米島で海洋深層水工場を造って引き合うか、これは多種多様な事業に展開できますので、今のところ車海老の人が来ていますけれども、今年で幹線道路の真ん中に道はできます。ですから、今、企業が来れば敷地の提供はできますので、十分それには対応できると。また、当所は、そこに入る土地の単価を積算して、道路も全部敷地面積に入

れてやろうとしたら、それが坪単価が高くなるので、道路に関しては町が造って、できるだけ安く企業の皆さんに与えようということになっております。ですから対応できないのではなくて、希望があれば私は十分対応できると思っております。また、道路のないところには決して建物は造っていません。そのへんはひとつ認識を新たにしてください。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

久米島に海洋深層水研究施設が完成する以前から、村としてはその深層水による村おこし、島おこしということで、本島の方でその深層水のセミナー、各事業所、企業とか、それに関心のあるところとかも合わせて5回ほど商工会を主体としてやっております。今まで参加人数が412名おりました。そして企業用地は、島内の企業については、海洋深層水株式会社、宇江城に造っているところについても、早めにこの企業用地造成が終わればそこにといいことの希望もありましたが、まだ造成が終わらず、登記も済んでいないような状況でしたので、そこに造るのを断念して上のほうに今造っている状況であります。

そして、化粧品とか、今、進めている健康食品、そういうものについても、その企業用地の単価とかそういうものを合わせて、自分たちの企業、事業所でどれだけのメリットがあるのか、この場所について、そういうことも含めて場所選定をしております。

町としても必ずそこでなければいけないということではなくて、町全体的なもので、より企業が進出しやすい適所については推進していくということで、今でもいろいろな条件整備で支援をしております。

今後の企業展開ですけれども、工業的な面については、この深層水の効用とかそういうものの定義付けが今されてないような状況もあって、分水はこの研究所から60件くらい、研究分水も合わせて受けているんですけれども、実際に事業化が図られているところについては、今はない状況です。

それから、この研究所の研究成果が農業分門や、特に水産分野においてその研究成果が徐々に見えてきて、その成果を踏まえて車海老漁業組合の稚海老生産の事業が展開されることになっております。今後についてもそういう水産関係とかについては、いろいろ企業からの問い合わせもあったりして非常に期待が持てるところであります。

○ 13番 山城和満さん

次、公立病院についてですけれども、町長は老健施設を建設したら採算性の面でもっと赤字が多くなるというふうな答弁でした。実は公立病院、平成12年度も平成13年度も7千万円からの、久米島の住民は、負担を強いられているわけです。この病院の住民の命と健康を守る病院事業、当初から私たちは本来、地元で対応できない分については県でやるべきだというふうな考え方で対応してまいりましたが、公立病院というかたちで、他の石垣や宮古みたいに県立の場合は地元の行政には何ら負担はないわけです。久米島においては、久米島の住民と申しますか、公立病院の増設にあたっては、こういう負担を余儀なくされるような、これはややもすると12年から13年にかけてが全てなのか、また今後良くなる兆

しがあるのかどうかは、これからいろいろ検討しなければいけないかもしれませんが、この病院を経営していくのにあたって、単年度で13年度7千600万円、久米島町の町の負担、町長はこの件についてどうお考えなのか、老人ホームも必要だけど、許認可建設については難しい、じゃあ老健施設だとそんなに入院するほどの重傷でなくても老健施設で収容して、ちょっと調子が悪くなったら病院で診てもらおうというふうなやり方は、他の病院事業をやっている皆さんもけっこうそういう施設は持っております。そして公立病院入院患者の稼働率が大変少ないんですよ。そういう面から合わせてみてもさまざまな問題があるかと思えますけれども、公立病院の充実を県の新離島振興計画でいうんでしたら、県立病院並に県の責任できちんと運用してもらおうように、町長の方から要請する考えはないのかどうかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

現在のシステムの中では、私は県に要望することはできないと思います。何のために一部事務組合を作ったかという、仮に一部事務組合でなければ、これは要請したかもしれないけれども、ちゃんと設立のときに県が80%、両村で10%、10%で20%という、これはちゃんと覚え書きがあるわけですから。それがあつのに常識ある人が全部県で補償してくださいと、これは言えるわけないんですよ。もし言える方法があつたらひとつ教えてください。

それともう一つ、この久米島病院を造るときに、確かに県立の病院を造ろうということに進めました。しかしこれが遅々と進まず、何カ年も経って、これはいつまで経っても造れない。県からの指摘も、県立は絶対に造れないよというような指摘があつて、じゃあ1日でも早く造れるために一部組合方式でやろうということをつくった経緯がありますので、それをふまえると、今のところ赤字は県に対して補填してくれということは私の立場からはできません。

それと、仮に今7千万円余りの赤字ですけれども、これは必ずしも全住民の負担ではないと思います。反対に久米島病院があるためにどれだけ町民が恩典を受けたか、これを考えると逆にもっと恩典も大きくなると思うんです。確かに赤字はない方がいいんですけども、現状でまだ設立間もない中でこれだけ赤字はありますけれども、じゃあ県はどれだけ久米島のために補填しているかという約3億円余りになると思うんです。すると、他の地区から言わせると、今の論理でいくと、なぜ県の3億円余りを、3億円かわからないですけども、県のお金を久米島のために使うかという論法が成り立つと思うんですよ。だからそういうことで、ルールはルールとしてちゃんと守って、今後赤字が出ないように、そういうコメントも取り組むのが私はあるべき姿ではないかなと思っております。

○ 13番 山城和満さん

町長の言い分もよくわかりますけれども、実は今回提起している問題、3件ともそうですが、久米島に住んでいる皆さんが他の離島の場合も同じ県民として余計な負担を強いら

れるということは、行政がこれを是正して行かなければいけないというのは当然のことだと思います。また、今言う病院につきましても、命に関わる問題ですから、単に赤字の問題で片付けられるものではないということも十分認識しておりますが、県立病院の赤字については、今言う久米島の公立病院に県が補填しているから、じゃあ県立病院はどうなんだといったら、これはまた地元負担をお願いしているという事例は聞いたこともありません。そういう面では地元負担させているということについては、これは県民の公平性といえますか、那覇市民が県立那覇病院の赤字の負担をしているという、そういう事例もないと思います。県立那覇病院も赤字が出ますし、そういう面では、町長が言うのは当たらないと思います。ただ、住民が同じ県民として負担を強いられるというふうなやり方を今後は少しでもこの航空運賃にしろ、船運賃にしろそうですが、機会がある、一つひとつの問題を住民負担を軽減していくように努力してもらうことを期待して、質問を終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで13番山城和満議員の質問を終わります。

次、16番平田勉さん。

○ 16番 平田勉さん

16番平田です。私は3点について質問をいたします。

まず最初に、保健福祉活動の拠点整備についてお伺いをいたします。平成14年3月に策定された久米島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画書では、「総合保険福祉センターの設置促進」や「地域福祉センター整備促進」等がうたわれております。しかし、この1年間、予算的な措置が皆無といっても過言ではありません。これらの計画の進捗状況及び今後の取り扱いについて具体的な説明を求めます。

2つ目は、地域活性化対策についてです。現在、本町の経済状況は、両村合併による島の活性化という住民の期待に反し、閉塞状態に陥っているといわざるを得ません。このような状況を改善し、活力ある町づくりのためにも、合併記念事業や合併特例債を活用した事業等の導入が必要だと思っております。今後の活性化対策について町長の所見をお伺いいたします。

3つ目は、校舎改築についてであります。美崎小学校の校舎改築については、旧仲里村の時からいろいろ問題指摘をしまいいりました。物理的に特別教室が作れないという状況が数年来続いております。校舎改築の計画書もできておりますけれども、合併に伴い今後の具体的な取り扱いがなかなか見えてこないというのが現状であります。今後の具体的な取り扱いについてご説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

16番平田議員の質問にお答えする前に、山城議員への答弁で訂正したいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

「老人ホームの老人保健施設運営は、確保するベッド数により、膨大な財政逼迫の要因を招くこともあり現在のところ整備計画はありません。」というのは、「今後検討します。」ということに変更してください。「ありません。」ではなくて。申し訳ないです。

16番平田議員のご質問にお答えします。保健福祉活動の拠点整備について。進捗状況と今後の取り扱いについて、計画中の総合福祉センター整備につきましては、基本計画書策定を今年度中に終え、次年度に実施設計の発注ができればと考えています。各施設ごとに県の担当窓口と調整を進める一方、実施年度や規模等については、現在、各団体と個別にヒアリングを行っているところです。財源の確保も町の全体計画を推進していく中で厳しい状況にありますが、とりわけ高齢者、障害者の福祉環境の整備は急務であることから、早期の実現へ向け取り組んでまいります。

2点目の地域活性化対策について。これまで基盤整備を始めいろいろな事業を実施してまいりましたが、昨今の経済状況が厳しいことは認識しております。私は新町建設計画に盛り込まれた事業を一つずつ着実に実行しながら合併特例債を活用した新たな事業の展開についても積極的に取り組んでいきます。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

16番平田勉議員の美崎小学校の校舎改築についてお答え申し上げます。美崎小学校の校舎は昭和53年度に普通教室・管理棟・図書館・特別教室が建設されておりますが、家庭科教室や図工教室がなく教育課程の完全実施のためには早期にこれらの教室の建設の必要性があります。しかしながら校地が狭隘であり、これらの特別教室を建設するスペースがない現状にあります。運動場についても200mトラックや100m走路の設置も困難な状況で、さらに隣接する国指定の文化財・蔵元跡や民家が迫っているため、現敷地での建築は無理と思われ、これらのことから当該小学校の将来を考えた場合、学校を移転した施設環境の充実を図るべきと考え、そのため平成13年度に美崎小学校校舎改築工事基本構想を策定し、今後はその基本構想に基づき敷地の確保・農業振興地域の解除手続き・造成工事にかかる盛土等の確保等、国や県、町企画財政課との調整を図っていく所存でございます。

○ 16番 平田勉さん

保健福祉活動の拠点整備について再度質問します。介護保険の広域連合化の問題のときにもいろいろ質問しました。その際の皆さんからの答弁というのは、「総合福祉センターを建設をしていきたい」という答弁が繰り返されてきました。しかしここに、計画書があるんです。こういうのを全部やります。こういうものを建設していきたいというのがあるんです。しかしこの1年間、予算的には全く何も設置されていない気がするんです。確かに今、建設委員会が設置されて、1回だけ委員会を開催していますけれども、その後は全く先が見えないという状況です。

これを読んでいくと大変おもしろいなという気がするんです。この中に計画の期間というのがあります。平成14年度だけの単年度計画として14年度中に見直しを行うというのが、

この計画書なんです。そのことを前提にして、新しく見直した計画の中で基本的な考え方をまとめていこうということなのか。どうもはっきりしない、わかりにくい。そこらへんをもっと住民にもわかりやすいような説明、今後、具体的にどういうことをしていくんだという部分をきっちりと説明をしていただきたいという気がします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

ご指摘の件につきましては、今回の補正予算で総合福祉センター基本計画、これは予算書のほうに案として提示してございます。後ほどまたご審議いただきたいと思っております。その後に平成15年度、できれば早い時期に設計書の発注、これにつきましては各島内の福祉団体がございますので、皆さんとヒアリングしていく中で、こういったものが適正かということも含めて、来年度、また来年かと申し上げられるかもしれないですが、はっきりさせていきたいと。

ご承知のとおり生活支援ハウス、いわゆるデイサービスも含めてなんですが、それから総合福祉センター等を中心に、先ほどの施設、それから精神障害者のグループホーム等、そして作業所というふうに平成15年度中には具体的に明らかにしたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

15年度で明らかにするということですがけれども、私は早急に取り組みをして15年で着手するくらいの気持ちでやらないといけないのではないかなという気がします。来年の4月1日から障害者支援金制度がスタートするはずですが。これは知的障害者や精神的障害者の皆さんが介護保険と同じようにケアプランを策定し、申請をすればサービスを提供していくということになると思います。しかし残念ながら、今、本町にはそういうサービスを提供できる施設はないはずなんです。当然このサービスを提供するには養護施設なり厚生施設というのが必要になってくると思います。そこも含めて総合福祉センターと、先ほど言っていましたグループホームの問題とか、この間いろいろ答弁してきていますから、早期に実現してほしいというのが気持ちなんです。先ほどの答弁からいくと15年度でいろいろ計画をし、具体的な取り組みを15年度で明らかにして、ということになると着手というのは16年度になるのかなという気がするわけです。もっとスピードアップをすることができないのかどうか。サービスの質の向上ということで、住民の満足度をいかに高めていくのか、迅速なサービスが今求められていると思います。それも含めて再度答弁をお願いしたいと思います。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

ただいまの件ですが、施設整備につきましては、ご承知のとおり財政との兼ね合いもございまして。そういうことで、できる限り早い時期に、先ほども答弁いたしました15年度に設計までこぎ着けたいという思いでいるわけですが、財政との兼ね合いを見ながら早い時期にできるように万難を排して取り組んでいきたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

一日も早い取り組みを期待をしまして、次に移ります。

合併に際して、住民は若者の雇用の場ができるのかなとか、いろいろな形で活性化というものに期待があったと思います。しかし今、前にもいろいろ質問しましたがけれども、建設事業とかそれを中心にかなりの失業者が出ています。この間、雇用創出の立場から建設工事の二次製品使用の抑制についても指摘をしてきました。町として緊急雇用対策が構築できないのかどうか。これは先の臨時議会でも質問しましたがけれども、賃金カットによる予算等の雇用対策への転用とか、先ほどの総合福祉センターにしる、私は考え方を変えれば一つの産業として行政が雇用の場を提供するという発想があってもいいのかなという気がします。そういうものができればそこに人間が必要になってきます。そういうのも含めた島の活性化対策というものを緊急的な課題として構築できないのか。財政の関連は当然でございますけれども、再度答弁をお願いします。

○ 町長 高里久三さん

今、平田議員から指摘のあるように、緊急雇用的な対策ということもわれわれは考えていますけれども、なんせ町単独でやる場合の財源をどう確保するか。皆さんもご承知のとおり、今は全国に不景気が漂っていると。国が景気対策を次から次からつぎ込んでも、依然として景気は良くならない。しかも銀行も潰れるような時代に、特に久米島は沖縄県で一番建設業の事業が多いといわれております。

よく聞いてわかると思いますが、久米島は8回くらい入札の指名があるといわれております。そういう中で県内の他の地区の皆さんから、久米島に入札参加をさせてくれと、しきりに農林水産部、それから土木部などに要請があるそうです。それを私は知事にも申し上げましたけれども、部長にも、久米島の合併のときに一番建設業者の皆さんが先立って賛成して非常に応援してもらったと、そういう中で今現在、島外から業者を入れると、何のための合併かというようなことで、この4カ年は絶対に他地区からの入札参加をさせないで、そして地元優先でやってくれということを要望しております。

そういう関係で、今、確かに失業者もたくさんいて、われわれも何とかしないといけないなと思っておりますけれども、何せ財政が非常に厳しい状況であると。また、各地区、各字から農道、それからいろいろな面で要請をしてくれと、これも全て町単でやらなければならないようなものですから、町単でできるものについては、できるだけやりましょうということで、今、その実施に向けて検討するように入っています。15年ではそういうものも町単の事業でできるところも何箇所か上がってくるものだと思っています。できるだけ平田議員が指摘するとおり、雇用の緊急的な措置として方策を考えて検討していきたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

ぜひみんなで知恵を出し合って、いかに雇用の場を増やしていくか、議会あるいは業者、当局、住民含めて、みんなが知恵を出し合って島の活性化策というものを検討をしていっ

てほしいなということ要望しまして、次に移ります。

教育長の答弁は、昭和53年度に新しい校舎ができて以降、この間ずっと言われてきたことなんです。ですから、今、答弁のあった状況をふまえて新たな校舎改築の基本計画を策定をして、14年、15年度で用地確保の交渉とかいろいろなスケジュール等も入っていたはずなんです。しかし今年度、14年度はそのへんの動きが全くない。これから15年度の予算を編成していく中で、今の状況でいくと15年度もどうなるのか全く見えない。この状況を、そのまま、継続するということになると大変なことなんです。等しく教育を受ける権利というものが保障されてないという気がします。

過去にこういう例もあったんです。薬品で実験をする科学教室で料理実習をする。このような状況さえあったんです。しかし「物理的に家庭科教室は造る場所がない」と数十年同じ答弁をしてきているわけです。せっかく計画書も13年度にできているわけですから、今後具体的にこうしますというタイムスケジュールを示さないと、われわれには全く先が見えない。それが発展をしていくと住民の行政不信につながりかねないという気がします。再度答弁をお願いします。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

ご指摘のとおり、教育課程の完全実施ができないということは、教育上あってはならない、あるべきでない状況だというふうに考えております。そういうことが数年間続いてきたということで、非常に深刻に受け止めております。しかしながら校地移転ということは一大事業でありますし、先ほど申し上げました手順を踏まえて用地確保、農業振興地域指定の解除等、そして県や国、町と十分調整していかなければいけない大きな事業であります。特に平田議員におかれましては、用地確保が円滑に推進されるよう、また地域でのご協力をお願いいたしたいと思っております。ぜひ平成15年から一つひとつの課題をクリアして、ぜひ実現させたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

最後に、美崎小学校の校舎改築の用地の関連で、学校の教育現場は単なる教育の場だけではなく、地域のゆとりの空間としての役割も持っています。今、海洋深層水の研究施設が入っているところは、地域のゆとりの空間ということで当初の埋立計画の中ではありました。しかし島の活性化につながるというのであれば、深層水の研究所をそこに誘致をしようではないかということで、地域の皆さんも納得をして、そこに用地が決まった、そういう経緯もございます。そういう過去の経緯等を踏まえて、ぜひ子供たちの等しく教育を受ける権利というものを保障していただけるように、より具体的な取り組みをしていただきたい。15年度予算の中で何らかの形で具体的な動きが見えるように期待をしております。要望になったかと思えますけれども、ぜひ強力な取り組みを再度お願いをして、質問を終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで16番平田勉議員の質問を終わります。

15分間休憩します。

(午後 2時57分 休憩)

再開します。

(午後 3時15分 再開)

2番翁長英夫さん。

○ 2番 翁長英夫さん

2番翁長です。2点ほど質問させていただきます。

まず1点目に、宇江城城跡の復元の進捗状況についてお伺いします。宇江城城跡の復元については、昭和49年に沖縄県の文化遺産に指定されたものだと思います。平成8年度に実施した県の指定史跡に認定され、県の補助を得て、当時の仲里村教育委員会が主体となって平成9年度から事業が進められていて、現在も続行中であると思いますが、これまでの復元の進捗状況は何パーセント進んでいるのか、また、今後の整備計画はどのように行っていくのかお伺いいたします。

2点目に、比屋定地先船留場の整備について。比屋定地先船留場の整備については、これまで何度か提起してまいりましたが、当時の村長の答弁では、「補助メニューがあるか。また、財政状況を勘案しながら検討していきたい」とのことでしたが、どのように検討を行ってきたのかお伺いします。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

2番翁長英夫議員の宇江城城跡復元の進捗状況についてお答え申し上げます。本城跡の保存修理工事は、平成9年度を整備元年として、「一の郭」の南側の城郭の石積みから初めて、順次、反時計回りに保存修理を実施しております。平成13年度までの進捗状況は一の郭はほぼ完了し、全体の約40%まで行われております。今後の整備計画は引き続き県文化課と十分調整を図りながら二の郭から三の郭にかけて、発掘調査及び城郭の石積みを実施してまいります。

○ 町長 高里久三さん

2番翁長議員のご質問にお答えします。比屋定地先船留場の整備について、比屋定地先の船留場の整備につきましては、平成13年3月議会でも答弁しましたが、そちらは漁港区域外であり、また登録漁船がないため補助事業での整備は非常に厳しい状況にあります。該当する補助メニューは現在のところありません。財政的にも大変厳しく、今後は町の単費での整備になりますのでこれまで行ってきたように予算の枠内で整備していけるように検討してまいりたいと思います。

○ 2番 翁長英夫さん

教育長の答弁を受けましたけれども、私も12月になって初めて現場まで行ってみましたけれども、ご承知のように一の郭は大体進んでいるようですが、まだまだ頂上の中の方ではもっともっと整備すべきところもあるのではないかと私なりに思ったんですけれども、全て完了したのか。そして引き続き二の郭、三の郭も計画があるとおっしゃっております

けれども、行って見た限りでは二の郭、三の郭もある程度城壁は積まれているようであり
ますけれども、後ろ側を見たらまだまだではないかと思うんですが、そしてまた実施計画
の段階で平成18年まで一応計画は入っているようですけれども、それまでに完了するだろ
うというふうに信じておりますけれども、今の状態から見ると、最初に計画した年度で終
わるのか。そしてこれから投じていく予算、どれくらい後事業が残っているのか再度答弁
をお願いします。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

宇江城城跡の保存修理事業であります。翁長議員は18年までということでありました
が、事業年度が平成20年度まで予定しております。平成9年度から始まりまして予算的に
は県の50%、市町村の50%ということで、平成9年度が2千万円事業、平成10年度2千万
円事業、平成11年度2千万円事業、平成12年度1千600円の事業、平成13年度は1千860万円
と、平成14年度は1千960万円、平成15年以降は2千万円事業ということで、今、事業を計
画しているところであります。

事業費に関しましては、2億5千300万円余ということであります。

○ 2番 翁長英夫さん

ただいま課長からの答弁ですけれども、私は当所18年と置いていたんですけれども、20
年ということをお聞きしておりますけれども、城跡そのもののところだけを整備するのか。
それとも城跡の周辺を整備するのか、当所は麓の方もということをお聞きしたんですが、そこ
はございませんか。もしそこも計画があれば、どのような方法で整備されていくのか。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

ただいま、先ほど教育長からも答弁がありましたように、一の郭、二の郭、三の郭とい
うことで、今、順次保存修理事業を進めているところであります。三の郭のほうは、いわ
ゆる現在駐車場のほうになります。そこらへんあたりも計画しております。

それから、内部の遺構調査の方も順次進めていくところであります。遺構調査並びに城
郭の保存修理ということで事業を進めてまいります。

○ 2番 翁長英夫さん

一応事業については、説明のとおり受け止めておりますけれども、まずこれから先のこ
とになると思うんですが、工事完了した暁にはどのような方法で管理していくのか、お願
いします。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

完成した暁には、やはり子供たちの学習の場、そしてまた観光の面、いろいろ県の文化
課の指導を仰ぎながら進めてまいりたいと思います。

○ 2番 翁長英夫さん

それでは2番目の方に入らせてもらいます。先ほど町長からの答弁は、漁業区域外とい
うことで補助事業は該当しないということですので、おそらく今の制度でということ

はご承知のとおりだと思うんですが、あらゆる面から将来的に考えた場合には、こういった市町村業務制度も国に従って条例を制定されていくんですけども、こういった制度の見直しが要求されていき、改めて開発することもできるのではないかなと思うんですが、町長、いかがですか。

○ 町長 高里久三さん

大変難しい問題であって、どういう整備ということで、どういう理由があるか、漁港というからには、少なくともそれなりの基準になる漁船の数がないといけませんので、今のところも全く一隻もないという遊漁船があるということになりますので、そういう面からできないかどうか。仮に避難港としての条件があげられるかどうか、具志川城跡の下にある漁港は、冬場北風には大変厳しいという状況でありますので、条件は全く似ていると思うんですよ。そういうことで、どういうものがあるのか、また、その必要度、できることならばここにあった方が地域の皆さんの小さい漁船等の係留、それから陸揚げする場合などに非常にいいと思うんですが、そのへん今後また村単独で財源が見い出せるかどうか検討をしていきたいと思っております。

○ 2番 翁長英夫さん

漁港としては、おそらく今の条件を整えてということですので、先ほど申しあげました単独でも財政等を勘案しながら努力していただくことを願って、終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで2番翁長英夫さんの質問を終わります。

次、22番仲原健さん。

○ 22番 仲原健さん

22番仲原です。私は2点、昔から私たち島の人たちに安らぎを与えた固有名詞の変更についてお尋ねします。

まず始めに、「山中橋」、これは字真我里から山城に向かうちょうど中間あたりにあり、銭田川に流れる川に架かる橋なんですけど、昭和45年頃と聞かされておりますが、当時の山中貞則長官が島を視察に来られたことにちなんで変更されたようです。本来ならば昔から「サバチバシ」である。タイ原、カタテン原あたりの平野は、低地で昔は浅瀬だったんだろうといわれておりますが、そこらへんの農家の皆さんに多大な水害をもたらしております。そういうことで、当時の農民たちが協力しあい、排水溝を作って、今の銭田川に流れる排水溝を作って、その上に架けた橋である。歴史的に水を捌くという意味からのサバチバシであるが、最近では山の中でもないのに「山中橋」と名前を付けられている。ということで、町長としては山中橋を元の「サバチバシ」に変える考えはないか、見解をお伺いしたい。

次に、五枝の松、久間地にある有名な沖縄の二大名松の一つでありますけど、これは昔から「ゴエノマツ」と、方言では「グイノマツ」といわれたみたいですが、最近、その「五

枝の松」をローマ字で「goeda no matsu」と書いて、ゴエダノマツと読ませている。琉歌にもうたわれていますが、ゴエダノマツと読むと八八八六の語数にも合わないんです。どうしてゴエダノマツになったか。山里側から久間地に降りる角にも標識が立っているし、元の西銘保育所の下の方の角にも3つほど立っています。ほとんどローマ字で書いてあります。それを昔の「ゴエノマツ」に変える意思はないか、2点についてお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

22番仲原議員のご質問にお答えします。「山中橋」を「サバチバシ」について。橋名については、質問趣旨のとおり、沖縄が日本に祖国復帰したときの記念事業として久米島一周線の道路改良工事で橋の架け替えにより、当時の初代沖縄開発庁長官山中貞則長官の「山中」にちなんで「山中橋」と改名されたようであります。最初の橋が架けられた歴史的な年代は調べてありませんが、当時の農民がタイ原、カタテン原平野からの水捌きのための排水溝を堀、その上に架けた橋で、橋名も「捌橋」として歴史に残るような橋であれば関係機関と協議しながら検討していきたいと考えています。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

22番仲原健議員の「五枝の松」についてお答え申し上げます。久米の五枝の松は、昭和34年12月16日県指定の天然記念物として、そして平成9年7月28日国指定の天然記念物として指定され、町教育委員会が管理しております。ご質問の趣旨であります。以前から「ゴエノマツ」として親しまれ、現在も「ゴエノマツ」「ゴエダノマツ」と二通りの呼び名があります。県文化課に問い合わせましたところ、県指定当時から「ゴエダノマツ」の呼び名で統一したそうです。呼び名については二通りあってもよいそうですが、今後、文部科学省、県の指導を受けて、また、地域の声を聞きながら対処してまいりたいと思っております。

○ 22番 仲原健さん

町長のご答弁で、歴史的に意味のある橋名だったら検討するというふうなご答弁でしたが、字比嘉には「サバチ」という屋号もありますね。これもそれにちなんでいるんですよ。水を捌く、大雨の時に水を捌く、そういうことに関係したのではないかなといわれております。これはコピーしたんですが、仲村昌尚さんの『久米島の地名と民俗』という本なんです。これにもいろいろあります。真我里（曲）、銭田地区が大雨の時、水に非常に弱いという地域であるというのは今も物語っております。そういうところで水を捌くために工事し、当時の農民たちは、そしてその上に橋が架かったので「サバチバシ」であって、捌く、水をはける、そういうことでありますので、歴史的にも意義があるし、そして有識者の方たちも指摘しております。非常に嘆いております。「いとも簡単に名前が変えられるということは残念である」と、そういうことでぜひそこらへんをもう一度歴史を掘り起こして、変える意思があるかどうかお伺いしたいと思っております。

○ 町長 高里久三さん

歴史を曲げるということはできませんので、私も皆さんの意見を聞いて変えた方がいいのではないかなと思っております。この際、久米島内にはけっこうあると思うんですよ。真謝の《美崎 のチシジ》、あれは前に何になっているか。宇根、真謝間の《サンバシグムイ》、これの橋名がどうなっているか。仲小の橋がどういう名前があるのか、それから島尻にも橋があります。この際、全部まとめて、そして全体で検討した方がいいのではないかなと。今しておかないと後の時代になってこうだった、ああだったということにもなりますので、この際全体的な見直しとしてこれを変えるべきではないかなと。

それと関連しますけれども、ガラサー、涙石も、涙石でないのを涙石とって他の皆さんに見せているので、これも事実でないようなものになりますので、これもまとめて、この際一斉にそういうのも含めて、文化財保護委員会の皆さんと話し合いをして、できるだけ変えていくように、そしてまた当時、どういう経緯で当時の為政者の皆さんがこの橋をやったのか。それなりの山中大臣が久米島に対する貢献を讃える意味でやったのか、ならばこれに変わる何かがあると思いますので、そういうふうに変えて、それはそれとして再度山中先生の功績としての何かあればそれはそれとして、あくまでも歴史を忠実に守ることであるならば、今の質問の趣旨も理解できます。今後検討していきたいと思えます。

○ 22番 仲原健さん

前向きなご答弁でありありがとうございます。他の件についてもそうなんですけれども、仲小前の橋も、川も、仲中の前は昔はウマウィーと言っていましたね。馬が飛び越えるという意味のウマクシ川という名前があるんですよ。その他あちこちに昔の歴史を物語るような地名とか名称があると思いますので、ぜひ今後、このへんもいい方向で検討してほしいと思います。

次に移りますが、五枝の松、琉歌の久米ハンタメー節に、「久米のゴエヌマツや 下枝どまくら 思わらび無蔵や 我腕まくら」とうたわれている、この「久米のゴエダノマツや」といったら歌にもなりませんよ、これは。そういうことで、琉歌の専門の人たちも昔から言っているし、今の自然文化センターの上江洲均氏、この人も、これは去年平成13年7月付の久米島新聞ですが、「気になる改名」ということで「これでいいのか久米島」ということに五枝の松のことが載せてありますね。他にもいろいろ「だるま山」とか指摘がありますけれども、まずはこの五枝の松というのは、当時の具志川村で平成9年に国の指定を受けたとなっていますが、その時にやはりこういうことだということで、当時の具志川村から国に答申したからこの名前になったと思う、最初から「ゴエノマツ」ということで国に報告すればそのようになったかと思いますが、「枝」の字をどうして必ず「えだ」と付けるか、人の名前についている「枝」はほとんど「え」と付きますけれども、静枝さんとか美枝さんとか良枝さんとかいうのはいちいち「えだ」とは読まないですよ。

「ゴエダノマツ」というのは、上の方に久米島県立自然公園五枝の松園地というふうに

して、ごえだのまつえんちとひらがなで仮名も振られている。呼び方が不自然であるし、「ゴエノマツ」とすれば昔からのわれわれの呼び名にも非常によくいくのではないかなと思います。そういうことで、このことについてもぜひ、先ほど教育長から二つの名前、呼び方があってもいいのではないかなというふうなことなんですけれども、やはり昔からの流れに沿って、その音でいったのが非常に馴染みやすいし、いいのではないかなと思いますので、そのへんもう一度ご答弁できればと思います。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

先ほど教育長からも答弁ありましたように、「ゴエノマツ」「ゴエダノマツ」という二通りの呼び名があるということでもあります。この「ゴエノマツ」という呼称につきましては、県の文化課に問い合わせましたところ方言ではないかということによっておりました。そこらへんあたりも再度自分らでも調査研究はしてまいります、現在の県文化課の課長、《ひろし》課長が、当時は、天然記念物を担当しておりまして、課長にこれを聞きましたところ、当時県指定の天然記念物として指定、諮問するときには送り仮名を付けてなかったということでありまして、この漢字を見て、そのまま久米の「ゴエダノマツ」というふうにやったのではないかというふうに回答はしておりました。その地域の呼び名に関しましても「ゴエノマツ」「ゴエダノマツ」ということで二つあっていいのではないかなというふうに言っておりました。

○ 22番 仲原健さん

県の文化課でそうなったというふうなことなんです、その原点というのはやはり地元から県や国に呼び方を報告したからそう呼ばれたかと思うし、二つあっていいのではないかなといえればそれまでなんです、これは勝手に読めばいいということになります。けれども、やはりこういう固有名詞、天然記念物というのはひとつの愛着のある呼び名で呼んだ方が一番いいと思いますが、そこらへん県や国に、今更これを直すのは非常に事務的に面倒くさいとかそういうのもあろうかと思いますが、こういったのは元に戻してほしいなと思います。もう一度ご答弁をお伺いして、私の質問を終わります。

○ 生涯学習課長 山城英明さん

先ほどの答弁にもありましたように、県指定、そして平成9年には国指定の天然記念物として指定されております。ですから、名称につきましては、先ほども答弁ありましたように、文部科学省、そして県の指導を仰ぎながらということで答えたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで22番仲原健議員の質問を終わります。

続きまして、29番國吉弘志さん。

○ 29番 國吉弘志さん

29番國吉です。保安林整備について伺います。町長は、久米島の発展は基幹産業である農業だと常に言われております。また、農業の振興に向けて一生懸命取り組んでおられる

ことに対し心から敬意を表します。

ただ、毎年毎年襲来する台風の被害、特に昨年の台風16号による塩害等により、今期収穫される14年／15年期のさとうきびが大幅な減収により生産予想が55,000トンと、久米島の経済においても大きなダメージだと思います。これは天災ではなく人災だと思われませんが、このような被害を最小に食い止めるべき保安林の整備があまり進んでないのが現状だと思います。特に、清水小学校前から飛行場までの海岸線沿いのモクマオウの立ち枯れ、また、一周線阿嘉一帯の枯れ松、その他にもこのような箇所があるかと思われませんが、町長はこのような状況を見てどのようなお考えであるかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

29番國吉議員のご質問にお答えします。保安林の整備について、ご指摘のとおり清水小学校前から飛行場までの海岸沿いは、以前からモクマオウの立ち枯れが目立ちます。以前このような状況を県に説明すると同時に現地確認もしてもらいましたが、当時は西海岸一帯整備計画があり、保安林整備ができない状況でありました。保安林整備については県とも事業の調整を続けており、現在比屋定新原地区の保安林の整備事業を実施しております。新原地区が終われば次の保安林整備については町として美崎地区を予定しております。

○ 29番 國吉弘志さん

あと1点、松の整備ですね、阿嘉一帯の松についてご質問いたしましたけれども、その答弁はいただいております。

○ 町長 高里久三さん

松について質問趣旨の中に入っていないので、今急に取り上げられていますけれども、この枯れ松については、見苦しいので随時伐採して整備していきたいと思っております。

それから、今、美崎地区の次にたぶん清水になると思うんですが、美崎の海洋深層水のところ、100mくらい1本もモクマオウがないんです。全て小さいユウナの木が生えている状況です。ここは0mになるんです。具志川の、今、清水小学校から空港までは、道路のところまでが木が薄いんであって、向こうからは相当生えているんです。しかも向こうは海拔おそらく3mから5mあるのではないかなと。しかも前にリーフがあってイノーになっていると、美崎の場合はまともに外洋の波が直接かかるので、非常に防風林としての機能が全くないような状態であります。ですから向こうはまた道路の近くにおいても、反収も低いし、糖度も非常に悪いというような状況ですので、予算がたくさんあれば一気にできますけれども、年次的に悪いところから進めていくという形になります。

○ 29番 國吉弘志さん

今、町長の答弁の中で、ドームから西側一帯は木が生えているというふうな答弁でありましたが、この保安林はずっと海岸線から飛行場まで歩いていくとほとんど生きたモクマオウは1本も見あたらないです。全部枯れ木で、何か見た感じも気持ち悪いくらい変な気分になります。そういう中で、せいぜいアダンが生えている状況で、アダンが今防風林の

役目をしているのではないかなと、かように思っております。

だから、今、この保安林一帯というのは、清水地区から大原、北原と、その保安林でほとんどカバーされて、塩害等も防いでいるわけなんですけど、今の状況では木らしい木はなく、3mちょっとの低いアダン、上から波が来て何かにぶつくと、全部ここから西銘、具志川まで飛んでいきます。

それで、この16号台風でも、これは大原の農家の方々に話を伺ったんですけども、今の飛行場の先端、南側に消波ブロックを設置してありますが、その消波ブロックに波が当たって、上に吹き上げて、その風で旧具志川村内のほとんどが塩害を被るというふうな状況であります。その潮害防風林がほとんどないために塩害もさらに増加している状況であります。

だから今、町としましても、美崎地区は0mで、その対策を講じてから、次にその清水一帯の方をやるというふうな答弁でありましたが、この樹木というのは1カ年で成木になるわけではなくて、これは何十年も掛けてひとつの保安林としての役目を果たすわけですから、これは一日も待てない状況だと思います。それで、できましたら来年度予算、当初予算に少しでも計上して、いろいろ調査されて、この保安林もモクマオウだけではなくて他の樹種もないのか、研究する意味からも予算は計上した方がいいのではないかなと思います。

それから、この道路沿いの松でありますけど、あれは今、町長の答弁では早めに撤去したいと、見苦しいというふうなご答弁でありましたが、この松は普通台風とか塩害で枯れた松ではないのではないかなと、見た感じそう思います。まだその松も年数も浅いし、木も若かったし、非常に勢力がありましたけど、最近急に枯れておりますから、もしかしたらマツクイムシではないかなと思っております。だからそういうところの調査等もされたのか。ただ、担当課としましても、まだ合併してまもなく、日時も少ないので、いろいろと久米島一円を調査されてないのではないかなと思いますけれども、今、話した松の件と保安林の新年度予算に向けての取付について、再度お伺いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

お答えいたします。保安林につきましては、保安林指定されている地域は、県の事業で100%事業実施しております。つきましては、久米島海岸線一帯はほとんど県の保安林指定地域に指定されまして、100%県の事業で執り行っております。現在、比屋定の新原地区の事業を進めておりますけれども、この事業についても、旧仲里村の頃、3年前から取り上げまして、その時点ではイーフの保安林整備が入っていました。ようやく事業に着手できました。そしてその次は美崎地区という件でも、これも旧仲里村の議会で取り上げられました。ぜひ整備すべきだということで、町としては、新原地区の次にそこを考えております。

特に予算につきましては、南部林業事務所とも調整しまして、できたら整備を一括にや

ってもらいたいと、細切れにやっては、何年掛かるかわからないので、できましたら予算を一括計上して、両地区とも並行しながら、あるいは予算が許せば清水地区もぜひお願いしたいという事で、南部林業事務所とも調整しております。

それから枯れ松の件につきましてですけれども、これは國吉議員がおっしゃっているとおり原因は台風だけではないのではないかと。以前、この件については生理現象、あるいは9年前の台風13号の痛めつけ、その後乾燥、日照りが続いて、また台風が来たと、そういった災害における生理現象の関わりもあるのではないかと、県もおっしゃっております。調査につきまして、先月、県から緑推進課、南部林業事務所、それから北部森林組合5名の方々が見えまして、久米島一円でマツクイムシは入っていないか、あるいは枯れているのはマツクイムシかなということで調査が入って、サンプルも持ち帰っております。まだその結果が農林水産課の方には届いておりません。時間がかかるということで、再度こちらの方からそのサンプルの調査結果はどうなっているか問い合わせ確認していきたいと考えています。

○ 29番 國吉弘志さん

今、担当課長の方から、保安林につきましては県の事業で進めるというふうなご答弁でありますから、できるだけ早くこの清水から飛行場まで一帯の保安林を整備してもらいたいと、かように思っております。その件につきましては一応質問を終わります。

松についてであります。松は、特に久米島を観光された方々は、久米島から帰って、久米島はどうでしたかと聞きますと、やっぱり素晴らしい、自然がいい、そして松がきれいというふうな答えが返ってきています。その中で、先ほど仲原議員の方からもありました五枝の松、久米島にとっては目玉、宝であります。万が一、今、そのマツクイムシが入っていたら、これはもう目に見えて久米島の松は全部無くなります。そういうことで、早めに今の調査結果を出して、万が一、そのマツクイムシが入っていたら、その松を撤去して焼却しないと、今、県の方でも今年度からマツクイムシ対策に向けて一生懸命取り組んでおられますので、我が久米島のきれいな松を保護するためにも皆さんに頑張ってもらいたいと、かように思っております。質問を終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで29番國吉弘志議員の質問を終わります。

次、27番平田清勇さんとなっておりますが、所用があつて早退しておりますので、後回しにして、4番島袋完英さんにしたいと思います。

○ 4番 島袋完英さん

それでは2点ほど質問いたします。

まず1点目に、観光地の整備と島の学校の運営方法。3、4年ほど前から観光協会、それから行政当局の皆さんの努力によりまして県内の小学校の修学旅行がどんどん久米島に設定していただきまして大変いい状況になっております。しかし、今年の新聞を見ますと、

伊江島、先島等の離島も久米島に負けておられないということで、本島北部から南部の小学校を回っているようであります。そこで、関係者の旅行社、それから学校関係、あるいはまた観光バスの会社の皆さんから意見をお聞きしましたら、次の何点からをぜひ行政側に改善していただきたいというふうなことであります。まず、ミーフガーとかシンバル、それから宇江城城跡、特にこの3箇所はトイレが遠くて、子供たちが非常に不便を困っている。そこで旅行社の方が便宜を図って、バスの後ろからレンタカーをもって行くわけです。例えばミーフガーですと仲村渠の交番、シンバルだと比屋定の展望台とか、そういう所まで行っているようです。それと宇江城城跡の方も、観光が増えたにもかかわらず、まず地域環境の整備がされてないというふうなことで、何とかできないかということです。トイレの設置の件です。

それから2番目に、せっかく作られているトイレがあまりにも管理が不十分であると、この管理人の契約がどうなっているかわかりませんが、あまりにもトイレが汚くて使えなかったというふうな苦情が運転手の方にあったと、これでいいのかと。「どうぞ久米島に」と言いながら、こんなトイレも整備されてない所で観光客を受けるのかというふうなこともあったようです。トイレの管理ですね。

それから今度は駐車場と道路の整備があります。シンバル、宇江城城跡にはバスが停められる駐車場がなくて、狭い道で側溝にタイヤが落ちないかどうか、運転手はずっとハラハラでやっているというふうなことです。

それから宇江城城跡の場合は、Uターンできる所までバックして行くようです。そうでなければ、その観音堂の所でバスを止めて、子供たちを上まで歩かせているというような状況があるらしいです。

それから島の学校ですが、これも大変好評であるようですが、この運営について、今一度お聞きしたいと思います、その講師の日当、これがどうなっているのか。

聞くとところによりますと、1人から1千円ずつもらっているようです。それをそのまま講師、要するに携わってくれる人たちにそのまま丸投げでやっている状況にあるというふうに聞きました。それを日当制にするとか、人数は何名でも日当制にすれば、1千円の徴集が300円で、そういうこともできるわけです。そういう改善ができないものかどうかお伺いします。

それから車海老と工事の関係であります、奥武島の橋の工事が入っているんですが、これも今、止まっているような状態だと聞きました。なぜかといいますと、この振動によって車海老が非常に影響があると、車海老の発育に、それで工事ができないというふうなことを聞いているんですが、その車海老とそういう工事との因果関係、これがはっきりした資料があるのかどうかを伺いたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

4番島袋議員のご質問にお答えします。観光地の整備と島の学校の運営方法について。

1 番のミーフガー、シンバル、宇江城城跡へのトイレの設置はどう考えているか。同地域のトイレ設置については、必要性や管理の面から十分検討してまいりたいと思っております。

次に既設のトイレの管理状態が悪いとの苦情があると、委託の条件はどうか。既設のトイレの管理については週 3 回、月曜日、水曜日、金曜日で 1 回あたり 2 時間程度の作業内容となっております。

3 点目のシンバル・宇江城城跡のパーキング場の整備はどうか。また、ミーフガーへのアクセスでヒューム管の勾配がありすぎてバスの運行ができない。改善する必要がありますか。宇江城城跡については、現在計画しております。シンバルについては、その必要性や土地の問題、設置場所の問題等を検討しながら対処していきます。ミーフガーへのアクセス道路のボックスカルバート部分の整備については、既に工事発注済であり、今年度内では整備完了の予定です。

4 点目の島の学校への体験入学で参加者から徴収した金額をそのまま講師へ支給していると聞いていますが、それでいいのか疑問に思っている関係者もいるようですがどうか。現在、観光協会でハンドリングをしている体験学習及び体験型観光については、参加者からマージンを取って運営費として使用しています。その他にエージェントが講師、ガイドと直接交渉している場合があります。それについては直接支給される場合があります。「島の学校」を健全かつ機能的に運営していくためには、そのルールづくりが必要だと思われます。次年度においては「島の学校」の組織強化とルールづくり、そしてインタープリタを養成し、重点的に行っていきます。

大きい 2 点目の車海老の関係について。車海老養殖との関係については、養殖場側から過去の工事（昭和 56 年～58 年）の海中道路工事及び平成 3 年～平成 5 年の水路浚渫工事において多大な減収を被った経験から、隣接する海中道路の工事が実施されれば当然に減収が予想されるとの見地から、減収が生じた場合の補償の確約の要求があった。減収が生じた場合どの範囲までが工事に起因するのか、因果関係については特定するのが難しい。因果関係を解明するのに相当数の日数を要するというので、養殖場と協議した結果、今年度においては、車海老の影響がほとんどない時期（平成 15 年 5 月～7 月）に騒音や振動等を伴う工事（架設工事）の工事を実施することとして話し合いを進めました。

○ 4 番 島袋完英さん

トイレの件は、いろいろな方法が考えられると思います。例えば予算を付けて 14 年度にどこかのものを作ってほしいんですが、それが予算面で無理な場合は、その修学旅行の時期は仮トイレとかレンタルがありますよね、これを 3 個、4 個とかこの場所に設置してやるとか、いろいろな方法は考えられると思うんです。それも考えてほしい。

それから、駐車場の件は、やはりあれだけのお客さんを乗せて大型バスが運行するわけですから、どこかで環境の整備の不手際があってバスが横転したり、けが人を出したりす

ると、これが一番大きなダメージですよね。ですから、道路に突き出ている枝の伐採とか、それから溝の確認、そういうのも十分に徹底してやる必要があると思います。特にシンバルの場合は、向こうは熱帯魚の生息地ということで、近年はそこまでバスを降ろして見学させておりますが、結局駐車場もないということで農家の方たちの車が来ると入れ替えでいろいろ危険なことも経験するというふうなことです。そういう観光地に入っているところは職員、まず受け入れる前に確認して、本当に手際よくお客さんが、子供たちが安全な旅行ができるように配慮してほしいと思います。

それからミーフガーへの管橋ですが、大型バスはどうしてもあれだけの短い勾配になると、すぐボディが接触してマフラーとかを剥ぐそうです。ですから、バスにあわせた勾配を取らないと、またやり変えやり変えのムダな費用が出るわけです。

まず、来年度でどちらかのトイレが芽出しできるかどうか、これをお聞きします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

まず、トイレの件に関してなんですけれども、総合的に見て管理の面が非常に今厳しい部分があるので、どちらにトイレを作ればいいというものでもないし、このへん今十分うちの方で島全体にトイレを、既存のあるトイレを《プロット》して、それと農林水産課が今管理しているトイレがあるんですよ。バランスよく、じゃあ例えばその地域を核として、どういう範囲で動けばトイレが必要な範囲内になるかというのを含めて、今、検討している最中でございます。

今、質問のありましたシンバルとかミーフガーあたりに関しても、今、検討している最中ございまして、今、提案がありました仮設トイレあたりで検討できれば、そういう形の中で検討していきたいと思います。

それは学校サイドとかエージェント関係とも調整しながらやっていきたいというふうに思います。

トイレを来年あたりにとの話があるんですけれども、展望台の、一番問題になっているトイレなんですけれども、今、町づくり推進課の方で新しいトイレを作り替えるということで、今、進めております。

○ 4番 島袋完英さん

次に、島の学校ですが、これは運営は観光協会なんでしょうか、それとも商工観光課がやっているんですか。

○ 商工観光課長 盛本實さん

現在、まだそういう受入組織自体がしっかりしてなくて、両方の職員がハンドリングしながらやっているところなんです。しかしながら先ほどの回答にもありますように、観光協会がハンドリングしている分に関しては、いくらかマージンをいただいて、それを運営費に充てています。観光協会を支援するようなかたちで商工観光課の方の職員がやっている最中でございます。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 4時20分 休憩)

再開します。

(午後 4時20分 再開)

○ 4番 島袋完英さん

島の学校については、その講師に携わっている方々は半ボランティアもあると思うんですが、子供たちからお金を徴収するわけですから、その配分ははっきりした方がいいと思いますね。参加者が少なくても多くても実施できるような方法、講師には日当はいくらですというふうな。あとは協会の運営費に基金みたいにやる方法もあるし、役場ができませんから、観光協会でその費用はプールしておいて、別のものにも使えるような方法も検討していただきたいと思います。

次に、車海老との関係ですが、これは過去に賠償金といますか、賠償金を払った経緯があるのか、またどれくらい払ったか。

○ 町長 高里久三さん

過去に賠償金を払ったことはないです。これは県の工事でやったものですから。ただ、相当の被害を受けて、億という単位の報告を受けて、一応裁判に掛けようということいろいろ調査した結果、その因果関係を特定する原因というのが非常に難しいということで業者のほうは断念した経緯があると。仮に1トン減収すると1億かかるんですよ。そういうことで、万一工事をして、できたという場合に、次もありますので、2工区、3工区と続きますので、一番いい方法というのが、海老が終わってからやった方が一番いい方法であるということで、業者と話し合いをしてやりました。

その前に、やるならば、もし仮に今工事をやるならば、減収分はこれまでの補助金を取って、減収分は工事による原因だというような文句の契約書はどうかなということだったので、これは厳しいと、何が原因かわからないものをこういう具合に認めるということは、議会との関係もあるし、またそれで仮に裁判問題になると次の2期、3期、さらには15年度の奥武側の方の工事にも影響するというので、工事終わって後の5月～7月ということになっております。現工事が繰越がききますので、繰越の繰越の工事ではないので、それは町としてもその方が安心で、また業者としてもその方が、業者にとっては申し訳ないけれども、安心してできるということで、いろいろ検討した結果こういうような状況になっております。

○ 4番 島袋完英さん

昭和56年～58年とか、平成3年～5年と、養殖場関係周辺での工事でこういう経験があるわけですね。あったけど、今回また、今の工事はもう発注されていますよね。これは落札業者には損害がないような、あるいはまた工期の延長、そういうことは業者は全部納得されていますか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

工事、1号線の道路改築につきましては、入札までして、町長からの答弁がありましたとおり、海老養殖場とのからみで一時工事ストップしているような状況でございまして、業者の方とも相談して、一応はその期間を工事を中止して、さらに繰越事業で、先ほど説明のとおり5月以降に工事の再開をするということで業者の方とも、その段取りでやってまいりました。

○ 議長 高良ノブ

ただいまの島袋議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条但し書きの規定によってあと1回だけ特に発言を許します。

○ 4番 島袋完英さん

今の答弁は、業者もそのように理解しているというようなことでありますが、業者が遅れた場合は当局はすごく追求しますよね、また議会でも追求されますね。皆さんが発注時期をずらすのをやらないで発注して、業者に迷惑をかけてはいると思います。でも公共工事ですから物言えないところがあるかもしれませんので、今後こういう場合には慎重に工期を検討してやるべきだと思います。今後、こういうことがないようにお願いして質問を終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで4番島袋完英議員の質問を終わります。

27番の平田清勇さんと31番崎村稔さんが残っておりますが、二人は明日の10時から行いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 4時30分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号1番） 江洲良徳

署名議員（議席番号2番） 翁長英夫

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 9 回 久米島町議会定例会

2 日 目

1 2 月 1 7 日

平成14年 第9回久米島町議会定例会

会議録 第2号

招集年月日	平成14年12月17日 (火曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	12月17日 午前10時00分	議長 高良ノブ	
	散会	12月17日 午後2時21分	議長 高良ノブ	
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招) 欠席議員	31番	崎村 稔	番	
	番		番	
会議途中退席議員	27番	平田 清勇	番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	3番	田里 市郎	4番	島袋 完英
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	内間 久栄	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育長	喜久里幸雄
助役	長井聰	教育総務課長	太田喜功
収入役	松元徹	生涯学習課長	山城英明
出納室長	伊良皆真秀	住民課長	大城行男
総務課長	大田治雄	税務課長	比嘉・
建設課長	仲村昌保	福祉課長	山里昌輝
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	神里勇
町づくり推進課長	平田光一	水道課長	吉元幸信
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一	消防次長	仲村渠一男

平成14年 第9回久米島町議会定例会

議事日程 [第2号]

平成14年12月17日(火)

午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		一般質問	
第3	議案第53号	南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び南部広域市町村圏事務組合同規約の変更について	即決
第4	議案第54号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更について	即決
第5	議案第55号	辺地に係る公共的総合整備計画の策定について	即決
第6	議案第56号	平成14年度久米島町一般会計補正予算(第2号)	即決
第7	議案第57号	平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算(第2号)	即決
第8	議案第58号	久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	即決
第9	議案第59号	久米島町水道事業給水事業の一部を改正する条例	即決
第10	議案第60号	久米島町有バス条例の一部を改正する条例	即決
第11	議案第61号	久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例	即決

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。本日の会議を開きます。

崎村稔議員から欠席届が出ております。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって3番田里市郎さん、4番島袋完英さんを指名します。

お諮りします。

昨日の島袋完英議員の一般質問の中で不穏当な発言があり、その誤文の一部を取り消したいとの本人からの申出がありました。これを許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、島袋完英議員から発言取り消しの申出を許可することに決定しました。

○ 4番 島袋完英さん

おはようございます。昨日の一般質問の中で調査不足がありまして不適切な発言があったということで誤解を招かれたのがありますので訂正削除させていただきたいと思えます。

島の学校に携わっている同僚議員はおりません。私の調査不足であります。その部分は削除させていただきたいと思えます。また、誤解を招いた議員には大変申し訳ございません。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、これから一般質問を行います。

本日の一般質問については、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定によって30分以内とします。

一括質問、一括答弁後項目毎に3回まで行います。

順次発言を許します。

○ 27番 平田清勇さん

1点だけお聞きしたいと思えます。土地改良区の育成補助金について。これについては、合併前の合併協議会で各種団体等の補助金については、合併後に協議して定めることになっており、また、合併協定書にも「2村で同一あるいは、同種の団体に補助しているものについては、当該団体の理解を得て統一するよう調整するものとする」となっているんですが、土地改良区の育成補助金については、いつまでに統一するか伺います。

○ 町長 高里久三さん

27番平田議員のご質問にお答えします。各土地改良区への育成補助金負担金については、合併前の旧具志川村、仲里村において異なっていたため、合併後は、協議を行い育成補助金負担金については、協議することになっておりますが、まだ協議がなされておられません。早めに協議をしていきたいと考えております。

○ 27番 平田清勇さん

町内の各種団体等の補助金については、先ほども出ていた合併協定書にも出ているとおり、早めに調整して、全町民が同一の恩典を受けるのがあたりまえではないかなと思います。また、旧仲里村の8土地改良区では、平成15年度に統合することで今、事務を進めているんですが、この補助金がある程度決まらないとその事務にも支障を起さすと思いますので、できれば今年度3月いっぱい調整をやってもらいたいと思います。それについて伺います。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

各種団体の補助金の額の調整についてなんですけれども、土地改良区も含めまして15年の予算編成時に各種団体を含めて協議をしていきたいというふうに考えております。

○ 27番 平田清勇さん

じゃあ確認するんですが、15年度予算編成までには一応調整やるということですか。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

そのようにやっていきたいと考えております。

○ 議長 高良ノブ

これで27番平田清勇さんの一般質問を終わります。

次は、31番崎村稔さんの一般質問であります。本人から欠席届が出ておりますので一般質問を取り下げします。

これで一般質問を終わります。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議案第53号、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び南部広域市町村圏事務組合同規約の変更についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第53号、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び南部広域市町村圏事務組合同規約の変更についてご説明申し上げます。

これは、沖縄県介護保険広域連合の設立に伴い、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の一部を変更し、南部広域市町村圏事務組合同規約を変更する必要性が生じたために、

地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするものでございます。

南部広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約

南部広域市町村圏事務組合格約（平成4年沖縄県指令第713号）の一部を次のように改正する。

次のページの広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約の新旧対照表をお開きください。これで第3条中第13号を削り、第14号を13号とするということでございます。

これは南部広域圏で行ってございました審査会の設置及び運営に関すること、これは広域連合が設立されたことに伴いまして、これを削りまして14号を13号にするという改正でございます。

次のページをお開きください。別表第2を次のように改めるということで掲げてございます。左の改正前の条文の方をご覧ください。区分欄の2段目の方、「第3条第13号の負担金」、負担割合が「均等割50%、65歳以上の人口割50%」ということでございますが、この欄を削りまして右の改正後の別表に改めるということでございます。

附則でございますが、平成15年4月1日から施工するというところでございます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

議案第53号についてお伺いします。今回の人口割が、均等割50%、65歳以上の人口割50%のものが人口割100%になることによって町の財政にはどのような影響が出てくるのか。負担が増になるのか減になるのかお伺いいたします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答えいたします。その前に、最後のページをご覧くださいと思います。南部広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約の新旧対照表、この改正前の条文ですね、改正後の条文というふうに右側でございます。改正前の条文の2番目、第3条第13号の負担金、均等割50%、65歳以上50%というふうになっていたわけですが、ご承知のとおり平成12年4月1日から約2カ年半にわたって南部広域の方で介護保険の認定審査事務についてだけ南部広域の方で取り扱ってきていただきました。しかし今回、広域連合を設立するに伴ってこの条文から今読み上げました第3条第13号の負担金の欄を削除しますと、いわゆるこれが広域連合の方に移行していきますよということで、この改正、規約の改正ということで、ここを削除するための議案として上程してございます。ということでご理解いただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第53号、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更については可決されました。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、議案第54号、沖縄県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第54号

沖縄県介護保険広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、沖縄県介護保険広域連合規約を次のように変更する。

平成14年12月16日提出

久米島町長 高里久三

沖縄県介護保険広域連合組合規約の一部を改正する規約

沖縄県介護保険広域連合規約（平成14年沖縄県指令企第363号～396号）の一部を次のように改正する。

次のページの貸借表をお開きください。

第4条でございますが、「7号、前各号の付帯する事務」と文言を6号の次に加えるということでの改正でございます。

次に、別表2中、下段の方でございますが、別表2の方、下にラインをしてございますが、「認定情報の開示に関すること。」ということで加えられております。

次に、表内でございますが、6と7がございます。改正前は6だけですが、その6の次に7ということで、「前各号に付帯する事務」、そして「利用者負担額減免申請の受付に関すること。補助事業の実施調査に関すること。」という文言を加えることの改正でございます。

次に別表3の1の方、次のページをお開きください。別表3の1の項中、「2の項及び3の項に定める経費を除く経費」を「2の項、3の項及び4の項に定める経費を除く経費」に改め、同表3の項の次に次の1項を加えるということで、「4 国、県補助事業に関する経費」として、「項目、市町村事業負担、負担割合、100%」ということの挿入でございます。

この規約は、平成14年4月1日から施工するということでございます。

提案理由でございますが、現在、各市町村で行っている低所得者対策事業をより効率的に運営することを目的に「附帯する事務」として広域連合において実施していく。また、住民サービスの低下をきたさないために情報開示を市町村事務として追加する必要があるため、規約の一部改正を行うものであります。

したがいまして、地方自治法第291条の11の規定に基づき、この案を提案する。ということでございます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 30番 喜久里猛さん

沖縄広域連合ということで、町が属する、関係する一部ではあるんですが、認定情報の開示ということで私も情報開示には賛成の方なので非常に喜ばしいことなんですが、それに関連しまして、町が参加している一部の組織について、開示に関することを同意すると、議会に上程するということは同意したことなんだと思うんですが、町としましては、このように情報開示に向けて、これから積極的に進めていくという解釈も取れるでしょうか。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

ただいまの件にお答えいたします。介護の認定情報開示につきましては、これまで町の方でも取り組んできております。今、現在もそうなんですけれども。今回の規約の変更ということでございますが、先ほど申し上げました、関連してきますので申し上げますが、南部広域の方では認定審査事務のみについて関わってきておりますが、町として旧両村も含めて、このことにつきましては、今現在は、久米島町の介護認定における閲覧等に関する事務要領、これは、町の例規集の2,566ページに載っておりますが、2条から5条までご覧いただければよくわかりでございます。その中で情報の開示というふうに明記されておりまして、これを今回、広域連合の方に移行していきますということでございます。

○ 30番 喜久里猛さん

介護については何も問題ありません。私はこれと関連づけて、町の方で行政の情報開示をするかという、積極的にするかという質問なんです。

○ 助役 長井聰さん

ただいまのご質疑でございますが、町としても情報開示は積極的に進めてまいりたいと

考えております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 4番 島袋完英さん

第4が追加されておりますね。「国、県補助事業等に関する経費」と、「市町村事業負担割りが100%」とありますが、例えば本町においてこれからどういう事業を興した場合にこれが適用されるのか、お伺いします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答えいたします。今回の規約の変更の追加7の方で、「前各号に附帯する事務」ということで、「利用者負担減免申請の受付に関する事、補助事業等の実施調整に関する事」、これとも関わりがございます。このことにつきましては、法施行前にヘルパーが派遣されておりました。これはこの制度は4分の1相当額については、各々の市町村で負担しましょうというふうになっていました。旧制度がそのまま存続しますよと、いわゆる介護保険制度が施行されましたら1割負担という原則がございますけれども、法施行前から実施していた低所得の方々、それから障害を追ったの方々についてのホームヘルプ事業は従前通り4分の1相当額は行政の方で負担しますと、この4分の1相当額というのが100%行政の負担割合は100%と捉えて100%ですよというふうに今回の議案の改正ということでございます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、沖縄県介護保険広域連合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第54号、沖縄県介護保険広域連合規約の変更については、可決されました。

<日程第5>

○ 議長 高良ノブ

日程第5、議案第55号、辺地に係る公共的総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第55号

辺地に係る公共的総合整備計画について。

辺地に係る公共的総合整備計画（平成14年度～平成18年度）を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成14年12月16日提出

久米島町長 高里久三

提案理由でございますが、辺地に係る公共的総合整備計画の策定に伴い、議会の議決を得る必要があるためでございます。

整備計画をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画でございますが、計画期間は、平成14年度から平成18年度5カ年となっております。これは宇江城辺地、比嘉辺地、儀間辺地、仲泊辺地、西銘辺地と5カ所の辺地の計画となっております。久米島町を5分割しての策定でございます。

次をお開きください。これは、久米島町辺地計画の計画区域でございます。

次のページをお開きください。これは、宇江城辺地の総合整備計画書でございます。まず、計画書では、辺地の概要を記載してございます。辺地を構成する町または、字の名称でございますが、宇江城辺地の場合は字宇江城、字比屋定、字上阿嘉、字下阿嘉という4字で構成されております。地域の中心の位置、久米島町字宇江城799番地、これは固定資産評価の一番高いところを主に基準として捉えて、辺地の中心として設定しております。

公共施設の整備を必要とする事情、これは省略したいと思います。

次、3番目でございますが、公共的施設整備計画でございますが、これは、先ほど申し上げました14年度から平成18年度までの5カ年の宇江城辺地に係る整備計画でございます。記載には、いろいろ適債事業というのがございまして、辺地も辺地に該当する事業がございます。こういった事業を村の建設計画等から取り上げましてここに計上してございます。

次のページをご覧ください。これは、辺地であるかどうか確定する、認定する表になります。いろいろ小学校までの最短距離、いわゆる先ほどの辺地の中心地から小学校までは距離で何キロありますかということで、点数を出してきます。その次は、高等学校までの最短距離、あるいは医療機関までの最短距離、郵便局までの最短距離等として点数を出してきます。この点数が100点以上の場合ですと辺地として認定されます。

次をお開きください。4ページになります。ご覧ください。辺地度点数参考値ということで掲げてございます。これも宇江城辺地でございますが、宇江城の中心地から小学校は何キロ、そして公共施設、久米島町具志川庁舎までは何キロ、あるいは兼城港までは何キ

ロというかたちで全部点数をはじき出しまして、それが100点以上になった場合について辺地という取扱でございます。

次は、5ページをご覧ください。これは平成14年度から18年度までの宇江城辺地で、現在計画している事業を掲げてございます。以上が宇江城辺地です。

次お聞きください。6ページですが、比嘉辺地でございます。辺地の字の名称でございますが、字比嘉、字謝名堂、字泊、字銭田、真我里、島尻、真泊、宇根、真謝、西奥武、東奥武、イーフということで、以上の字が比嘉辺地として区分されております。

辺地の中心でございますが、字比嘉1番地となっております。

次に、公共施設の整備を必要とする事情でございますが、省略させていただきます。

3番目も、先ほど申し上げましたとおり、比嘉辺地の施設の合計額で、施設整備の計画の合計額でございます。平成14年度から18年度までの5カ年計画でございます。これも宇江城辺地と同じように点数をはじき出しまして次のページに掲載してございます。

次、10ページをお聞きください。10ページは久米島町の儀間辺地でございます。区分する字は儀間と山城でございます。辺地の中心となる番地でございますが、字儀間142番地を捉えております。

2番の公共施設の整備を必要とする事情、そして3番は儀間辺地におきます公共的施設整備計画でございます。

詳しい事業につきましては13ページに掲げてございます。ご覧ください。

次、仲泊辺地でございますが、辺地を構成する字は北原、大原、鳥島、仲泊、大田、兼城、嘉手苅でございます。14ページでございます。

地域の中心の位置でございますが、仲泊1194番地を中心として設定してございます。以下、仲泊辺地にかかる5カ年の公共施設整備計画でございます。

15ページは、同じように辺地度点数の計算となっております。

16ページは、仲泊辺地の算定資料参考図でございます。

17ページに、仲泊辺地の5カ年の説明、施設整備名を掲げてございます。

18ページをお聞きください。18ページは西銘辺地でございます。辺地を構成する字でございますが、字仲村渠、具志川、仲地、山里、上江洲、久間地、西銘、以上の字が西銘辺地として区分されております。

以下、他辺地と同様に事業を掲げてございます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 14番 宮田勇さん

この辺地総合整備計画は、新町建設計画との兼ね合いはどうなっていますか。その中に折り込まれての総合整備ですか。そのへんをちょっと説明をお願いします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

辺地総合整備計画は、新町建設計画に盛り込まれている事業を、この起債を該当させようという一部として新町建設計画の一部です。

○ 14番 宮田勇さん

その予算としては、特例合併財政支援、そういったものの起債で行うんですか。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

これは、辺地債を適用する事業としての計画であります。

○ 14番 宮田勇さん

特例財政支援とありましたね、合併、あれと予算は全然別の方向の予算ですか。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

合併特例債とは別です。辺地債という起債がありますので、それを該当させようということでもあります。

補足して説明したいと思います。辺地債は事業、一般財源の充当で100%の充当ができます。そして交付税で80%の交付税折り返しということで非常に有利な起債であります。ちなみに合併特例債については、95%の充当で70%の交付税措置ということになっております。

○ 議長 高良ノブ

他に。

○ 30番 喜久里猛さん

辺地債充当のための計画だということなんですが、宮田議員の質問に関連すると思います。現在、新興中央通りを中心とした通り会の再開発を町長が一生懸命進めているわけですが、この辺地計画の14年度から18年度までの5年間の事業整備計画に載ってないわけですから。仮にこの見通しがついた場合、来年再来年あたり、この辺地整備計画を作ったことによってそれに弊害を及ぼすようなことはありませんか。

○ 助役 長井聰さん

この辺地計画でございますが、これは町が行う事業に充当される起債でございます、この事業が、この計画に載ってないから事業ができないということはございません。仮に辺地債に該当する事業でありますと、計画を変更して、また新たに計画書に挿入することでございます。ただいま喜久里議員からご質疑のあった件についてはないと思います。

○ 30番 喜久里猛さん

安心はしています。ちょっとだけ。仮に該当するようなことがあれば、いわゆる通り会の再開発につきまして必ずしも県がやるとは限らない、まだ未知数の段階ですから町がやる可能性も出てくるわけですね、一部について。その場合に辺地債を採用していただく

ということで計画変更ということなんですが、この計画変更につきましては、計画策定後は何年から可能になるんですか。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

今回、策定するわけですが、事業のないものを新たに実施するというのであれば、その時点でこの計画を変更して盛り込んでいくことが可能だと思います。

○ 30番 喜久里猛さん

今回策定されます。ということは変更は可能だということですね。確認します。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

議会の承認を得まして変更可能であります。

○ 21番 上里総功さん

今、辺地債ということを見たいんですが、確か以前には、過疎債というものもあったわけなんですよね。それとの違いといいますか、そのところをお聞きしたいんですが。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

特に違いというのはないんですけども、この辺地債での有利性というんですか、それが違っております。辺地債の場合は、先ほど言いましたように事業の100%充当で80%交付税措置、過疎債につきましては100%充当で70%交付税措置ということで、辺地の方が有利であります。また、辺地の場合は事業枠が非常に小さくて、充当させる事業項目が非常に制限されてきますので、その分を優先に充当して、この事業から漏れているものは、過疎債を充当したりとか、それから合併特例債を該当させると、そういう手法で今やっております。

○ 4番 島袋完英さん

儀間辺地の方で、15年度は久米島中学校のグラウンドが入っていますね。ところが16年度においては、多目的公園の整備1千900万円が今予定されております。17年度において4億円があるんですが、その儀間、嘉手苅地先の総合計画というんですか、それはどうなっているのか。それと、この16年度の整備事業と17年度の整備事業はどのくらいの整備をするのかお願いします。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

今、地先の埋立については、埋立当初から両村におきまして多目的運動公園という予定で埋立をしております。それで、平成14年度におきましてその全体利用計画をつくることで進めております。予定としてですが、中学校の運動場と、400mトラックの陸上競技場、陸上競技場につきましては平成16年度から事業費、単独事業で入っておりますが、その時点においては、補助メニューといいますか、それが無いような状況で、しかし町としてはできるだけ努力しようと、常に努力しようということで計画を入れてあります。そして、この実施について、防衛庁予算でどうにか芽出しはできないかなということで、今、那覇防衛施設局と調整して、平成16年度事業に上げられないかということで調整していく

ことになっております。

○ 議長 高良ノブ

他に。

○ 13番 山城和満さん

総合整備計画書6ページなんですけれども、辺地の概要、公共施設の整備を必要とする事業、6ページ2の「公共的施設の整備を必要とする事情」の下、「本辺地は、島の西側平野部」というのは間違いだと思いますが、どうなんですか。それとこの島はどういう形になっているのか行政がわからないわけではないはずですし、この比嘉辺地という所がどういう位置付けで島の西側になっているのか。この下の段で、下から3行目、「特に年々増加する高齢者の福祉増進のため介護予防拠点施設の整備」、介護予防拠点の施設はこの比嘉辺地でなければいけないという理由がありましたらお伺いしたいと思います。自分の考え方では公立病院とセットしたほうが、この方は有効的な活用ができるのではないかと、いうふうな考え方もありますが、この比嘉辺地にこだわる理由がありましたらお伺いしたいと思います。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

お答えします。この島の西側平野部というものについては、これは経緯が旧仲里村当時の部分でやっていた関係もあって、このへんは訂正していきたいと思います。

それと介護拠点施設整備ですけれども、これは今、真謝公民館と宇根公民館に介護の拠点整備というんですか、今、公民館を改修してやっていますので、そういう関係からそういう項目を入れてあります。

○ 13番 山城和満さん

こういう総合計画という文章が議会に提示される、議会の承認を受けるという、またこういう資料は、ただ単に久米島町内だけではなくて他の所にも提出されると思うんですよ。他の所で指摘されておかしな話にならないようにきちんと内部で検証した上でこういうものは提示してもらいたいと思います。

あと、この辺地総合整備計画は、本当に地域、久米島の全地域が偏りといいますか、むらがないような、今お話し介護予防拠点にしても、宇江城地区にしる西銘辺地にしる、各地域にそういう拠点を造れるような方向性もいろいろ考えていてもらいたいと思います。

○ 2番 翁長英夫さん

ただいまの辺地計画についてですけれども、先ほど企画課長からの予算内訳の説明、内訳というよりもこういった予算の利点と申し上げますか、確かに過疎自立促進事業、先ほども同僚議員からいろいろとありましたけれども、過疎自立促進事業に対してはおそらく70%の交付が受けられるというふうなことですけれども、この辺地計画に対しては80%という利点なところがあると思うんです。この事業名称から見ると、まず私は、地域の

ものを見ているんですけども、交通施設があげられてきていますね、県道宇江城城跡《道路》ということで、そして2番目が農道、そして仲里第10農道、そして教育文化というふうにあげているんですけども、私、昨日も申し上げたんですけども、一般質問で、あれとこれとは別ですけども、これ、教育文化の面を見ると宇江城城跡公園のところこういう平成16年度に事業が入ってきていますんですけども、あえて申し上げれば、私は18年年と思うが、山城課長から平成20年度までと、こういった事業年度がありますんですけども、こういった利点のある補助事業でしたらもっと幅広くと申しましょか、こういった事業をもっと大きく広げて、枠を広げて、もっと広くすることはできないかどうか。これは確かに案は作ってありますんですけども、もっと、例えば農道も予算をあげられて、どこか示されているんですけども、もっともっと幅広く。そして観光面を見ると、比屋定展望台が入っていますんですけども、比屋定は農道は造るものはないのか、そして阿嘉も入っていない。今地域的に取り上げているんですけども、このへんの説明をお願いします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

事業メニューは、新町建設計画で取り上げている中でたくさんあるんですけども、この辺地総合整備計画の事業枠が非常に少ないということで絞り込んで、今、そういう計画の立案になっております。

○ 16番 平田勉さん

1点だけ教えてください。先ほどの説明の中で、過疎債と事業債の交付税で出てくる、その説明があったんですけども、この資料を見ても、よくわからないのは、事業費に対する特定財源と一般財源がございますね。その中で一般財源、例えば一番下の段に、この辺地対策事業債を充当したのが入っていますんですけども、例えば宇江城辺地でいけば18年度までの合計で一般財源が2億4千733万4千円、その内、辺地対策事業債を充当したのは2千300万円ですという。差し引いた残りというのはまた別の通常の単独、一般財源として他の事業債とか何とかで捻出することになるのか、そのへんの中身がどうもはっきりわかりませんので、教えてください。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

今質問がありましたとおりなんですけれども、事業メニューの中でこういうふうに6億円という合計が出て、その内の2千300万円は辺地債、他のものについては、過疎を充当させたり、他の起債メニューを活用するということになります。

○ 16番 平田勉さん

そうすると、さっき言っていた意味がまたわからなくなってくるんですけども、いかに有利な事業メニューを採択するか、活用するかということで優先順位を決めて新町建設計画の中からこれを抜粋したという話もあったんですが、例えば、この辺地事業対策債が充当できる事業というのが、例えば、一般財源の内もっとこれを充当できる部分が多い方が有利なのかなとも思ったりするんですけども。例えば、儀間辺地とかだったら事業債

を充当したのがゼロというところがありますね。どこか何かで一般財源の儀間辺地ですね、5億7千210万円の一般財源、その内、辺地対策事業債を充当した額というのはゼロですよ。そうなるこそこらへん勉強不足でわからないんですけども、そうであれば先ほどの説明との関連はどうなるのかなというのが疑問になってくるんですが。もうちょっとわかりやすく説明してもらえませんか。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

5ページとか各ページに事業メニューを載っけてありますが、その中で、この地域にこういう事業メニューが今、新町建設計画に載っております、その中から合併特例債に今回の5年間に、例えば宇江城であれば2千300万円を辺地で充当しますというかたちで今計画しております。この辺地計画の事業枠が大きくなればそれをまた活用していくという形になりますので、その事業枠に合わせて変更も可能ですので、それをメニューの中から取り上げていくということになります。

○ 16番 平田勉さん

例えば、今この辺地、この事業計画書でいうと、辺地対策事業債を充当した方がよりベターだろうということで、その計画書に抜き出してきたと思うんです。抜粋したと思うんです。しかし、この特定財源と一般財源があって、その内の対策事業債を充当したのはこれだけですよというのがありますね。この差があまりにも、けっこう、これは差があるものですから、残った分の一般財源に、どこからどういう形で捻出してくるのかなというのも気になるわけですよ。

例えば、先ほどの儀間辺地だったら、辺地債というのはゼロですよ、充当するのが。ゼロ充当のところは辺地事業で出てきたのが得なのかという、このへん財源の仕組みがまだきれいに理解できてないものですから、このへんをわかりやすく説明してもらえませんか。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

この辺地計画書に、実際は、辺地計画でできそう以上のメニューは全部挙げてあるんですよ。絞り込んだ中でもまだまだ事業、辺地で充当できる規模以上にやっております。そして辺地に該当しない部分については、先ほど言ったように過疎債を利用したり合併特例債を利用したりということになります。ですから先ほど100%充当ということをやったんですけども、ある事業を辺地でやろうとすると一般財源の持ち出し分の100%辺地で持ちますよという形になりますので、その充当できないメニューについては、別の過疎債を利用したり、他の有利な起債を活用して一般財源を見ていくという形になります。よろしいですか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午前 11時00分 休憩)

再開します。

(午前 11時05分 再開)

○ 9番 上江洲盛元さん

ちょっとお伺いしたいと思います。総合整備計画書ということで地域を中心にいろいろ話されています。未整備な箇所があるため引き続き公共施設整備を継続的に実施する必要があるというところで、具体的にお聞きしたいんですが、厚生施設という項目が所々にあって、宇江城、比屋定あたりの厚生施設というのはないんだが、この厚生施設、儀間にもないですね。この厚生施設そのものについての具体的な説明をいただきたいと思います。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

9ページにある比嘉辺地、これの厚生施設については、宇根公民館と真謝公民館で介護拠点施設、それを今整備しておりますので、それがこの分に該当しております。

○ 9番 上江洲盛元さん

例えば、各部落にお年寄りが、介護するとか、そういうものかなと思ったりしていたんですけども、改めて宇根、真謝の説明がありましたので、そういうことですかということ。

今、各部落に、例えば、トイレにお年寄りがさっと行けるような方、段差をなくすとかいうことを町は進めていますよね。そのことかなと実は思ったんです。失礼しました。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、辺地に係る公共的総合整備計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第55号、辺地に係る公共的総合整備計画の策定については可決されました。

休憩したいですが、よろしいでしょうか。

休憩します。

(午前 11時10分 休憩)

再開します。

(午前 11時24分 再開)

<日程第6>

○ 議長 高良ノブ

日程第6、議案第56号、平成14年度久米島町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第56号、平成14年度久米島町一般会計補正予算（第2号）のご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成14年度久米島町一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出は、既決予算に歳入歳出それぞれ8千506千円を加えまして、120億6千759万7千円といたします。

8 ページをお開きください。債務負担行為補正であります、バーデハウス久米島整備事業を平成14年度から平成15年度までの期間において実施したく、債務負担行為補正として掲げてあります。なお、限度額は4億6千万円でございます。

次にページをご覧ください。地方債でございます。補正前限度額28億1千490万円から3千670万円を減額しまして、限度額を27億7千820万円に変更いたしてあります。

歳入の概要でございますが、町税におきましては、課税対象増による特別徴収分が983万8千円、固定資産税1千575万6千円の増となっております。自動車取得税交付金では、旧具志川村未収分による312万4千円の増、配食サービス事業の対象増により、負担金におきましては134万9千円、県補助金が222万7千円の増となっております。国庫補助金につきましては、海岸保全事業及び道路改築事業の確定による減。財産収入では町有地の払い下げ契約増によりまして8千660万円の増となっております。諸収入の増につきましては、総合施設組合及び消防本部による平成13年度繰越剰余金の増となっております。

旧村各会計が軒並み赤字決算となっている中で、一部事務組合が黒字になっている要因につきましては、支払い債務は新町へ引き継いでいる経費がある一方で、両村役場からの負担金を全て収納していたため剰余金が発生しております。

歳出の概要であります、美崎地区埋立造成償還金において借り換え償還等があり、再計算を行った結果、1千900万円の減、奥武島豊石周辺整備において平成14年度都市計画法の改正による地区外でも1ha以上の開発は知事の許可が必要になるため、申請業務委託による増、配食サービス事業対象増により431万9千円の増となっております。

久米島総合福祉センター収支計画を含めた基本計画策定による増もございます。

以上が久米島町一般会計補正予算（第2号）の歳入歳出の主な概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 5番 仲村昌慧さん

議案第56号の平成14年度久米島町一般会計補正予算（第2号）について質疑します。歳

入の12ページの方をお願いいたします。歳入の12ページでシンリバーマの売店使用料が24万円の減になったその理由は何であるのかお伺いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

シンリバーマの売店使用料の減につきましては、このシンリバーマに管理棟と合わせて売店を建物の中に併設されております。それで昨年度からこの売店につきましては対応できないということで、もう売店はオープンしてなくて閉めてあるわけです。それで昨年度から本来は閉めてありますけれども、今年からはこれを活用してないのであれば使用料を取る必要はないのではないかと、内部協議もしながら、また三役にも申し出て、これは今年から1カ年分月2万円の12カ月分減額にしてあります。今、売店としては利用されておられません。

○ 5番 仲村昌慧さん

これは当然当初予算で24万円計上するという事は、この1年間これが営業させるということで計上しているわけですね。そして使用してないからということであれば、当然早い時期に補正で減額すべきだと思いますが、そしてそのことによって次は、そこをどういうふうにして利用するかということで、もし売店として利用するのであれば次の募集をしてそこを早めに売店として利用するかどうかということとそこで話し合って、今後の跡利用についても利用すべきであるんですが、いつ頃その申請が出たのか、売店をもう閉鎖するという、契約解除をしたいという申請がいつ頃出たのか。そして今後は、その跡利用をどうしていくのか。管理棟として利用していくのか、これについてお伺いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

この使用料を取ってない件につきましては、管理している喜久川さん、その方からも8月頃にお話しがありまして、前具志川の経済課長の仲宗根課長とも相談して、2カ年くらい売店は使用してないということで報告がありまして、それで今後、どうしようかということで話し合いもやりましたけれども、ただ、向こうの場所が場所で、夏場の利用度は多いんですけども、時期的に開くのか、あるいは今後、冬場は閉めるか、協議については、一応内部検討はしていますけれども、はっきりどうするという方針を出すのは、今後また協議していきたいと。

とりあえず今の状況で売店を設置しても予想としては、そこで売店をなさる方は少ないだろうと、とりあえず時期を限定して、夏場に限定すればどうにか対応できるかなと、これは後で観光関連、あるいは関係団体とも相談して、明確に決定していきたいと考えております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 21番 上里総功さん

8ページのバーデハウス久米島整備事業ということで補正が載っているんですが、この

バーデハウス久米島について聞きたいんですが、これは、確か観光団の15万人入域者数を見越して計画されているかと思うんですが、現在の経済情勢、それと観光入域者数、それから考えた場合に、はたして、将来的に持つのかどうか。そのところの認識を行政がどの程度持っているのか。それと、宜野座村に漢那タラソ沖縄というのがもう完成しております。あそこは海水を利用した施設なんですけど、来年1月から営業開始するということをお願いしております。その宜野座村の施設を視察してきたのかどうか。あそこの計画はどのようになっているのか。比較検討したのかどうか。そのところもひっくるめてお願いしたいと思います。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

今、進めておりますバーデハウス久米島については、町民の健康増進、そして交流の場の施設、それとおっしゃるように観光客の誘致にそれを活用するというところでやっております。それで、観光客だけのものを収入として頼りにしているということではなくて、今現在、実際に運営計画の段階においても、実際に今、現状としてのものであったら観光客の利用者は1万1千人くらいではないかなと。それをもっともっとピーアールをしてもっと増やそうということで、計画を立てているところです。

それから宜野座村のタラソセンターにつきましては、先週視察に行ってきました。そこについても同じような島田懇談会事業で進められていて、24億円の予算規模で、施設規模についてもいろいろなものが整っていて素晴らしい施設でありました。運営状況につきましては、その運営管理会社が設立されておりますが、その資本金とか、そういうものについてもまだ確定されていないような状況で、それに四苦八苦しているという状況で、オープンについては2月頃を供用目途に進められております。

利用料金につきましては、観光客を対象にというような考えがありまして、運営計画では施設内容も違ってきますので、3千500円くらいのもので計画をしていて、町民については、町民も同じ料金ということで話がありましたが、町民の健康増進とか、そういうものの兼ね合いで、利用料については、設定されていくと思います。

○ 21番 上里総功さん

宜野座村のことも話されていたんですが、現在、あそこでも第三セクターに移すという方針がなされていないわけなんですよ。あそこも確か14万人から15万人の年間の入域者数を対象に造った施設であります。それからすると、はたして久米島でそれを造って、黒字経営、第三セクターに持って行って黒字経営ができるかどうか、非常に疑問なわけなんです。そのところを本当に皆さん方、行政として考えているのか。絶対に黒字になりますということが言えるんだったらそれは別に問題ないんですが、今まで、日本全国あちこちでバブルの後箱物を造ったところは、全部ほとんど潰れているわけなんですよ。それにも係わらずこれを進めるということは、非常に冒険ではないかと思うんですが、そのところはどうか。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

国の補助金で造る施設で、べらぼうに黒字を出すということのものではありません。それで、町民の健康増進も兼ねるということになっておりますので、できる限り収支がある程度合うように、できるように進めていこうということで、今、施設は行政で造りますが、その運営面については、より民間の経営ノウハウを入れて、株式会社ということで、さらに民間を入れた形でのより町の負担が少なくなるような形のもので、今、取り組んでいるところです。

○ 21番 上里総功さん

今まで久米島でもいろいろ箱物を造ってきましたよね。それで実際に営業して行って、観光入域者が来ないともう、どうしようもない状態であるわけなんです。そういう面を判断して、造るのは補助事業でこれは簡単だと思いますよ。問題は維持管理ですよ。そこをどうするか。そこを本当に真剣に考えているかということをお前は言いたいわけなんです。

○ 町長 高里久三さん

われわれも真剣に考えています。しかし、島の発展のためにはそういう施設はぜひ必要であると、観光を目指すためには。赤字の予想があるから作らないというわけには、島の発展はないと思うんですよ。だから赤字をいかに少なくするか、町民の健康の増進、それから観光入域を増やすためにはそういう施設がないと観光客も呼び出せないというようなことでやらないといけないので、赤字が出そうだからやらないというわけにはいかないと思います。

だから、今おっしゃるように、一番の問題は、運営が一番肝心だと思いますけれども、できるだけ赤字のないように補填をすると、それから、これによる島の経済効果というのでもまた考えられますので、そういう面から考えて、これは必要であると。しかも海洋深層水というどこにもない施設を利用して、海洋深層水を利用してやる施設でありますので、観光入域についても貢献できるのではないかなど。さっきも言いましたけれども、町民の健康を維持するという面から必要だということをつくってあります。

○ 24番 山城宗太郎さん

12ページと13ページにまたがりますけれども、国庫負担金、それと県負担金で保育所運営費で両方合わせて2千800万円ほどの減になっておりますけど、その理由を説明をお願いします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

ただいまの件につきましてお答えいたします。保育所の場合には入所児童の年齢によって保育単価というのが異なってきます。そういうことで、去る4月1日付けで久米島保育所、それから中央保育所が合併統合して児童の定員が増えてきたわけですが、60名定員、それから120名、90名というふうに単価がみんな異なるわけなんです。そういうことで14年の3月時点で補助金の申請はしたものの、児童の入所定員によって保育単価が異なってくる

という国からの指摘を受けまして、今回の補正減と、国庫、県の補正減ということになっておりますが、本来でしたら、1月の時点で変更申請、再度、いわゆる状況を見直して、過去9カ月の実績に基づいて3カ月の予測を立てて、1月の時点で国庫、県の予測を立てていくべきですが、若干早くはございましたが指摘を受けた関係で今回補正減というふう
に案に計上してございます。

○ 24番 山城宗太郎さん

ということは、過大見積という形になるわけですか。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答えいたします。結果としてそういう結果になりうる可能性があるということですが、ただ、今さっきも申し上げましたように、本来でしたら1月の時点で4月以降の実績を踏まえた上でもっと厳密な数字をあげて、最終あたりでこの国庫、県の実態を提示すべきではなかったかなと、今、思えるところですが、場合によっては、見込みの立て方の間違いということも含めて考えられます。

○ 16番 平田勉さん

関連して、僕もこれは大変気になっているんですが、今の説明、僕は自分なりにこれは理解している部分では納得いかないんですが、負担金の減った分は歳出では一般財源で増えているんです。保育所の基準なんかというのは関係ないのかなという気がするんですが、歳出では22ページですか、保育所運営費2千640万円増えているんですね。22ページの一番下の覧。一般財源で2千640万7千円。国庫負担金で増えた分を一般財源で負担しなければいけないという理解を僕はしているんですけども、ただ、先ほどの説明で3月の段階という話がありましたね。これは統廃合を前提にして、4月1日から統廃合した保育所の規模での運営費という当初予算を計上したのではないかなという気がするわけです。その時点で工期が遅れたために統廃合ができなかったということは、統廃合する前の国庫負担金はそういう算出になる。そこが原因なのかなと僕は理解をしていたんですけども、今の説明ではそういう話なので、どうもこのへんちょっとおかしいなという気がするんですが、その負担金の減と一般財源の増の分、ここをきっちりしないといけないと思うんですけど、そこらへんもっと説明をお願いします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答えいたします。国庫、県の歳入で減った分を一般持ち出しと、結果としてそうなっているわけなんです。保育所のこの工期、遅れによるものが要因ではないというふうに認識しております。当所から実は、4月1日開所ということで計画はしてきたわけなんですけれども、諸々の都合によりまして開所が、久米島保育所に至っては、二か月遅れたことになっております。ただ、その分の債務欠陥が生じたのも児童の先ほど申し上げました単価の違い等も含めて、諸々の条件が重なって、国庫、県の債務欠陥が、不足していると。

したがって、運営委員については、今、2分の1、4分の1と、国県の補助率はそう設

定されておりますが、実際のところ、それが町の持ち出しは4分の1かといいますと、今現在、どんどん増えてきているような状況にありまして、国の国庫の減った分、これと数字はだいたい似ておりますが、一般持ち出しで対応せざるを得ないと。ただ、先ほど申し上げましたように、1月の時点で最終の変更手続をしてみないと実際の数字は把握できないような状況にあります。

○ 16番 平田勉さん

僕は、そう理解していたものですからなんですけれども、1月段階で開所が遅れるというのは、1月段階で把握できたはずなんです。毎月工程会議とかもやっているはずですから、そのへんを含めて、今の感じでは、解消はどうも間に合わないというのであれば、当然その時点で変更しておかないと、逆にいえば一般持ち出しをすることによって町民に余計な負担をかける、逆にいえば僕は、責任問題だと思いますよ。

なぜ、そういうものが、これは、建設工事等の工期の問題とか、罰則の適正運用というのも、僕はこういう形で跳ね返ってくると思っているんです。このへんは真剣に考えて欲しいなというのをこれまで言ってきたつもりなんですけれども、この一般持ち出しの部分、ここはやはり、諸々の事情という説明だけではどうもすっきりしないので、そこで三役あたりから、なぜそうなったのか、もうちょっと具体的に、みんながわかりやすいように、今後こういうことがないように、そこらへんは、三役あたりからきちんとした回答が、答弁が欲しいんですけれども、よろしくをお願いします。

○ 助役 長井聰さん

ただいまのご質疑でございますが、その歳出基礎が手元にありませんで、たぶんこれは、最初から、その歳出をどういった形で基準に基づいてやったかどうか、それを最初からはじき出しまして、なぜ2千649万7千円の一般財源持ち出しが出たか、計算してみたいと思いますので、後ほどその回答をしたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に。

○ 26番 知念弘さん

18ページをお願いします。町づくり推進費として、区分の報酬費に、説明で野球教室謝礼金等42万5千円載っておりますけれども、これは久米島町合併記念少年野球教室に来る4名の皆様の報酬なのか、これをまず伺いたいと思います。

○ 町づくり推進課長 平田光一さん

当初の予算では、3名のOBの皆さんを招聘して、3名の巨人軍OBを招聘して野球教室を開く予定で進めておりました。といいますと、キャンプに入りましたら現役選手については、日程の都合がつけられないというようなこともあってです。今回、そのキャンプに入る前の今月の23日ということもあって、現役の選手が3名来れるようになっております。その関係上、その報酬費が補正の分に上がったということになっております。

それと、当初3名の予定でしたけど、巨人軍のOBも1人合わせて4名の招聘になっております。

○ 26番 知念弘さん

これは大変いいことでありまして、さらに野球場が予定されています。今も地権者と用地交渉を行っておりますけど、これは単独予算でやるのか、毎年継続してやって、その野球場との絡み合いもあるし、また誘致の件でも、先ほど上里議員がおっしゃいましたように、箱物だけ造って、こういった方面で、誘致の件で行政も言われないような形でもっていくにもいいことではないかと思っておりますけれども、毎年計画しているのか、そのへんを聞きたいと思っております。

○ 町長 高里久三さん

旧具志川村で計画したものでありまして、それを造ったからには、この維持管理もしないといけないし、また、地域に貢献もしないといけないし、そういうことで将来は野球場も造ってプロ野球を誘致しようという、今、構想を持っています。プロ野球を誘致するからには2、3カ年かかるそうです。それで、来年からプロ野球誘致促進委員会みたいなものをつくって、県の観光ビューロー、それから県も巻き込んでやらないと厳しいのではないかなということで、まず、さしあたり、できるものからということで、幸い巨人のOBが非常に積極的に応援していただいて、今回の野球教室になったと。

それと、来月8、9日にまたヤクルトの選手が3名自主トレで来るということになっております。ですから、せっかくドームを造ったんですから、大変厳しいとは思いますが、維持管理には、それを造っただけの効果があるように議会の皆さんにも協力してもらって、町も頑張らないと大変厳しいものだと思っています。そういう意味ではこのドーム、野球場ができてさらに子どもたち、青少年の健全育成、それから、久米島高校の願わくば甲子園に行けるように体制づくり、ひいては、久米島の観光に貢献するという相乗効果があると思いますので、そういう意味で頑張ると。ただ、いまおっしゃるように、毎年やるかということについては、これはケース・バイ・ケースで、そういう、やる方向でやっていきたいと思っています。

○ 14番 宮田勇さん

辺地総合計画の深層水線、事業費は、5千600万円となっておりますが、この補正の深層水線の財産購入費とかいろいろ項目がありますが、予算の額に相違があるんだが、そのへんをちょっと説明を求めたいと思っております。

○ 議長 高良ノブ

一般会計の何ページですか。

○ 14番 宮田勇さん

26ページ。14年度の事業費は5千600万円となっております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午前 12時00分 休憩)

再開します。

(午後 12時01分 再開)

○ 企画財政課長 山城保雄さん

辺地総合計画の中で5千600万円、14年度計画が出ておりますが、これも当初予算で14年度予算の《はいります》。そしてここにある地区道路とかが補正されていますけれども、これは企業用地の中の《事業費》の分になっております。ですから海洋深層水線の分については、今回、公有財産で前回150万円の減は補正で出てきますけれども、予算の額としては辺地総合計画と一致しております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 12時02分 休憩)

再開します。

(午後 12時03分 再開)

他に質疑。

○ 2番 翁長英夫さん

23ページ、衛生費の2目7節の賃金、トータルで544万2千円補正されていますけれども、そして18節の備品購入ですけれども、まず、7節の賃金ですけれども、塵芥収拾員の賃金、そして不法投棄ゴミ撤去作業賃金、そして管理人の賃金が出てきていますけれども、これはいずれにしても補正ですが、これまでやってきている状況と、これから賃金として組んだその理由と、そして備品購入の焼却灰運搬車の購入も上がってきていますけれども、これまで当初予算で車、リース料も出ていると思うんですが、これらの予算との補正との理由をお願いします。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

ただいまの質疑にお答えします。備品、まず、《焼却灰運搬》の備品購入車であります。当初、ペットボトルをストックヤードで迂回しようとして計画してありましたが、旧両村の不燃物処理場が《欠陥処分場》として県から焼却灰をそこには搬入しないようにと文書がきています。そういうことで、どうしても1日焼却灰が3トンほど出ます。これをストックすると、今、計画としては大原の不燃物処理場の方へ袋詰めして、最終処分場の供用開始までそこで保管するということで、そのためにはどうしてもユニック付きの車、あるいは、不法投棄された谷間あたりにいろいろな電気製品等、どうしても手作業でできない、そういう部分、あるいはまた、アルミの搬送とか、それもひっくるめて、一応ユニック付きの搬入車が急遽必要だということで組み替えをしております。

それから賃金等については、これからいろいろ大原のベースガマあたりのゴミを撤去しましたが、まだまだ、それから、仲里不燃物処理場の整備、そこらへんの業務が多々ありまして、今後3カ月間、これを精力的に撤去して片付けようということで、賃金等も計上してございます。

○ 2番 翁長英夫さん

説明はわかりますけれども、この不法投棄、塵芥処理収集員、そして不法投棄作業員、いずれも人夫賃だと思うんですが、現在何名でそれをしているのか。そして管理人は何名なのか、その人数を説明をお願いします。

○ 保健衛生課長 神里勇さん

旧仲里、具志川両不燃物処理場は、管理人は1人ずつです。不法投棄の撤去作業については、その場の現場を見て、人数を増やしたり少なくしたり、そういう計画でやっています。

塵芥収集員につきましては、ゴミ撤去作業の、急遽片付けなくてはいけない部分を収集員の賃金で支出したのがあって、それを補正しなくてはいけないということになっております。

○ 議長 高良ノブ

お諮りします。

昼食をとってやりますか、そのまま続けますか。

それでは、あと1人で終了したいと思いますのですが、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○ 30番 喜久里猛さん

3点ほどあります。まず22ページから、22ページの民生費の方で、介護予防拠点事業採択協議設計委託となっている32万8千円。たぶんこれは、現在進めている宇根、真謝の公民館の事業と同じだと思うんですが、この設計委託につきましては、どこを今回は予定しているのか。例えば現在、兼城の方は公民館を何とか新築しようと、久米島で一番古い公民館ということで、柱もボロボロ、それから天井も落ちてくるという状態でありますので、そのへんのもの、これで利用できるかどうかということです。

それと、ページは、収入と歳出にまたがるんですが、農林水産業補助の方で久米島漁港海岸補助分が国庫支出金が減額になって、当然支出の方も減額になっている、これは事業完了によるものなのか、仮に事業完了とした場合において、鳥島漁港の東側はまだ更地ですね、あまり景観は良くないんですよ。そのへんに利用する手はなかったかどうかお聞きしたいと思います。

3点目、26ページの屋内運動場管理委託費68万円計上されております。先だって屋内運動場の方を見てまいりました。業者の方の努力で既に完成になっているのではないかと私は見ているんですが、素晴らしい人工芝ができております。たまたま、町三役も一緒になりまして確認されたことなんですが、委託につきましては何月からやるのか。来る23日に先ほどの少年野球教室がありますが、この運動場でやることになっておりますが、検査終了、引渡は済んでいるのか。使うことについては、私もどうのこうの言うつもりはありませんが、仮に少年野球教室を開いて、検査に差しかえるようなことがないかどうか。そのへんをお伺いしたいと思います。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

1点目にお答えいたします。介護予防拠点の事業採択協議設計委託ということで予算案計上してございますが、15年度事業計画に向けては、県と協議を進めていく中で協議書持参ということになっているらしいです。そういうことで、今回補正で上げて15年度採択に向けての県との協議の場に臨まなければいけないということで今回の計上になっております。ご承知のとおり、旧仲里地域で宇根、真謝公民館が現在改修中ですが、町の区長会でもお諮りしてございます。できれば15年度は、地域配分ということで旧具志川地域を中心に検討していきたいということで区長会にはお諮りしてございます。今のところ1カ所くらいが要望が上がってきておりまして、あと1カ所、できれば2カ所くらいは実施していきたいなというふうに担当課として考えております。

○ 建設課長 仲村昌保さん

鳥島漁港の工事請負費の4千400万円の減について説明いたします。この事業は第6次海岸事業で採択され、事業計画が平成8年度より14年度までの継続事業であります。当初計画で今回やった終点側の離岸堤は陸側より沖へ直線にして50mの計画でありましたが、風の方向や波の高さ等を再度検討した結果、陸側から沖側に50m延長するより、沖側の方へ平行して30m延長した方が台風等の高波対策になるという過去の計算結果に基づいての計画変更の結果で事業減になっています。

それから、別の所に回せないかということですが、この事業の補助金の趣旨からして、海岸事業でございますので、別の陸側の周辺には、予算項目上変更することができないということでいろいろやってきましたが、県の方との最終調整で、もう最終年度だから年度ぎりぎりですら返したら、また国県が困るということで、今回の補正で減額ということで調整してございます。

それから、26ページの屋内運動場管理委託についてでございますが、これは、この算定の基礎としましては、月17万円の4カ月分を計上してございます。それから検査に支障はないかということなんですが、野球教室の場合は、屋内の面を使うと思いますが、今回の検査の対象は屋内の人工芝の部分でございますので、その他の施設については、検査完了済ということでございますので、野球教室等の検査の支障はそうないと思っています。

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、平成14年度久米島町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第56号、平成14年度久米島町一般会計補正予算（第2号）については可決されました。

休憩します。 (午後 12時15分 休憩)

再開します。 (午後 1時25分 再開)

○ 議長 高良ノブ

平田議員の先ほどの質疑に助役がお答えするそうです。

○ 助役 長井聰さん

先ほど平田議員から保育所の設置の関係で質問をいただきました。その件でございますが、実は、平成14年度の予算編成の時点において1月頃ですが、通常の、これまで従来どおりの300名、5カ所保育所の300名定数で歳入をはじき出したんですが、結果的にその時点では、30名減になるということで当時は進んでおりましたが、300名という定数で県補助金を算出し計上したために、今回、12月補正で減額というかたちになっております。今後は、こういった定数が誤りのないようには是正していきたいと思っております。

<日程第7>

○ 議長 高良ノブ

日程第7、議案第57号、久米島町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第57号、平成14年度久米島町介護保険特別会計補正予算（第2号）、1ページをお開きください。既決予算に歳入歳出それぞれ1千409万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億8千928万5千円としてございます。

歳入につきましては、諸収入における雑入により平成13年度旧具志川村繰越剰余金1千409万円を補正してございます。

歳出におきましては、総務費の総務管理費の旅費32万円、一般会計繰出金に806千円、賦課徴収費において納入通知及び通信運搬費に38万8千円、認定審査会費において旅費12万8千円、認定調査費において賃金及び医師意見書並びに複写機リース料に128万円、基金積立金における積立金396万8千円を補正しております。

以上が平成14年度介護保険特別会計補正予算の概要となっております。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○ 2番 翁長英夫さん

議案第57号については、提案理由の説明にもありましたけれども、内訳の中を見ると、6ページ、具志川村繰越分でありますけれども、諸収入として入ってきているんですけれども、収入によっては、それぞれ予算科目があるにしても、あるいは、その収入科目に区切られないようなことがあって諸収入と補正されたと思うんですが、その理由ですね、どういった、例えばいろいろとありますけれども、雑入の中には、何々の収入でもってこれを諸収入に持ってきたのか、説明をお願いします。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

ただいまの件につきましてお答えいたします。本来でしたら繰越金として扱われるらしいんですが、いわゆる旧具志川、旧仲里両村とも消滅団体ということで、これは、雑入扱いしかできないということになっております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、久米島町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。したがって、議案第57号、久米島町介護保険特別会計補正予算（第2号）については可決されました。

<日程第8>

○ 議長 高良ノブ

日程第8、議案第58号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第58号

久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成14年12月16日提出 久米島町長 高里久三

提案の理由でございますが、町章等を制定するため、町章等制定委員会を設置する必要がありまして今回提言してございます。

久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表をお開きください。

別表の甲の方でございますが、左側は、改正案になっています。現行が右の方に掲げてございます。今回、附属機関の名称といたしまして、久米島町章等制定委員会の附属機関と、そして担任する事務が、町章、町民憲章、町の花、町の木、町の花木、町歌、町音頭及び町の鳥の制定等に関する事。という表の改正になっております。

この条例は公布の日から施行するという事で予定しております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 5番 仲村昌慧さん

議案第58号について質疑いたします。合併してから合併事務等が大変忙しい中で、この町章等は非常に取組が遅れているということで、町おこしプロジェクト委員会でもそういう指摘がありました。今後の取組が、どのようになされているかということでお聞きしたいんですけども、まず、その委員会の委員は何名くらいで構成されるのか。そしてこの委員はいつまでに選任して、今後、どのように取組されて、これがいつ頃までに制定されるかお聞きしたいと思います。

○ 総務課長 大田治雄さん

ただいまご質問のありました件についてお答えしたいと思います。組織としては、委員会は、委員15人以内を予定しております。

構成メンバーとしましては、学識経験者、町議会の議員、町内公共団体の代表、または職員、町教育委員会の委員、町の職員等を予定しております。

任期としましては、1年としております。

いつからスタートするかということですが、予定としましては、今年度中に立ち上げて、任期を1年ということですので、この1年以内に全てが決定されるように進めていきたいと思っております。

○ 5番 仲村昌慧さん

特に時間を要する、町章とか町歌、町音頭につきましては、これはまた全体的、島内島外からの公募もなされると思っておりますので、そうとうの時間を要すると思っております。早めに取り組んでほしいと思っております。

それから、町の花、町の木、町の花木、これまでの両村であったものから選ばれてくるかと思いますが、そういった、早く審議して決めれるものは早めに審議して、早めに進めてほしいな、制定してほしいなということで、要望して終わりたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

<日程第9>

○ 議長 高良ノブ

日程第9、議案第59号、久米島町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第59号

久米島町水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成14年12月16日提出 久米島町長 高里久三

提案理由でございますが、水道法の改正に伴いまして関連する規定の整備が必要ということでございます。

久米島町の水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますが、まずはじめに、前段方は目次の改正でございます。省略させていただきます。

次、(町の責務)でございます。これは添付してございます条例新旧対照表をご覧ください。5章の次に6章として「貯水槽水道」という章を設けてございます。そして町の責務第40条ということで追加改正してございます。

次に、(設置者の責務)ということで、41条、これも追加となっております。

40条でございますが、管理者は、貯水槽水道(法律第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2項、管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。」

次に(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち、簡易専用水道(法律第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項においても同じ。)の設置者は、法第34条の2の規定により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2項、簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理については、設置者が行う。設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

附則、この条例は、平成15年3月31日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 27番 平田清勇さん

この条例で、貯水槽水道、これはどういったものであるか、この説明をお願いします。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまのご質疑にお答えします。この貯水槽水道と申しますのは、町からの水道水だけを受水して、それを一端タンクに貯水しまして、それを利用していく水道のことを貯水槽というかたちでとらえております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 30番 喜久里猛さん

今の他の議員の質問なんですが、ちょっと意味がよくわからないんですが、もう一度掻い摘まんで説明願いたいと思います。

それに付け加えて、簡易専用水道という条文が新しく出てきているわけですが、われわれは今まで皆さんの説明の中で、簡易水道は水道法上を認めないという解釈の元でやってきました。したがって各字、各個人がやっている簡易水道については、これは、町の責任外だという解釈でやってきたんですが、この簡易専用水道というのは、これは町が管理するものなんですか。また、町がもし管理するとなりますと、今後、簡易専用水道は、町がやるという可能性にもつながるわけですが、そのへんの説明を願いたいと思います。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまのご説明にお答えします。これは水道には上水道事業、そして簡易水道事業と、今、ご指摘の簡易専用水道と申しますのは、これは従来、比屋定地区でやっておりました簡易水道とは違いまして、タンクの入水槽と言いますけれども、タンクの容量が10トン以上のタンクを有する水道を簡易専用水道というふうに呼んでおりまして、自家用の水道以外の水を利用する、これについては適用されません。水道で申します簡易専用水道と申しますのは、あくまでも水道事業からの水を受けて、10トン以上のタンクを有する設置者といえますか、これの管理を十分行っているようにということであります。

○ 24番 山城宗太郎さん

今の貯水槽水道というのは、今、各家庭でもタンクを使ってやっておりますよね、町の水道を使って。それを指すのか、この貯水槽水道というのは。

○ 水道課長 吉元幸信さん

ただいまのご質問ですけれども、一般家庭の10トン以下の貯水槽に関しましては、呼称が、名前が小規模貯水槽ということで、また別のとらえ方でやっております。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、久米島町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、久米島町水道事業給水条例の一部を改正する条例については可決されました。

<日程第10>

○ 議長 高良ノブ

日程第10、議案第60号、久米島町有償バス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第60号

久米島町有償バス条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成14年12月16日提出 久米島町長 高里久三

提案の理由でございますが、障害者のバス使用料を減免する必要がございまして、今回提案してございます。

久米島町有償バス条例の一部を改正する条例でございますが、添付してございます条例新旧対照表をご覧ください。まず、第5条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を、同項第4号とし、第2号の次に3号「精神保健及び精神障害者福祉に関する附下津（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、減額する。」ということで改正してございます。

附則でございますが、この条例は平成15年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 5番 仲村昌慧さん

議案第60号について質疑いたします。これは、9月議会に一般質問に取り上げたものの回答を12月議会にて条例改正するということでの提案であります。2枚目に現行と改正案についての(4)、前3号に掲げる者が社会復帰のために施設に通う場合、その区間は使用料免除となっておりますが、現行では、第2号知的障害者の場合は、この施設に通う場合の免除とありましたが、施設は、知的障害者の場合の社会復帰の施設はなかったと思っております。それでこの訂正で精神障害者の施設に通う場合に免除するとなっておりますと思っておりますが、将来的に知的障害者、身体障害者が社会復帰のための施設ができた場合に、そこに通うときにまたこの条例が、1号、2号がまた条例改正されるということになるのか、今、現在で1号、2号もそこに条例改正、今の時期に入れた方がいいのではないかと、どうか、この点について伺います。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。その件に関しましては、その施設ができてからの方がいいのではないかと、思います。

○ 5番 仲村昌慧さん

次に、もう1点ございましたが、障害手帳保持者に対してバス使用料を免除することができないかということで質問しました。この件については、答弁として、「関係する課、それからバス乗務員も含め話し合いをしているところであり、運用上のシミュレーションを行いながら、12月定例会までに回答を出したいと考えております」と。それから検討したか、そしてまたシミュレーションを行ったかどうか。この回答を12月定例会に回答する

ということになっておりますが、その回答をお願いしたいと思います。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えいたします。実際に今、この施設に通う方々が利用しているというのは少ないわけです。そういう意味からして、全て無料にする必要があるかどうかという部分と、身障者がけっこう多いわけです。身障者に関しましてはいろいろなランクがありまして、健常者と変わらない方々も実際にいるわけですよ。そういう障害者全て含めてやるとどうなのかなという部分と、今、うちの有償バスは赤字経営しているわけです。そうでありながらこういう形の中では無償になるという部分とか、いろいろ検討したんですけども、今後の知的精神に関しては、ある程度優遇してもいいのではないかなという部分と、身障に関しては、どのへんから線引きをして無償にしていくかという部分を再度検討してから答えを出したいというふうに思います。

○ 5番 仲村昌慧さん

今、知的障害者に対しては優遇、知的障害者は、全て使用料は無料にするということで解釈してよろしいですか。

○ 商工観光課長 盛本實さん

それも含めて検討していきます。いずれちゃんと答えは出します。

○ 議長 高良ノブ

ただいまの仲村昌慧議員の本件に関する質疑は既に3回になりました。会議規則55条但し書きの規定によって特に発言を許します。

○ 5番 仲村昌慧さん

これは9月議会で12月に答弁する、回答を出すということで、今検討するというのではないと思いますよ。そういったことがシミュレーションなされたか、検討したかということ質問して、ちゃんとした回答をするように責任もって回答していただきたいということでもあります。

○ 商工観光課長 盛本實さん

先ほど申しましたように、町が運営している中で非常に赤字の部分があるわけですよ。この件に関しては、県の方ともいろいろ調整したんですよ。別の地域でも全て無償という箇所はないという中で、これは皆さんの範疇の話でしょうということにはなったんですけども、われわれとしても別の地域、他地域等を見ながらいろいろ検討はしました。もうしばらく、今後そのバスの運営に関しても、まだ他地域に関してまだまだそういう事例があるかどうかを調査しながら対処していきたいというふうに思います。

○ 議長 高良ノブ

他に。

○ 15番 山城節さん

趣旨については賛成であります。この条文がちょっと気になったものですから。知的障

害者、精神障害者とありますが、これは差別用語にはつながりませんか。知的障害者と精神障害者のその差を説明してください。

○ 福祉課長 山里昌輝さん

お答えいたします。知的障害または精神障害、これは決して差別用語ではございません。公的に認められた用語でございます。

それから精神障害と申しますと、何らかのいろいろ関わりの中で精神的に、成長してから、もしくは思春期の頃から神経を患う精神的な障害でして、これは完治とはいかなくてもある程度健常者同様に回復する可能性も状況によってはあり得るとというのが精神障害でして、知的障害というのは、元々生まれて持った障害といいますか、具体的には説明できないんですが、そういった類のものでございます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、久米島町有償バス条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第60号、久米島町有償バス条例の一部を改正する条例については可決されました。

<日程第11>

○ 議長 高良ノブ

日程第11、議案第61号、久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第61号

久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成14年12月16日提出 久米島町長 高里久三

提案の理由でございますが、健康保険法の改正に伴いまして関連規定を整備する必要があるのでございます。

改正内容につきましては、住民課長がご説明申し上げます。

○ 住民課長 大城行男さん

ただいま助役から国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明がございましたが、一部改正の主な概要について説明いたしたいと思っております。

3枚目にあります新旧対照表をご覧くださいと思います。まず、国民健康保険税の所得割額の算定方法の見直しによるものでございますが、地方税法734条の4、附則第35条の5及び第36条になっておりますが、町条例では3条、それから附則第4項、附則第5項が関連いたしますけれども、1点目に第3条関係の給与所得控除を廃止するという点についてでございますけれども、基礎控除33万円に特別控除が2万円ありまして、35万円、今まで特別控除がございました。その中の2万円の特別控除が廃止されるということになります。

そして2番目に青色申告事業専従給与者及び事業専従者控除を適用するという点に、所得税法では、第734条の第7項に関連いたしますけれども、当該事業を行う個人の配偶者である専業事業専従者86万円、それから配偶者以外の者で事業専従者が50万円、今まで所得税では控除が適用されておりましたけれども、国保税では適用されていませんでしたけれども、今回は、改正で適用するという点になります。

そして3番目に附則第4項関係になりますけど、公的年金控除を廃止する。65歳以上の者の基礎控除33万円に特別控除額が17万円、合計いたしまして50万円の控除がございましたけれども、今回の改正で特別控除分の17万円を廃止するという、適用外になるということになります。そして、4番目に長期譲渡所得の特別控除を適用すると。地方税法では附則の36条になりますけど、町条例の附則第5項並びに6項から10項まで関連いたしますけど、通常の場合の特別控除額の場合100万円、それから土地収用等による資産を譲渡した場合の5千万円、それから住宅居住財産を譲渡した場合におきましては3千万円、特定土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合には2千万円、それから農地住宅造成事業のために土地等を譲渡した場合は1千500万円、それから農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合は800万円と、今まで、所得税では控除の適用になっておりましたけれども、国民健康保険税の所得割の算定が今まで適用されておませんでした。今回の改正でこの長期所得譲渡の特別控除も適用になるということでございます。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

議案第61号、今回、この税条例が改正されることによって久米島町の住民の負担、町の財政にはどのような影響が出ますか、お伺いします。

○ 住民課長 大城行男さん

ただいまの質問にお答えしたいと思います。旧所得条例の廃止につきましては、2万円の特別控除が無くなります。そして公的年金の特別控除の場合においては、65歳以上の方たちの特別控除が17万円の控除になりますので、給与所得、それから公的年金につきましての所得割の分が若干税金が所得割分として少々負担が高くなると思います。そして反対に青色申告並びに事業専従者控除に今度適用なります配偶者が86万円、それから配偶者以外の方たちが50万円新しく控除になります。それと長期譲渡所得者の特別控除を適用する、先ほど説明いたしました5千万円、それから3千万円、2千万円、1千500万円、800万円の控除対象になりますから、若干負担が低くなると思います。全体的には、手元に資料がございませんのでお答えできないんですが。

○ 13番 山城和満さん

今の説明で議長、理解できたら、もう1回わかりやすく解説してもらえませんか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 2時10分 休憩)

再開します。 (午後 2時20分 再開)

山城議員、よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第61号、久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 2時21分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号3番） 田里市郎

署名議員（議席番号4番） 島袋完英

平成 1 4 年 (2 0 0 2 年)

第 9 回 久米島町議会定例会

3 日 目

1 2 月 1 8 日

平成14年 第9回久米島町議会定例会

会議録 第3号

招集年月日	平成14年12月18日 (水曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	12月18日 午前10時00分	議長 高良ノブ	
	閉会	12月18日 午前11時18分	議長 高良ノブ	
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招) 欠席議員	31番	崎村 稔	番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	5番	仲村 昌慧	6番	國吉 武
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	内間 久栄	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育長	喜久里幸雄
助役	長井聰	教育総務課長	太田喜功
収入役	松元徹	生涯学習課長	山城英明
出納室長	伊良皆真秀	住民課長	大城行男
総務課長	大田治雄	税務課長	比嘉・
建設課長	仲村昌保	福祉課長	山里昌輝
企画財政課長	山城保雄	保健衛生課長	神里勇
町づくり推進課長	平田光一	水道課長	吉元幸信
商工観光課長	盛本實	空港課長	内間邦夫
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一	消防次長	仲村渠一男

平成14年 第9回久米島町議会定例会

議事日程 [第3号]
平成14年12月18日(水)
午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2	認定第1号	平成13年度仲里村一般会計歳入歳出決算認定について	認定
第3	認定第2号	平成13年度仲里村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第4	認定第3号	平成13年度仲里村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第5	認定第4号	平成13年度仲里村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第6	認定第5号	平成13年度仲里村下水道特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第7	認定第6号	平成13年度仲里村水道事業会計決算認定について	認定
第8	認定第7号	平成13年度具志川村一般会計歳入歳出決算認定について	認定
第9	認定第8号	平成13年度具志川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第10	認定第9号	平成13年度具志川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第11	認定第10号	平成13年度具志川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第12	認定第11号	平成13年度具志川村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第13	認定第12号	平成13年度具志川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第14	認定第13号	平成13年度具志川村水道事業会計歳入歳出決算認定について	認定
第15	認定第14号	平成13年度久米島消防組合一般会計歳入歳出決算認定について	認定
第16	認定第15号	平成13年度久米島総合施設組合一般会計歳入歳出決算認定について	認定
第17	議案第62号	久米島町の議会の定数を定める条例	即決
第18	発議第12号	久米島町議会会議規則の一部を改正する規則について	即決

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。本日の会議を開きます。

崎村稔議員より欠席届が出ております。

＜日程第 1＞

○ 議長 高良ノブ

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって 5 番仲村昌慧さん、6 番國吉武さんを指名します。

＜日程第 2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16＞

○ 議長 高良ノブ

日程第 2、認定第 1 号、平成13年度仲里村一般会計歳入歳出決算認定について。日程第 3、認定第 2 号、平成13年度仲里村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。日程第 4、認定第 3 号、平成13年度仲里村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。日程第 5、認定第 4 号、平成13年度仲里村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。日程第 6、認定第 5 号、平成13年度仲里村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。日程第 7、認定第 6 号、平成13年度仲里村水道事業会計決算認定について。日程第 8、認定第 7 号、平成13年度具志川村一般会計歳入歳出決算認定について。日程第 9、認定第 8 号、平成13年度具志川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。日程第10、認定第 9 号、平成13年度具志川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。日程第11、認定第10号、平成13年度具志川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。日程第12、認定第11号、平成13年度具志川村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。日程第13、認定第12号、平成13年度具志川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。日程第14、認定第13号、平成13年度具志川村水道事業会計歳入歳出決算認定について。日程第15、認定第14号、平成13年度久米島消防組合一般会計歳入歳出決算認定について。日程第16、認定第15号、平成13年度久米島総合施設組合一般会計歳入歳出決算認定について。以上、15件について一括議題とします。

ただいま申し上げました認定第 1 号から15号までについては、旧仲里村、具志川村が平成14年 4 月 1 日に合併したことにより、仲里村、具志川村、久米島消防組合、久米島総合施設組合等が消滅し、両村長、一部事務組合管理者の失職により責任者不在の特異な状況となっており、本義会は、このような実情に鑑み旧両村の平成13年度に関する決算認定については、決算特別委員会への付託ではなく、議員全体による協議会の会議で去る12月11日及び12日の両日にわたり質疑等を行い、審議を十分行っており、ご理解いただけたものと思います。

お諮りします。

本日の会議では、質疑を省略したいと思いますが。ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、認定第1号から15号については、質疑を省略したいと思います。

認定第1号について、これより討論を行いたいと思います。

休憩します。 (午前 10時05分 休憩)

再開します。 (午前 10時15分 再開)

以上、15件について一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

平成13年度の旧仲里村、旧具志川村の一般会計及び一部事務組合決算概要について説明いたします。

平成13年度決算につきましては、本年4月1日に配置分合による合併に伴い、久米島町が発足したことから、既にご承知のとおり地方自治法施行令により消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日をもってうち切ることとされており、平成13年度決算については、3月31日をもって打ち切り決算としました。したがって歳入歳出とも収入済、支払済のもののみを計上して決算を行いましたところ、この際における未収、未払い、さらには、従来の繰越事業については、久米島町の暫定予算へ計上したところでございます。

こうしたことから特定財源の国、県、地方債さらには、村税等については3月末日で受入できなかった部分も相当額にのぼっており、平成13年度決算においては、大半の会計が赤字決算となっています。平成13年度を振り返ってみますと、少子高齢化が加速する中、産業の空洞化や財政危機等が進行するなど、長引く景気の低迷による経済不況はますます深刻化を増し、国においては、緊急経済対策を打ち出すなど、賢明な取組がなされてまいりました。こうした厳しい社会情勢にあつて、平成13年度は、両村及び一部事務組合において複雑多様化する住民のニーズの対応と、両村の合併を見据えつつ新しい時代に向けた町づくりの推進のため、各班にわたり積極的に事業展開がなされてまいったところでございます。

結果、新町建設に向け着実にその基盤づくりが進展しましたことは誠に喜ばしいかぎりであり、とりわけ、合併の実現に並々ならぬご努力をいただいてまいりました議会議員各位をはじめ、住民皆様のご支援、ご協力に対しまして心から感謝を申し上げる次第であります。

特に冒頭申し上げましたように、厳しい社会情勢と将来における見通しが不透明な時代でありますだけに、限られた財源を適正かつ有効に活用することはもちろんのこと、住民皆様の幸せを願い、村政の執行に誠意努力なされてきたところでございます。

ただいまから、平成13年度の両村及び一部事務組合の執行方針等に沿って執行した事業

の概要を認定番号順に申し上げますが、事業内容については両村共通する部分がありますので、重複する部分等につきましては可能な限り省略させていただきますのでご理解賜りますようお願いいたします。

認定第1号、平成13年度仲里村一般会計歳入歳出決算認定について、1号から15号、認定第15号、平成13年度久米島総合施設組合一般会計歳入歳出決算認定については、助役に説明させますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 助役 長井聰さん

では、認定第1号から認定第15号まで一括してご説明申し上げます。

認定第1号、平成13年度仲里村一般会計歳入歳出の決算についてご説明申し上げます。

平成13年度の仲里村一般会計の歳入総額は34億4千588万6千円で、前年度に比較いたしまして29.8%の減となっております。具志川村・仲里村の合併により出納閉鎖を14年3月31日としたため、従来の出納整理期間に収入される特定財源が新町予算の暫定期間に収納されたので大幅な歳入不足が生じております。

主な内訳といたしましては、地方税2億8千534万6千円、前年度に比較いたしましてマイナス10.3%、地方交付税19億423万4千円で、前年度比2.6%のマイナスとなっております。国庫支出金2億8千434万4千円、前年度比マイナス69.6%、地方債8千640万円、前年度比マイナス68.5%となっております。自主財源が乏しい中、さらに依存財源が4月から5月の期間に収納となったため、赤字の要因となっております。

歳出総額は41億5千364万1千円で、前年度比マイナス9.5%で、その性質別の内訳は歳入と同様に合併に伴い補助事業等の支払いが新町へ引き継がれたためでございます。投資的経費が13億1千516万4千円、前年度比マイナスの29.8%、維持補修費1千464万5千円、前年度比マイナスの38.9%となり、減額要因となっております。

前年度と比較して伸びた経費は、人件費において9億627万6千円、前年度比4.5%の増となっておりますが、これは退職手当負担金や扶養手当制度の改正による増によるものでございます。

補助費6億273万2千円、前年度に比べまして4.5%の増となっております。これはダイオキシン対策事業に伴う一部事務組合負担金の増によるものです。また、経常収支比率93.7%、公債比率11.5%となっております。地方債の元利償還金は4億273万6千円で、平成13年度地方債の現在高は31億5千636万8千円でございます。

具志川村・仲里村の合併により打ちきり決算としたため、従来の出納整理期間に収入される特定財源が新町予算の暫定期間に収納されたので経常収支比率が例年より高くなっているのが今年の決算の特徴でございます。

以上が平成13年度仲里村一般会計歳入歳出の決算概要でございます。

次に、認定第2号、平成13年度仲里村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

平成13年度仲里村の国民健康保険特別会計の決算は、出納整理期間無しによる打ちきり決算のため、歳入総額において4億1千880万6千円、歳出総額は4億7千747万9千円で、マイナス5千867万3千円の赤字決算となっております。

歳入の主な概要を申し上げます。国庫支出金2億1千317万8千円、構成比といたしましては50.9%でございます。国民健康保険税8千802万3千円、構成比21%でございます。他会計繰入金5千645万4千円、構成比といたしまして13.5%の順となっております。歳入総額の対前年度は、マイナス2億290万3千円、率にいたしまして32.6%の減であります。主な要因といたしましては国庫補助金、国民健康保険税の収納が4月から5月に集中するため出納整理期間がない平成13年度においては、特定財源が保険税の収納ができなかったためであります。

なお、国庫補助金1億2千850万9千円、国民健康保険税2千663万7千円が新町へ承継された決算となっております。

歳出では、保険給付3億271万3千円、構成比といたしまして63.4%、老人保健拠出金1億1千405万9千円、構成比といたしまして23.9%、介護納付金2億7千739万9千円、構成比5.7%の順となっており、対前年度比マイナス9千205万3千円、16.2%の減となっております。主な要因といたしましては保険給付費5千131万4千円が新町へ承継されたことによるものでございます。

以上が平成13年度仲里村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の主な概要でございます。

次に、認定第3号、平成13年度仲里村老人保健特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

平成13年度仲里村老人保健特別会計における決算は、歳入総額6億1千305万4千円、歳出総額6億2千593万5千円で、1千288万1千円の赤字決算となっております。

歳入の主な決算概要を申し上げます。支払基金交付金4億1千178万6千円、構成比といたしまして67.2%、国庫支出金1億3千543万8千円、構成比といたしまして22.1%、県支出金3千308万5千円、構成比といたしまして5.4%、一般会計繰入金3千214万7千円、構成比5.2%、第三者行為による雑入59万7千円、構成比といたしましては0.1%の順となっております。なお、支払基金交付金3千708万3千円が新町へ承継された決算となっております。

歳出では、医療諸費6億626万7千円、構成比といたしまして96.9%、繰上充用金1千966万7千円、構成比3.1%となっております。なお、医療費給付費の国保の平成13年度末精算による不足分2千531万9千円、社会保険の平成14年2月精算分557万4千円が新町へ承継された予算となっております。

以上が平成14年度仲里村老人保健特別会計歳入歳出決算の主な概要となっております。

次に認定第4号、平成13年度仲里村介護保険特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

平成13年度決算は、歳入額3億749万7千円で、その内訳は、65歳以上の第1号被保険者

保険料4千330万円のうち保険料軽減等のため円滑導入期基金繰入金を含みます。支払基金交付金8千362万円、国・県・村負担金1億7千484万円、繰越金574万円であります。

また、歳出額は3億770万8千円で、その内訳は総務費2千929万円、保険給付費2億6千54万円、財政安定基金拠出金773万円、基金積立金1千15万円であります。

歳入歳出差引額は21万1千円の赤字となっております。

なお、今回の決算において、3月末に出納を閉鎖しておりますので、4月以降の平成13年度介護保険給付費実績分歳入、支払基金760万円、国庫支出金1千366万円、また歳出において保険給付費2千434万円が取扱として平成14年度決算となります。

以上が平成13年度仲里村介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

認定第5号、平成13年度仲里村下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。

平成13年度仲里村下水道事業特別会計決算は、3月末での打ち切り決算により、下水道料金平成13年度123件、額にいたしまして52万5千円、平成8年度から平成12年度まで998件、369万1千円、下水道工事費に係る国庫補助金4千500万円、地方債4千250万円が暫定予算へ承継され収納できなかつたため下水道事業特別会計が1千40万9千円の赤字決算となっております。

おお、仲里村では平成2年度下水道事業に着手し事業認可が平成14年までの事業でしたが、平成13年度でイーフ処理地区は完了いたしております。

また、下水道接続件数は3月31日現在、接続可能世帯数が605世帯、接続世帯数が298件接続率となっております。接続率としまして49.3%となっております。

以上が平成13年度仲里村下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要となっております。

次に認定第6号、平成13年度仲里村水道事業の決算概要についてご説明申し上げます。

仲里村水道事業会計は、給水件数2,051件、給水人口5,050人に対して供給を行っております。給水件数は前年度に比べて17,876立方メートルの減少となっております。

営業状況に関しましては、水道事業収益は1億3千723万1千円で、前年度収益に対し1千448万5千円の減となっております。

水道事業費用は1億3千746万4千円で、前年度に比べ1千530万6千円の減となっており、職員の減による人件費の減が主な要因でございます。

損益計算につきましては、収益的収入1億3千318万1千円に対し、収益的支出は1億3千746万4千円で、差引428万3千円の当年度純損失を計上しております。当年度純損失は、特別損失の増が主な要因であります。

当該年度欠損金に前年度繰越欠損金5千758万2千円を加え6千186万5千円は当該年度未処理欠損金として次年度へ繰越となっております。

以上が平成13年度仲里村水道事業会計の決算概要となっております。

次に、認定第7号、平成13年度具志川村一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

平成13年度具志川村一般会計歳入歳出決の算額は、出納整理期間無し of 打ち切り決算のため、歳入32億4千487万円、一方歳出は41億3千338万4千円で、マイナスの8億8千851万4千円の赤字決算となっております。

それでは歳入を順にご説明いたします。

対前年度5億3千397万8千円、マイナスの14.1%であります。要因としましては、公共工事の完了が年度末になるため国庫補助金・地方債等の収納が4月から5月下旬に集中するため、出納整理期間が無い13年度においては、特定財源が収納できなかったものや事業繰越として14年度へ引き継がれた事業があったためであります。国庫補助事業といたしまして大原公営住宅建設事業、大岳小学校体育館建設事業、中央保育所建設事業の新規事業、また、継続事業といたしまして鳥島漁港海岸保全事業、仲泊8号線整備事業、ミーフガー線整備事業、総合運動公園整備事業、具志川城跡復元工事を実施しております。

なお、国庫補助金といたしまして約8億6千900万円が新町へ承継された予算となっております。

県補助事業では、廃車輸送事業、農業生産資材廃棄物処理体制確立事業、情報通信技術講習推進事業の新規事業を実施、継続事業といたしましては基盤整備促進事業、集落地域整備事業、鳥島漁港局部改良事業を行っております。

県補助金といたしまして、約2億7千500万円が新町へ継承された予算となっております。

地方債につきましては、繰越事業に係る完成借入によるもの及び現年度許可債では、現在補てん債、臨時財政対策債の他、約8億5千370万円が新町へ引き継がれております。

新町へ承継された具志川村歳入合計は約20億700万円として、久米島町暫定予算へ計上されております。

歳出につきましては、対前年度3億7千479万3千円、10%の増と、歳入とは逆に増額となっております。要因としましては、投資的経費において繰越事業でありました屋内運動場建設事業4億2千369万円の繰越分、地域イントラネット基盤整備事業4千221万円及びふるさと水と土ふれあい事業5千46万8千円の完成によるものとなっております。

性質別にみますと、人件費において2千937万1千円の増額となっておりますが、退職者の特別負担金による増、扶助費では乳幼児医療費の伸びにより、助成額が増えたため356万4千円の増、災害復旧事業費では台風16号の被害により公共土木災害復旧1千327万5千円、農林施設災害復旧事業2千524万1千円の増、補助費等で総合施設組合において事業を行ったダイオキシン対策事業の村負担分として3千396万2千円の増となっております。

以上が歳出の主な内容となっておりますが、新町へ承継された歳出予算として約13億8千400万円が久米島町暫定予算へ計上されております。

以上が平成13年度具志川村一般会計歳入歳出決算の主な概要となっております。

次に、認定第8号、平成13年度具志川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要のご説明を申し上げます。

平成13年度具志川村国民健康保険特別会計の決算でございますが、本会計の予算総額は、3億9千378万7千円、歳入の調定額は3億9千529万1千円で、これに対し収入額2億6千910万8千円となっております。

歳入の主な概要といたしましては、国民健康保険税1億1千745万5千円に対し収入額7千918万円で、収納率67.4%となっております。歳入総額の収入未済額は、1億2千618万3千円で、国民健康保険税で1千300万円、国庫支出金7千20万5千円、医療給付交付金306万6千円、連合会出資預託金の雑入754万2千円は新町へ承継された予算となっております。

歳出の支出額は3億5千231万8千円で、主な内訳でございますが、保険給付費1億9千32万4千円、老人保健拠出金1億1千837万2千円、介護保険給付金2千415万6千円となっておりますが、出納整理期間無しの打ち切り決算のため8千320万8千円は赤字決算として新町へ引き継がれております。

以上が平成13年度国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の概要でございます。

続きまして、認定第9号、平成13年度具志川村老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成13年度具志川村老人保健特別会計歳入歳出決算は、予算総額4億7千904万8千円に対し歳入の調定額は4億4千760万3千円で、これに対して収入額は4億4千518万5千円となっております。

歳入の主な内訳といたしましては、支払基金交付金が3億813万4千円、国庫負担金9千356万円、県負担金2千119万円、一般会計繰越金1千8万9千円、繰越金931万4千円、雑入289万8千円となっております。雑入の内訳は、国庫負担金と審査支払手数料の12年度清算分となっております。歳入未済額の県支出金241万8千円は暫定予算へ計上しております。

歳出の支出額は4億7千575万6千円で、医療給付費4億6千143万8千円、医療費支給費669万4千円、償還金629万8千円であります。

歳出状況におきましては9割以上を扶助費で占めております。

毎年決算において支払基金の額が決定した時点で一般会計への繰り戻しを行ってまいりましたが、この状況では非常に厳しい状況となっております。

医療費の伸びにつきましては、老人保健事業等の強化並びに国保会計との連携を密にし、改善に向けて努力したいと存じます。なお、打ち切り決算のため、3千57万1千円は赤字決算として新町へ承継されております。

以上が平成13年度具志川村老人保健特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

続きまして認定第10号、平成13年度具志川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

平成13年度具志川村農業集落排水事業の歳入は、一般会計繰入金748万9千円と、繰越金98万9千円となっております。

なお、歳入予定の国庫支出金6千174万4千円、地方債520万円につきましては、事業の完

了が4月から5月になるため、出納整理期間無しによる打ち切り決算によりまして久米島町暫定予算へ計上されております。

歳出におきましては、工事費の4千568万1千円と委託料の109万4千円が久米島町暫定予算へ計上されています。

公有財産の23万5千円は、農業排水施設から下水道処理場への圧送するためのポンプ場用地費であります。所有者の相続手続に時間を要していることから手続が終わり次第支払う予定でございます。

ポンプ場施設の工事につきましては、所有者より施行の承諾を得て完了済であります。なお、打ち切り決算のため、1千860万5千円は赤字決算として新町へ継承されております。

以上が平成13年度具志川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

次に認定第11号、平成13年度具志川村下水道事業特別会計歳入歳出決算のご説明を申し上げます。

平成13年度具志川村下水道事業特別会計でございますが、出納整理期間無しによる打ち切り決算のため、歳入におきましては1億2千771万3千円、一方歳出は1億9千450万円で、マイナス6千678万7千円の赤字決算となっております。

歳入につきましては、対前年度比2億5千513万6千円の減であり、要因といたしましては下水道工事の完了が年度末になるため国庫補助金及び地方債が4月、5月に集中するため出納整理期間のない13年度におきましては国庫補助金1億616万7千円、地方債1億1千160万円が新町暫定予算へ計上されております。

歳出におきましては、工事費及び委託料が4月、5月で支払となるため、工事費1億6千84万9千円、設計管理委託料1千274万6千円が新町暫定予算への承継となっております。

13年度事業といたしましては、西銘集落内、久間地集落内農業集落排水との接続管渠布設工事約3.2kmを中心に実施しております。委託料につきましては、久間地集落内農業集落排水及び総合運動公園ホタルドーム接続委託設計をおこなっております。

以上が平成13年度具志川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

次に、認定第12号、平成13年度具志川村介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成12年度より介護保険制度が施行されて2年目の年度で、要支援・要介護認定等の状況やサービス給付費支給状況等から見ると、徐々に被保険者への制度の趣旨及び内容が浸透されてきております。

平成13年度具志川村介護保険特別会計の歳入であります。国庫支出金・支払基金・県負担金・一般会計負担金につきましては、保険給付費11カ月給付に係る法廷負担を超過する収納があり、調整交付金においては、法定額に不足が生じている状況にありますが、暫定予算での歳入により収納しております。

保険料収納状況においては、現年度分で96.2%、滞納繰越分で39.3%、合計で95.7%隣、収納額に対する法廷収納額を下回ることとなるが、特例措置による介護円滑導入基金特例交付金繰り入れ金を加算すると超過する収納となります。

以上につきましては14年度で償還等並び基金積立処理をおこなっております。

歳出におきまして、歳出の主な状況でございますが、総務費では人件費、事務費等を除く要介護認定に係る経費が対前年度比28.8%減となっております。保険給付費につきましては11カ月給付に係る対前年度比4%増となっております。

財政安定化基金拠出金における増額につきましては、平成12年度において沖縄県介護保険財政安定化基金条例改正に伴う拠出率改正に基づく増額となっております。

基金積立においては、前年度繰越金に伴う保険料並びに財政調整交付金等に係る譲与金を積み立てたものでございます。

以上が平成13年度介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

次に、認定第13号、平成13年度具志川村水道事業会計の決算についてご説明申し上げます。

平成13年度具志川村水道事業会計は給水栓1,502、給水人口4,401人に対し生活用水の供給をまいりました。給水栓は前年度に比べ17栓、1.14%の増加、使用水量は543,027立方メートルで前年度に比べまして22,176立方メートル、3.9%の減少となっております。

営業状況に関しましては、水道事業収益は1億3千396万8千円で、前年度収益に対し556万2千円の減となっております。収入減の主な要因は、使用料が減少したためであります。

水道事業費用は1億3千433万9千円で、前年度に比べまして367万3千円の減となっております。費用の中で減価償却費及び支払利息が43%を占めております。

損益計算につきましては、収益収入1億3千396万8千円に対し、収益的支出は1億3千177万7千円で、差引219万1千円の純利益を計上しております。前年度からの繰越欠損金2千890万2千円の当該年度利益で補い、2千671万1千円を当該年度未処理欠損金として次年度へ繰り越すことになっております。

以上が平成13年度具志川村水道事業決算の概要となっております。

次に認定第14号、平成13年度久米島消防組合一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成13年度久米島消防組合の一般会計歳入歳出決算額は、出納整理期間無しによる打つきり決算のため、歳入が3億305万3千円、歳出が3億291万2千円で、14万1千円の黒字決算となっております。

歳入につきましては、対前年度比3千224万6千円、9.6%の減であります。要因としましては、国庫支出による施設等整備補助事業がなかったこと、県支出金として、平成13年度消防学校派遣職員人件費が、出納整理期間に収納される予定でありましたが、打ち切り決算により682万7千円が新町へ承継されたためでございます。

歳出につきましては、対前年度比2千284万5千円、7%の減であります。要因としましては、義務的経費において振興資金の償還金返済完了に伴う減と施設等の整備事業の減であります。

以上が歳出の主な要因となっております。新町へ承継された歳出予算として約460万円が久米島町の暫定予算に計上されております。

以上が平成13年度久米島町消防組合一般会計歳入歳出決算の主な概要でございます。

次に、認定第15号、平成13年度久米島総合施設組合一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成13年度久米島総合施設組合の一般会計歳入歳出決算につきましては、合併に伴う打ちきり決算のため、歳入において4億1千749万2千円の収入未済額、歳出におきましては5億67万5千円が不要額となっておりますが、いずれもクリーンセンターの排ガス高度処理施設整備工事費が主な要因となっております。

歳入につきましては、火葬場使用料73万6千円、国庫補助金2億1千70万円、地方債2億320万円、給食費285万6千円となっております。新町暫定予算へ計上されております。

歳出につきましては、総合事務組合負担金448万4千円、給食材料費797万円、排ガス高度処理施設整備工事費4億4千730万円、その他委託料関係が不要額となっておりますが、ほとんどが新町暫定予算へ計上されております。

国庫補助金、地方債等の収納、工事費の支払いも含め5月中にすべて処理されております。

以上が平成13年度久米島総合施設組合一般会計歳入歳出決算の主な概要となっております。

以上、仲里村一般会計から久米島総合施設組合までの決算の概要をご説明申し上げましたが、ご審議を賜り認定していただきますようよろしくお願いいたします。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

認定第1号から15号までについては、旧仲里村、旧具志川村が平成14年4月1日合併したことにより仲里村、具志川村、久米島消防組合、久米島総合施設組合等が消滅し、両村長、一部事務組合管理者の失職による責任者不在の特異な状況になっています。よって、本義会はこのような実情に鑑み、旧両村の平成13年度に関する決算認定については、決算特別委員会への付託ではなく、議員全体による協議会の会議で去る12月11日、12日の両日にわたり質疑等をおこない、審議を十分行っておりますのでご理解いただけたものと思います。

お諮りします。

本日の会議では質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、認定第1号から15号については質疑を省略します。

これから認定第1号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号、平成13年度仲里村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第1号、平成13年度仲里村一般会計歳入歳出決算認定については認定されました。

次に認定第2号、平成13年度仲里村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号、平成13年度仲里村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第2号、平成13年度仲里村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定されました。

次に認定第3号、平成13年度仲里村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号、平成13年度仲里村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第3号、平成13年度仲里村老人保健特別会計歳入歳出決算認定については認定されました。

次に認定第4号、平成13年度仲里村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号、平成13年度仲里村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第4号、平成13年度仲里村介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第5号、平成13年度仲里村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号、平成13年度仲里村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第5号、平成13年度仲里村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第6号、平成13年度仲里村水道事業会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号、平成13年度仲里村水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第6号、平成13年度仲里村水道事業会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第7号、平成13年度具志川村一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号、平成13年度具志川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第7号、平成13年度具志川村一般会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第8号、平成13年度具志川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第8号、平成13年度具志川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第8号、平成13年度具志川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第9号、平成13年度具志川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第9号、平成13年度具志川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第9号、平成13年度具志川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第10号、平成13年度具志川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第10号、平成13年度具志川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第10号、平成13年度具志川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第11号、平成13年度具志川村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第11号、平成13年度具志川村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第11号、平成13年度具志川村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第12号、平成13年度具志川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第12号、平成13年度具志川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第12号、平成13年度具志川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第13号、平成13年度具志川村水道事業会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第13号、平成13年度具志川村水道事業会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第13号、平成13年度具志川村水道事業会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第14号、平成13年度久米島消防組合一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第14号、平成13年度久米島消防組合一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第14号、平成13年度久米島消防組合一般会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第15号、平成13年度久米島総合施設組合一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第15号、平成13年度久米島総合施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、認定第15号、平成13年度久米島総合施設組合一般会計歳入歳出決算認定については認定されました。

<日程第17>

○ 議長 高良ノブ

日程第17、議案第62号、久米島町議会の定数を定める条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第62号、久米島町議会の議員の定数を定める条例についてご説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、平成15年1月1日に地方自治法が改正されまして、これに基づきまして議員の定数を条例で定めないといけないということがございまして、今回の提案となっております。

条例の内容でございしますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、久米島町議会議員の定数は、18人とする。

附則、この条例は平成15年1月1日以降初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

○ 議長 高良ノブ

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「進行」の声あり)

質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「進行」の声あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

本案は地方自治法の改正に伴い、その法案の定数範囲内でありますので、この18名は妥当だと思います。よって、本案に賛成いたします。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第62号、久米島町議会の議員の定数を定める条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第62号、久米島町の議会の定数を定める条例については可決されました。

<日程第18>

○ 議長 高良ノブ

日程第18、発議第12号、久米島町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 12番 糸数誠三さん

発議第12号

平成14年12月16日

久米島町議会議長 高良ノブ殿

提出者 久米島町議会議員 糸数誠三

賛成者 久米島町議会議員 山城篤三 崎村稔 上江洲盛元

久米島町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

(提出の理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により、地方議会においても議員派遣制度が法制化されたことに伴い、その手続き規定を制定する必要がある。

久米島町議会会議規則の一部を改正する規則

久米島町議会会議規則（平成14年久米島町議会規則第1号）の一部を次のように改正す

る。

目次中「第15章 補則（第121条9）」を「第15章 議員の派遣（第121条）、第16章 補則（第122条）」に改める。

第15章中第121条を第122条とし、同章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 議員の派遣

（議員の派遣）

第121条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 議長 高良ノブ

これで提案者の説明を終わります。

本案については質疑を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（多数の「異議なし」の声あり）

それでは質疑を省略したいと思います。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「進行」の声あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 14番 宮田勇さん

発議第12号、本案についても、地方自治法の改正に伴う字句の訂正でありますので、そんなに問題点はないと思います。よって当議会も地方自治法の改正に伴って改正すべきものと本案に賛成します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これから発議第12号、久米島町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。したがって、発議第12号、久米島町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成14年第9回久米島町議会定例会を閉会します。

(午前 11時18分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号5番） 仲村昌慧

署名議員（議席番号6番） 國吉武